

【東京防災アクションプラン】全事業の状況一覧

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
主な取組				
I 地震対策				
1 建物の耐震化、更新等				
1－1 防災上重要な公共建築物等の倒壊を防ぎます				
私立幼稚園、高等学校、特別支援学校施設の耐震化	私立学校に対し、生徒等の安全を確保するために行う校舎等の耐震改修工事、耐震補強工事及び耐震診断に要する経費の一部を補助するほか、建築士派遣や説明会などの耐震化促進啓発事業を実施する。	・引き続き、私立学校安全対策促進事業費補助による対象施設の耐震化に向けた財政支援や事業周知などの耐震化促進啓発事業を実施する。 ・特に、耐震診断を実施していない施設を所有する私立学校に対しては、「一級建築士の学校派遣事業」による簡易診断を行うよう、働きかけを行う。	・引き続き、私立学校安全対策促進事業費補助による対象施設の耐震化に向けた財政支援や事業周知などの耐震化促進啓発事業を実施する。 ・特に、耐震診断を実施していない施設を所有する私立学校に対しては、「一級建築士の学校派遣事業」による簡易診断を行うよう、働きかけを行う。	・引き続き、私立学校安全対策促進事業費補助による対象施設の耐震化に向けた財政支援や事業周知などの耐震化促進啓発事業を実施する。 ・特に、耐震診断を実施していない施設を所有する私立学校に対しては、「一級建築士の学校派遣事業」による簡易診断を行うよう、働きかけを行う。
医療施設の耐震化	都内の医療施設における安全性の向上と震災時における医療体制の確保を図るため、医療機関の耐震化を促進する。	【医療施設耐震化対策事業】 ・新築建替1施設 ・耐震補強0施設 ・耐震診断18施設 【医療施設耐震対策緊急促進事業】 ・新築建替1施設 【医療施設耐震化促進事業】 ・耐震補強1施設 ・耐震診断6施設 ・新築建替1施設	継続実施	継続実施
防災上重要な建築物の耐震化推進	都民の生命の保護と経済活動における減災を図るため、病院や私立学校などの防災上重要な民間建築物、百貨店、ホテルなどの不特定多数の人が利用する民間建築物及び公立小中学校などの防災上重要な区市町村立建築物の耐震化を促進する。	免震工事の設計については、引き続き財団と協議しながら業務を進めていく。	引き続き財団と協議しながら、免震工事を進めていく。	引き続き財団と協議しながら、免震工事を進めていく。
持続可能な消防行政を支える拠点・基盤等の整備	都民の安全、安心を担う消防行政として、持続可能な社会の実現に寄与すると共に、BCPの観点から、気候変動に伴う水害対策や新興感染症対策を行う等、継続した行政運営を実施するための体制強化を図る。また、それらをもより高い水準で実現し、継続していくため、消防行政を支える「人」や「技術」といった基盤の強化を図る。	・査察広報車の更新（緊急仕様） ・原動機付自転車の更新 ・消防庁舎等の照明設備LED化の推進 ・充電設備の整備 ・電気設備浸水対策改修工事 ・太陽光発電設備の設置 ・非常用発電機の整備 ・消防庁舎における再生可能エネルギー電力の導入 ・新興感染症対策資器材の整備	・査察広報車の更新（緊急仕様） ・原動機付自転車の更新 ・充電設備の整備 ・太陽光発電設備の設置 ・非常用発電機の整備 ・消防庁舎における再生可能エネルギー電力の導入 ・新興感染症対策資器材の整備	・査察広報車の更新（緊急仕様） ・充電設備の整備 ・太陽光発電設備の設置 ・非常用発電機の整備 ・消防庁舎における再生可能エネルギー電力の導入 ・新興感染症対策資器材の整備
警察署庁舎の整備	災害時に活動拠点となる警察署庁舎の整備を図る。	老朽、狭あい化、耐震性に問題がある警察署を改善する。	未定	未定
社会福祉施設等の耐震化	社会福祉施設等が、高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者の安心、安全を確保するために必要な耐震診断、耐震改修及び耐震性が確保されている建築物への移転に要する費用の一部を補助し、社会福祉施設等の耐震化を促進する。	・未耐震施設への耐震改修補助 ・未診断施設への耐震診断補助 ・未耐震施設への移転経費補助 ・福祉保健財団による訪問、アドバイザー派遣	・未耐震施設への耐震改修補助 ・未診断施設への耐震診断補助 ・未耐震施設への移転経費補助 ・福祉保健財団による訪問、アドバイザー派遣	・未耐震施設への耐震改修補助 ・未診断施設への耐震診断補助 ・未耐震施設への移転経費補助 ・福祉保健財団による訪問、アドバイザー派遣
保育施設の非構造部材耐震対策支援事業	東日本大震災により多くの学校等の施設で、天井材、照明器具、外壁などの落下による被害が発生したことから、子供の安全及び災害時の避難所等の機能を確保するため、これらの「非構造部材」の落下防止対策を実施する。	継続して実施する。	継続して実施する。	継続して実施する。
私立学校施設の非構造部材の耐震対策工事補助	私立学校施設における耐震化を促進するため、校舎等の非構造部材の耐震対策に係る経費の一部を補助する。	引き続き、校舎等の非構造部材の耐震対策に係る財政支援や耐震化補助事業周知等を実施する。	引き続き、校舎等の非構造部材の耐震対策に係る財政支援や耐震化補助事業周知等を実施する。	引き続き、校舎等の非構造部材の耐震対策に係る財政支援や耐震化補助事業周知等を実施する。
公立学校施設防災機能強化支援事業	東日本大震災により多くの学校等の施設で、天井材、照明器具、外壁などの落下による被害が発生したことから、子供の安全及び災害時の避難所等の機能を確保するため、これらの「非構造部材」の落下防止対策等を行う区市町村を支援する。 また、平成30年6月に発生した、大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊事故の発生を踏まえ、災害時における安全確保のため、ブロック塀等の安全対策を行う区市町村を支援する。 児童、生徒にとって安全、安心な環境を確保するとともに、災害時における避難所としての機能を向上させるため、トイレ改修（洋式化等）や災害用トイレ（マンホールトイレ等）の整備を実施する区市町村を支援する。	・学校施設における非構造部材の耐震化や災害時における児童生徒等の安全を確保する上で必要な対策を行う区市町村に対する財政支援 ・公立学校施設において、トイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレ（マンホールトイレ等）の整備を行う区市町村に対する財政支援 ・積極的な活用の働きかけ	・学校施設における非構造部材の耐震化や災害時における児童生徒等の安全を確保する上で必要な対策を行う区市町村に対する財政支援 ・公立学校施設において、トイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレ（マンホールトイレ等）の整備を行う区市町村に対する財政支援 ・積極的な活用の働きかけ	・学校施設における非構造部材の耐震化や災害時における児童生徒等の安全を確保する上で必要な対策を行う区市町村に対する財政支援 ・公立学校施設において、トイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレ（マンホールトイレ等）の整備を行う区市町村に対する財政支援 ・積極的な活用の働きかけ
1－2 長周期地震動対策、家具類の転倒・落下・移動防止対策を促進します				
超高層建築物等における長周期地震動対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
都民との連携による地域防災力の強化	災害発生時の被害を軽減させるため、一人でも多くの都民の防災意識を高め、防災訓練をはじめとしたさまざまな事前対策の推進を図り、発災時の適切な行動の実践力を向上させる。	・消防防災資料センターの維持管理 ・消防防災資料センター運営業務委託 ・都民防災教育センター運営業務委託 ・都民防災教育センター改修及び維持管理 ・公衆無線LAN（Wi-Fi）による広報活動及び施設サービスの向上 ・ミニVR防災体験車の整備 ・外国人等防災訓練の推進 ・女性防火組織の育成指導 ・消防少年団の育成指導 ・幼年消防クラブの育成 ・自走式地震動シミュレーター「地震ザブトン」の維持管理 ・能登半島地震を踏まえた延焼シミュレーションシステムの機能付加	・消防防災資料センターの維持管理 ・消防防災資料センター運営業務委託 ・都民防災教育センター運営業務委託 ・都民防災教育センター改修及び維持管理 ・公衆無線LAN（Wi-Fi）による広報活動及び施設サービスの向上 ・ミニVR防災体験車の整備 ・女性防火組織の育成指導 ・消防少年団の育成指導 ・幼年消防クラブの育成	・消防防災資料センターの維持管理 ・消防防災資料センター運営業務委託 ・都民防災教育センター運営業務委託 ・都民防災教育センター改修及び維持管理 ・公衆無線LAN（Wi-Fi）による広報活動及び施設サービスの向上 ・ミニVR防災体験車の整備 ・女性防火組織の育成指導 ・消防少年団の育成指導 ・幼年消防クラブの育成
都民との連携による地域防災力の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
1－3 住宅やマンションなどの倒壊防止や防災力向上を促進します				
都独自の「耐震化促進税制」の実施	災害に強い東京の実現に向けて、住宅の耐震化を促進するため、住宅の「建替え」及び「耐震改修」を税制面から支援する。 〔固定資産税、都市計画税の減免（23区内）〕	昭和57年1月1日以前から所在する家屋等を所有している納税者に対する制度の周知	未定 ※本減免制度は、令和8年3月31日までに新築又は改修された家屋が対象となる。令和8年4月1日以後の対応については、関係局の動向等を踏まえ、改めて検討する。	未定 ※本減免制度は、令和8年3月31日までに新築又は改修された家屋が対象となる。令和8年4月1日以後の対応については、関係局の動向等を踏まえ、改めて検討する。
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
建築物の耐震化資金融資制度	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業	建物所有者へのアドバイザーの派遣や、パンフレットの作成、耐震イベントの開催などを実施する区市町村に対して、技術的、財政的に支援する。	区市町村が実施する個別訪問、周知文の配布、専門家派遣、耐震化の促進に寄与する事業などに補助を実施	区市町村が実施する個別訪問、周知文の配布、専門家派遣、耐震化の促進に寄与する事業などに補助を実施	区市町村が実施する個別訪問、周知文の配布、専門家派遣、耐震化の促進に寄与する事業などに補助を実施
住宅の耐震化のための助成制度	震災時に甚大な被害が想定される整備地域内及び整備地域外において、建物倒壊による道路閉塞等を防ぐため、住宅の耐震診断、耐震改修等に助成を行う。	・所有者に対する積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象に、戸建住宅等の耐震診断・耐震改修等への補助を実施 ・旧耐震住宅と2000年以前に建築された新耐震基準の木造住宅が対象（新耐震基準の木造住宅については除却、建替は対象外） ・耐震改修等に併せて実施する太陽光パネル荷重分の補強に対する加算 ・障害者世帯等の安全・安心の確保に向けた、耐震化を促す取組	・所有者に対する積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象に、戸建住宅等の耐震診断・耐震改修等への補助を実施 ・旧耐震住宅と2000年以前に建築された新耐震基準の木造住宅が対象（新耐震基準の木造住宅については除却、建替は対象外） ・耐震改修等に併せて実施する太陽光パネル荷重分の補強に対する加算 ・障害者世帯等の安全・安心の確保に向けた、耐震化を促す取組	・所有者に対する積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象に、戸建住宅等の耐震診断・耐震改修等への補助を実施 ・旧耐震住宅と2000年以前に建築された新耐震基準の木造住宅が対象（新耐震基準の木造住宅については除却、建替は対象外） ・耐震改修等に併せて実施する太陽光パネル荷重分の補強に対する加算 ・障害者世帯等の安全・安心の確保に向けた、耐震化を促す取組
都市再生ステップアップ、プロジェクトの推進	本プロジェクトは、活力と魅力ある東京を実現するため、全庁的な取組の下、地区の特性に応じたコンセプト等を定め、民間の資金力やノウハウを取り入れて複数の都有地を一体的に活用するとともに、周辺開発を誘発し、まちづくりを促進することにより、地域の活力を一層向上させていく事業である。実施地区として、平成22年に竹芝地区、平成23年に渋谷地区の公表を行った。 本プロジェクトでは、有識者のヒアリングなどを行いながら、都有地の活用を通じて、地区に応じたまちづくりの誘導目標を示したガイドラインを策定、公表し、その後、公募型プロポーザル方式により、ガイドラインに則した提案を民間事業者から受け、最も優れた提案者と都とが基本協定を締結し、事業を進めていく。	渋谷地区（児童会館跡地）において、防災に関する条件である、施設の耐震性のほか帰宅困難者への対応等に適合した計画を実現するため、複合施設開業に向けた適切な進捗管理の実施に向け調整	渋谷地区（児童会館跡地）において、防災に関する条件である、施設の耐震性のほか帰宅困難者への対応等に適合した計画を実現するため、複合施設開業に向けた適切な進捗管理の実施に向け調整	渋谷地区（児童会館跡地）において、防災に関する条件である、施設の耐震性のほか帰宅困難者への対応等に適合した計画を実現するため、適切な事業の進捗管理を実施。
エリアマネジメントの普及、促進による地域の防災力向上	管理、運営段階における民間部門の取組を奨励し、良好な市街地を維持・増進	市街地整備事業により整備されたまちを横断的に捉えることでの地域の融合、商店街を含む市街地整備事業における既存商店街との連携など広域的な観点により、まちの持続的発展・地域の防災力向上などをテーマとしたセミナーを開催	市街地整備事業により整備されたまちを横断的に捉えることでの地域の融合、商店街を含む市街地整備事業における既存商店街との連携など広域的な観点により、まちの持続的発展・地域の防災力向上などをテーマとしたセミナーを開催	市街地整備事業により整備されたまちを横断的に捉えることでの地域の融合、商店街を含む市街地整備事業における既存商店街との連携など広域的な観点により、まちの持続的発展・地域の防災力向上などをテーマとしたセミナーを開催
都市施設整備再開発事業	道路等が未整備な既存市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、地域の防災性や生活環境の向上を図るため、道路等の重要な都市施設と周辺市街地を一体的に整備	建築工事の推進 補償業務	建築工事の推進 補償業務	建築工事の推進 補償業務
都市改造土地地区画整理事業	市街地整備に有効な手法である土地地区画整理事業により、道路、公園等の都市基盤整備を行うとともに、移転に伴う建物の建替えで、良好な生活環境の確保と防災性を向上	引き続き、着実に事業を推進	引き続き、着実に事業を推進	引き続き、着実に事業を推進
臨海部開発事業	大街区方式の土地地区画整理事業によって広域幹線道路を整備することにより、都心部と臨海副都心との連携強化や東京全体のネットワークの充実を促進	公共施設管理者への引継業務を実施	公共施設管理者への引継業務を実施	公共施設管理者への引継業務を実施

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）	既成市街地において快適な居住環境の創出、都市機能の更新等を図りつつ、良質な住宅市街地の形成を推進するため、総合的に住宅市街地を再生、整備	西新井駅西口周辺地区など13地区で行われる事業の指導監督事務	西新井駅西口周辺地区など13地区で行われる事業の指導監督事務	西新井駅西口周辺地区など13地区で行われる事業の指導監督事務
空き家利活用等区市町村支援事業	区市町村が取り組む基本的な空き家対策の事業（基本型）、地域特性に応じて空き家対策計画等に位置付け実施する事業（企画提案型）に対して財政支援を行う。（821-Sと同一事業）	基本型及び企画提案型において、空き家の改修や除却を支援	基本型及び企画提案型において、空き家の改修や除却を支援	基本型及び企画提案型において、空き家の改修や除却を支援
マンションの適切な管理の推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
マンション再生の促進（耐震化）	マンションの耐震化を促進するため、管理組合等に対する普及啓発、合意形成の支援を行うとともに、耐震診断、改修等への助成を実施する区市町村に対して助成を行うことで、災害に強い東京の実現を図る。	・アドバイザー 60件 ・耐震診断 5,000戸 ・耐震改修 3,250戸 ・マンション耐震化推進サポート事業 ・命を守るためのビロティ階等緊急対策事業	未定	未定
マンション再生の促進（建替え等の円滑化）	まちづくりと連携して、マンションの建替え等を促進する仕組みを構築し、地域の課題解決にも寄与するマンション再生の取組について、重点的な支援を行う。	・マンション再生まちづくり制度 計画検討 11地区、合意形成支援 2 地区 ・共同化建替えアドバイザー 2 件 ・都市居住再生促進事業（建替えタイプ、ストック再生タイプ、都心居住推進タイプ）	・都市居住再生促進事業（建替えタイプ、ストック再生タイプ、都心居住推進タイプ）	・都市居住再生促進事業（建替えタイプ、ストック再生タイプ、都心居住推進タイプ）
マンション改良工事助成制度	マンションの共用部分を計画的に改良、修繕する管理組合に対し、都が利子補給することにより、居住性能の回復及び管理の適正化を図り、居住水準の向上や良好な住環境の形成を実現する。	利子補給予定戸数 5,000戸	利子補給予定戸数 5,000戸	利子補給予定戸数 5,000戸
屋外広告物、天井等の落下防止対策	建築物の屋上や壁面に設置されている屋外広告物の落下等を防止するため、屋外広告物の所有者や広告主等へ安全点検に関する周知啓発を行う。 また、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル及びはめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、都内建築物の所有者に対し、改善指導を継続する。	【屋外広告物】 ・変更・更新手続時に、屋外広告物自己点検報告書の提出を徹底 ・看板の安全管理ガイドブック等により、屋外広告物の所有者に対し、的確な点検方法を周知【天井等】 ・建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告等の機会を捉えて、引き続き、建物所有者に対し、落下防止対策に関する普及啓発や改善指導	【屋外広告物】 ・変更・更新手続時に、屋外広告物自己点検報告書の提出を徹底 ・看板の安全管理ガイドブック等により、屋外広告物の所有者に対し、的確な点検方法を周知【天井等】 ・建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告等の機会を捉えて、引き続き、建物所有者に対し、落下防止対策に関する普及啓発や改善指導	【屋外広告物】 ・変更・更新手続き時に、屋外広告物自己点検報告書の提出を徹底 ・看板の安全管理ガイドブック等により、屋外広告物の所有者に対し、的確な点検方法を周知
東京とどまるマンションの普及	災害による停電に備えて、給水ポンプやエレベーターの非常用電源の確保、防災マニュアルに基づく防災訓練、備蓄などに取り組む共同住宅について、登録、公開する制度を通じ、「東京とどまるマンション」の普及を図る。	とどまるマンションの広報活動等の展開や支援事業により、登録数を増やし、在宅避難を促進	とどまるマンションの広報活動等の展開や支援事業により、登録数を増やし、在宅避難を促進	とどまるマンションの広報活動等の展開や支援事業により、登録数を増やし、在宅避難を促進
マンション防災に関する普及啓発	防災イベントや地域でのセミナーなど様々な場面で活用できるよう、複数種類の普及啓発映像を制作し、都民のマンション防災への関心を高める。	・複数種類の動画制作 ・イベントやSNS等を用いた掲出	・イベントやSNS等を用いた掲出	・イベントやSNS等を用いた掲出
都内エレベーターの早期復旧	日本エレベーター協会加盟会社と連携し、災害時の都内エレベーター閉じ込み等の情報収集体制を構築する。	メーカーと連携した閉じ込み情報等の共有体制を運用	メーカーと連携した閉じ込み情報等の共有体制を運用	メーカーと連携した閉じ込み情報等の共有体制を運用
耐震工法、事例の情報提供	木造住宅及びビル、マンションの耐震改修工法について、優れたアイデアや事例を広く募集し、一定の評価を行った上で、展示会やパンフレット等の配布により、都民に情報提供を行う。 木造住宅及びビル、マンションの公募、選定は、年度を重複しないようにそれぞれ3年専ら実施する。	事例の公募、選定事業は終了	事例の公募、選定事業は終了	事例の公募、選定事業は終了
建築物の耐震化総合相談窓口	建物の耐震化に関する相談業務を専門的な知識と情報を有する機関に委託し、木造、非木造住宅やビル等の一元かつ総合的な相談ができる窓口を開設する。	・耐震化に関する総合的な相談窓口を開設し、様々な相談に対応 ・緊急輸送道路沿道建築物や特定建築物の所有者に対し、課題に応じた専門家をアドバイザーとして派遣し、個別の課題を解決。 ・なお、沿道建築物については、都が認定したアドバイザーが主体的に所有者の取組を支援し、合意形成等の課題解決をサポート ・戸建住宅等や組織造業にもアドバイザーを派遣 ・非木造建築物の補強設計等の実施について、専門機関や団体と協力のうえ、各団体の実施した講習会の受講者を、都民に広く情報提供（非木造建築物補強設計等技術者育成制度） ・都民が住宅の耐震化に取り組みやすい環境を整備するため、「木造住宅耐震診断事務所登録制度」を構築し、耐震診断、補強設計事務所の技術的継続的な向上を図るとともに広く情報提供	・耐震化に関する総合的な相談窓口を開設し、様々な相談に対応 ・緊急輸送道路沿道建築物や特定建築物の所有者に対し、課題に応じた専門家をアドバイザーとして派遣し、個別の課題を解決。 ・なお、沿道建築物については、都が認定したアドバイザーが主体的に所有者の取組を支援し、合意形成等の課題解決をサポート ・戸建住宅等や組織造業にもアドバイザーを派遣 ・非木造建築物の補強設計等の実施について、専門機関や団体と協力のうえ、各団体の実施した講習会の受講者を、都民に広く情報提供（非木造建築物補強設計等技術者育成制度） ・都民が住宅の耐震化に取り組みやすい環境を整備するため、「木造住宅耐震診断事務所登録制度」を構築し、耐震診断、補強設計事務所の技術的継続的な向上を図るとともに広く情報提供	・耐震化に関する総合的な相談窓口を開設し、様々な相談に対応 ・緊急輸送道路沿道建築物や特定建築物の所有者に対し、課題に応じた専門家をアドバイザーとして派遣し、個別の課題を解決。 ・なお、沿道建築物については、都が認定したアドバイザーが主体的に所有者の取組を支援し、合意形成等の課題解決をサポート ・戸建住宅等や組織造業にもアドバイザーを派遣 ・非木造建築物の補強設計等の実施について、専門機関や団体と協力のうえ、各団体の実施した講習会の受講者を、都民に広く情報提供（非木造建築物補強設計等技術者育成制度） ・都民が住宅の耐震化に取り組みやすい環境を整備するため、「木造住宅耐震診断事務所登録制度」を構築し、耐震診断、補強設計事務所の技術的継続的な向上を図るとともに広く情報提供
木造住宅耐震診断事務所登録等の実施	木造住宅耐震診断、補強設計事務所登録制度を活用して、都民が安心して円滑に耐震化に取り組む環境を整備	・上記に加え、区市町村と共同で「木造住宅耐震改修業者講習会」を開催し、耐震改修の際のポイントや、都と各区市町村の助成制度、金融知識などを施工業者に指導 ・申請建築物によって、交付に必要な書類等が異なるため、東京都からの委託を受けた耐震マーク事務局がとりまとめを行い、年間を通じて申請受付、マーク交付を実施 ・建物の見えやすいところ（入り口等）に提出することで、利用者が建物を利用する前に対象建物の安全性を直接確認が可能 （「新耐震適合」、「耐震診断済」、「耐震改修済」と建物ごとに標記） ・耐震化工事中の建物について、「耐震改修工事中」の掲示物を交付	・上記に加え、区市町村と共同で「木造住宅耐震改修業者講習会」を開催し、耐震改修の際のポイントや、都と各区市町村の助成制度、金融知識などを施工業者に指導 ・申請建築物によって、交付に必要な書類等が異なるため、東京都からの委託を受けた耐震マーク事務局がとりまとめを行い、年間を通じて申請受付、マーク交付を実施 ・建物の見えやすいところ（入り口等）に提出することで、利用者が建物を利用する前に対象建物の安全性を直接確認が可能 （「新耐震適合」、「耐震診断済」、「耐震改修済」と建物ごとに標記） ・耐震化工事中の建物について、「耐震改修工事中」の掲示物を交付	・上記に加え、区市町村と共同で「木造住宅耐震改修業者講習会」を開催し、耐震改修の際のポイントや、都と各区市町村の助成制度、金融知識などを施工業者に指導 ・申請建築物によって、交付に必要な書類等が異なるため、東京都からの委託を受けた耐震マーク事務局がとりまとめを行い、年間を通じて申請受付、マーク交付を実施 ・建物の見えやすいところ（入り口等）に提出することで、利用者が建物を利用する前に対象建物の安全性を直接確認が可能 （「新耐震適合」、「耐震診断済」、「耐震改修済」と建物ごとに標記） ・耐震化工事中の建物について、「耐震改修工事中」の掲示物を交付
耐震マーク表示制度	建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、都民が安心して建築物を利用することができるよう、耐震基準に適合していることが確認された建築物に東京耐震マークを交付し、建築物の入口など見やすい場所に表示	・申請建築物によって、交付に必要な書類等が異なるため、東京都からの委託を受けた耐震マーク事務局がとりまとめを行い、年間を通じて申請受付、マーク交付を実施 ・建物の見えやすいところ（入り口等）に提出することで、利用者が建物を利用する前に対象建物の安全性を直接確認が可能 （「新耐震適合」、「耐震診断済」、「耐震改修済」と建物ごとに標記） ・耐震化工事中の建物について、「耐震改修工事中」の掲示物を交付	・申請建築物によって、交付に必要な書類等が異なるため、東京都からの委託を受けた耐震マーク事務局がとりまとめを行い、年間を通じて申請受付、マーク交付を実施 ・建物の見えやすいところ（入り口等）に提出することで、利用者が建物を利用する前に対象建物の安全性を直接確認が可能 （「新耐震適合」、「耐震診断済」、「耐震改修済」と建物ごとに標記） ・耐震化工事中の建物について、「耐震改修工事中」の掲示物を交付	・申請建築物によって、交付に必要な書類等が異なるため、東京都からの委託を受けた耐震マーク事務局がとりまとめを行い、年間を通じて申請受付、マーク交付を実施 ・建物の見えやすいところ（入り口等）に提出することで、利用者が建物を利用する前に対象建物の安全性を直接確認が可能 （「新耐震適合」、「耐震診断済」、「耐震改修済」と建物ごとに標記） ・耐震化工事中の建物について、「耐震改修工事中」の掲示物を交付

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
耐震キャンペーン実施	耐震化推進の気運を盛り上げるため、9月の防災週間から1月の兵庫県南部地震発生日の時期に合わせて、耐震キャンペーンを実施	【具体的取組】 ・耐震フォーラム:建物の耐震化をテーマとした講演、事例紹介 等 ・耐震化個別相談会:専門家による耐震診断や改修工事、融資制度等に関する個別相談会 ・耐震改修工法等展示会:「木造住宅のための簡易な耐震工法」で選定された事例紹介・無料相談 ・耐震改修検討中の管理組合のための成功事例見学会:耐震改修を検討している都民と耐震改修を実施した建築物を成功事例として見学会を実施 ・木造耐震改修事業者講習会:助成制度や金融知識 ・耐震フェア:各区市町村で、耐震イベントを開催 【広報・周知等】 ・新たな耐震化普及啓発動画を耐震ポータルサイト等で活用 ・都営交通の広告媒体を使用した広報活動 ・広報東京都、区市町村の広報紙、HPへのキャンペーン広告掲載 ・区市が開催する防災イベントと連携したチラシ配布 ・キャンペーンチラシのDM発送、ポスティング	【具体的取組】 ・耐震フォーラム:建物の耐震化をテーマとした講演、事例紹介 等 ・耐震化個別相談会:専門家による耐震診断や改修工事、融資制度等に関する個別相談会 ・耐震改修工法等展示会:「木造住宅のための簡易な耐震工法」で選定された事例紹介・無料相談 ・耐震改修検討中の管理組合のための成功事例見学会:耐震改修を検討している都民と耐震改修を実施した建築物を成功事例として見学会を実施 ・木造耐震改修事業者講習会:助成制度や金融知識 ・耐震フェア:各区市町村で、耐震イベントを開催 【広報・周知等】 ・新たな耐震化普及啓発動画を耐震ポータルサイト等で活用 ・都営交通の広告媒体を使用した広報活動 ・広報東京都、区市町村の広報紙、HPへのキャンペーン広告掲載 ・区市が開催する防災イベントと連携したチラシ配布 ・キャンペーンチラシのDM発送、ポスティング	【具体的取組】 ・耐震フォーラム:建物の耐震化をテーマとした講演、事例紹介 等 ・耐震化個別相談会:専門家による耐震診断や改修工事、融資制度等に関する個別相談会 ・耐震改修工法等展示会:「木造住宅のための簡易な耐震工法」で選定された事例紹介・無料相談 ・耐震改修検討中の管理組合のための成功事例見学会:耐震改修を検討している都民と耐震改修を実施した建築物を成功事例として見学会を実施 ・木造耐震改修事業者講習会:助成制度や金融知識 ・耐震フェア:各区市町村で、耐震イベントを開催 【広報・周知等】 ・新たな耐震化普及啓発動画を耐震ポータルサイト等で活用 ・都営交通の広告媒体を使用した広報活動 ・広報東京都、区市町村の広報紙、HPへのキャンペーン広告掲載 ・区市が開催する防災イベントと連携したチラシ配布 ・キャンペーンチラシのDM発送、ポスティング
耐震ポータルサイトの運営		意識啓発及び耐震化への取組に必要な情報を、建物所有者や区市町村、建築士等の専門家などに対して的確に提供し、耐震化に向けた自発的な行動を促すとともにその支援を図り、耐震化を促進	意識啓発及び耐震化への取組に必要な情報を、建物所有者や区市町村、建築士等の専門家などに対して的確に提供し、耐震化に向けた自発的な行動を促すとともにその支援を図り、耐震化を促進	意識啓発及び耐震化への取組に必要な情報を、建物所有者や区市町村、建築士等の専門家などに対して的確に提供し、耐震化に向けた自発的な行動を促すとともにその支援を図り、耐震化を促進
建築物の耐震性能報告	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例では、特定緊急輸送道路沿道建築物の建物所有者に耐震性能の報告を義務付けており、「耐震診断実施結果の報告」及び「耐震改修等実施結果の報告」に関して報告の受領、予備審査、データ管理等一般緊急輸送道路沿道建築物についても、耐震化率を把握するために、区市町村から助成金申請状況等の報告を受けるとし、報告の受領、データ管理等特定緊急輸送道路沿道のブロック等についても耐震診断を義務付けし、建物と同様、報告書の受領、データ管理等	耐震性能の報告に関して報告の受領、予備審査、データ入力、管理等を業務委託する。緊急輸送道路の耐震化状況について、区間到達率を用いて半期毎にデータ更新実施 耐震診断結果の公表に係る事務について、業務委託する。 ブロック等についての耐震診断等に関して報告の受領、予備審査、データ入力、管理等を業務委託	耐震性能の報告に関して報告の受領、予備審査、データ入力、管理等を業務委託する。緊急輸送道路の耐震化状況について、区間到達率を用いて半期毎にデータ更新実施 耐震診断結果の公表に係る事務について、業務委託する。 ブロック等についての耐震診断等に関して報告の受領、予備審査、データ入力、管理等を業務委託	耐震性能の報告に関して報告の受領、予備審査、データ入力、管理等を業務委託する。緊急輸送道路の耐震化状況について、区間到達率を用いて半期毎にデータ更新実施 耐震診断結果の公表に係る事務について、業務委託する。 ブロック等についての耐震診断等に関して報告の受領、予備審査、データ入力、管理等を業務委託
超高層建築物等における長周期地震動対策	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
建築物における液状化対策	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
燃料確保対策	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
都営住宅の耐震化(都営住宅耐震改修事業)	「都営住宅耐震化整備プログラム（2020年度改定）」に基づき、2025年度末までに都営住宅の耐震化率100%とする目標達成に向け、着実に耐震化を実施していく。	店舗買取制度と店舗買取説明業務委託を活用することで、併存店舗付き住棟の耐震化を推進		-
都営住宅の耐震化(エレベーター停電時自動着床装置の設置)	都営住宅のエレベーターに、停電時に最寄階で自動停止する停電時自動着床装置を、付加設置及びリニューアル時に併せて設置することで年次計画を計画的に推進する。	61基設置	65基設置	引き続きリニューアル時に併せた設置を行うことで年次計画を計画的に推進する。
都営住宅の建替えの推進と用地の創出、活用	昭和40年代以前に建設された住宅を対象に都営住宅の建替えを推進し、耐震化やバリアフリー化を図るとともに、団地の高層化、集約化により用地を創出し、道路、公園の整備促進、防災力の強化などに活用する。	引き続き年間建替戸数を3,800戸として、建替えを推進するとともに、併せて道路、公園を整備	引き続き年間建替戸数を3,800戸として、建替えを推進するとともに、併せて道路、公園を整備	引き続き年間建替戸数を3,800戸として、建替えを推進するとともに、併せて道路、公園を整備
都営住宅団地の耐震化推進による地域の安全確保（倒壊の恐れのある併存店舗付き住棟の除却）	耐震性の不足している都営住宅に併存する区分所有店舗の買取を行い、建物の除却を実施していく。	耐震性の不足している都営住宅に併存する区分所有店舗の買取を行う	耐震性の不足している都営住宅に併存する区分所有店舗の買取を行う	耐震性の不足している都営住宅に併存する区分所有店舗の買取を行う
救助活動体制の充実強化	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
超高層建築物等における長周期地震動対策	国が超高層建築物等における長周期地震動対策を公表した後、建物所有者等に対し、補強方法や事例等を情報提供することにより、対策が推進するよう支援	引続き、関係部署と連携し、既存の超高層建築物等の所有者等に対して、補強方法等や家具類の転倒防止対策など、長周期地震動の安全を確保するための啓発を推進	引続き、関係部署と連携し、既存の超高層建築物等の所有者等に対して、補強方法等や家具類の転倒防止対策など、長周期地震動の安全を確保するための啓発を推進	引続き、関係部署と連携し、既存の超高層建築物等の所有者等に対して、補強方法等や家具類の転倒防止対策など、長周期地震動の安全を確保するための啓発を推進
建築物における液状化対策	地震時の軟弱地盤の液状化による建築物等への被害を軽減するため、建築確認申請の機会をとらえて対策を促進 また、建築主等が液状化による建物被害に備えるために必要となる地盤データや対策工法等を情報提供するとともに、対策について専門家からアドバイスを受けられる制度を創設し、対策の実施を支援	・建築物の所有者や建築主に対し、液状化対策ポータルサイトやリーフレット等を通して、液状化の可能性や具体的な対策についての情報を広く提供するとともに、都民の依頼を受けて液状化対策アドバイザーを派遣 ・コンソーシアムによる液状化対策の普及啓発活動を実施するとともに、液状化対策に取り組む区市町村や既存住宅の工法認定を取得する施工者等への支援等を実施	・建築物の所有者や建築主に対し、液状化対策ポータルサイトやリーフレット等を通して、液状化の可能性や具体的な対策についての情報を広く提供するとともに、都民の依頼を受けて液状化対策アドバイザーを派遣 ・コンソーシアムによる液状化対策の普及啓発活動を実施するとともに、液状化対策に取り組む区市町村や既存住宅の工法認定を取得する施工者等への支援等を実施	・建築物の所有者や建築主に対し、液状化対策ポータルサイトやリーフレット等を通して、液状化の可能性や具体的な対策についての情報を広く提供するとともに、都民の依頼を受けて液状化対策アドバイザーを派遣 ・コンソーシアムによる液状化対策の普及啓発活動を実施するとともに、液状化対策に取り組む区市町村や既存住宅の工法認定を取得する施工者等への支援等を実施

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
民間のブロック塀等の安全対策	ブロック塀について、所有者に対して、安全点検や必要な対策の実施を促すとともに、民間のブロック塀等の撤去や新設などを行う者に補助金を交付する区市町村に対し、都が補助を行い、地震による塀の倒壊被害の防止	引き続き、ブロック塀自己点検のチェックポイントや、区市町村における補助制度及び、相談窓口の一覧等をホームページに掲載し、普及啓発を図るとともに、補助制度未整備の区市町村に対し、制度の創設を促し、区市町村への補助を通じて、財政面からも所有者の取組を支援していく。	引き続き、ブロック塀自己点検のチェックポイントや、区市町村における補助制度及び、相談窓口の一覧等をホームページに掲載し、普及啓発を図るとともに、補助制度未整備の区市町村に対し、制度の創設を促し、区市町村への補助を通じて、財政面からも所有者の取組を支援していく。	引き続き、ブロック塀自己点検のチェックポイントや、区市町村における補助制度及び、相談窓口の一覧等をホームページに掲載し、普及啓発を図るとともに、補助制度未整備の区市町村に対し、制度の創設を促し、区市町村への補助を通じて、財政面からも所有者の取組を支援していく。
都営住宅におけるブロック塀等の安全対策	都営住宅における既存ブロック塀等のうち現行法規に適合しない塀について、安全対策を実施していく。	引き続き、現行法規に適合しないブロック塀等を撤去するとともに、必要に応じて新たな塀を順次設置	-	-
高齢者施設等の防災、減災対策推進事業	介護施設等における防災、減災対策を推進するため、国の「地域介護、福祉空間整備等施設整備交付金」を活用し、大規模停電、断水時に入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備及び給水施設の整備、水害対策のための改修、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に必要な経費を補助する。	・非常用自家発電設備の整備に対する補助 ・給水設備の整備に対する補助 ・水害対策のための改修に対する補助 ・ブロック塀等の改修に対する補助 ・換気設備の設置に対する補助	・非常用自家発電設備の整備に対する補助 ・給水設備の整備に対する補助 ・水害対策のための改修に対する補助 ・ブロック塀等の改修に対する補助 ・換気設備の設置に対する補助	・非常用自家発電設備の整備に対する補助 ・給水設備の整備に対する補助 ・水害対策のための改修に対する補助 ・ブロック塀等の改修に対する補助 ・換気設備の設置に対する補助
障害者(児)施設の防災、減災対策推進事業	障害者(児)施設に対して、非常用自家発電設備及び給水設備の整備、ブロック塀等の改修に係る費用の一部を補助することで、障害者(児)施設の利用者の安全確保を図る。	・非常用自家発電設備整備 ・給水設備整備	・非常用自家発電設備整備 ・給水設備整備	・非常用自家発電設備整備 ・給水設備整備
児童福祉施設等の防災、減災対策推進事業	平成30年北海道胆振東部地震、大阪府北部地震を踏まえ、社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備、ブロック塀等の改修を促進する。	【民間施設】 非常用自家発電機設備：2施設	【民間施設】 非常用自家発電機設備：箇所数未定	【民間施設】 非常用自家発電機設備：箇所数未定
社会福祉施設への非常用電源等の整備促進事業	小型の非常用電源・蓄電池等を導入する社会福祉施設等に対し、購入に要する経費を支援し、災害時における施設利用者等の安全確保を図る。	社会福祉施設等で非常用電源を整備するために必要な経費の一部を補助	社会福祉施設等で非常用電源を整備するために必要な経費の一部を補助	社会福祉施設等で非常用電源を整備するために必要な経費の一部を補助
盛土規制法に基づく基礎調査	・令和5年5月に施行された盛土規制法に基づき、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定するため、地形・地質、土地の利用状況等の情報の調査を行う。 ・大規模盛土造成地及びその他の既存盛土について、分布及び安全性の調査を行う。	・規制区域を指定（以降、5年ごとに見直し調査を実施） ・大規模盛土造成地の安全性把握調査 ・その他の既存盛土の安全性把握調査の優先度評価	・規制区域を指定（以降、5年ごとに見直し調査を実施） ・大規模盛土造成地の安全性把握調査 ・その他の既存盛土の安全性把握調査の優先度評価	・規制区域を指定（以降、5年ごとに見直し調査を実施） ・大規模盛土造成地の安全性把握調査 ・その他の既存盛土の安全性把握調査の優先度評価
盛土対策補助	・震災時における宅地擁壁等の倒壊を防止するため、区市町村・土地所有者等が危険度調査、恒久対策工事を実施できるよう支援する。	・宅地擁壁等の危険度調査、恒久対策工事を実施する区市町村・土地所有者等を支援	・宅地擁壁等の危険度調査、恒久対策工事を実施する区市町村・土地所有者等を支援	・宅地擁壁等の危険度調査、恒久対策工事を実施する区市町村・土地所有者等を支援
防災都市づくり推進計画に関する検討調査	防災都市づくり推進計画の基本方針及び整備プログラムの改定に向けて、延焼遮断帯や市街地の不燃化について、調査・検討を実施 また、令和6年度末の防災都市づくり推進計画の基本方針の改定を契機に、本基本方針に基づく事業をより一層推進するための意識啓発事業を実施	・整備プログラムの改定に向けた検討及び整備プログラム家の作成を実施 ・不燃化シンポジウムの実施 ・VR制作 ・動画更新	・次期推進計画の改定に向けた調査・検討を実施 様々な取組を複合的に実施	・次期推進計画の改定に向けた調査・検討を実施 様々な取組を複合的に実施
面的液状化対策の推進	○事前対策の試行（パイロット事業の実施） ・宅地等の液状化の事前対策の試行を検討・実施し、設計・施工業務の対策実績を蓄積し、得られた知見を民間事業者・地方公共団体と広く共有し、対策を促進する。 ○面的液状化推進方策の検討 ・過去の液状化被害の調査等を踏まえ、今後、想定される大地震に備え、東京における液状化対策の目標や進め方などを定めたロードマップを作成	・パイロット事業の実施等による実績創出 ・ロードマップの策定	パイロット事業の実施等による実績創出	パイロット事業の実施等による実績創出
水素エネルギーの普及拡大	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
ゼロエミッションビルの拡大（都市エネルギー施策の推進）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
再生可能エネルギーの基幹エネルギー化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
ゼロエミッションビルの拡大（家庭における対策）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
ゼロエミッションモビリティの推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
2 住民による救出活動の展開				
2－1 都民や地域の自助・共助の意識醸成を促進します				
都民一人ひとりの防災力強化	【防災ブック】 各家庭において、様々な災害に対する備えが万全となるよう、防災ブックを使った様々な広報展開を実施し、日常的に活用してもらうことにより、都民一人ひとりの防災力を強化する。	【防災ブック】リニューアルした防災ブックについて、防災セミナーや防災イベントなど様々な機会を捉えて活用し、普及啓発を図ることで、都民一人ひとりの防災意識を高めていく。	【防災ブック】リニューアルした防災ブックについて、防災セミナーや防災イベントなど様々な機会を捉えて活用し、普及啓発を図ることで、都民一人ひとりの防災意識を高めていく。	【防災ブック】リニューアルした防災ブックについて、防災セミナーや防災イベントなど様々な機会を捉えて活用し、普及啓発を図ることで、都民一人ひとりの防災意識を高めていく。
都民一人ひとりの防災力強化	【東京都防災アプリ】 リニューアルした「東京都防災アプリ」の普及啓発を図るとともに、災害への備えや発災時に有効な情報発信等を実施し、都民の防災力の向上を図る。	【東京都防災アプリ】 リニューアルした「東京都防災アプリ」の普及啓発を図るとともに、災害への備えや発災時に有効な情報発信等を実施し、都民の防災力の向上を図る。	【東京都防災アプリ】 リニューアルした「東京都防災アプリ」の普及啓発を図るとともに、災害への備えや発災時に有効な情報発信等を実施し、都民の防災力の向上を図る。	【東京都防災アプリ】 リニューアルした「東京都防災アプリ」の普及啓発を図るとともに、災害への備えや発災時に有効な情報発信等を実施し、都民の防災力の向上を図る。
防災意識の啓発及びX（旧Twitter）など新たな通信手段による情報発信	都民などの防災意識の向上と防災知識の普及のため、平時からの防災に関する知識や災害時の情報について、広報媒体を活用した広報活動の充実を図るとともに、発災時の混乱を避けるため、新たな情報提供ツールを活用し、情報発信の多様化を図っていく。	・東京都防災ホームページの多言語翻訳の取扱いの向上を推進する。 ・アクセス集中に強い、東京都防災ホームページの運用環境を確保する。 ・対話型情報提供ツール（チャットボット）を活用して、より効果的な情報発信をするため、利用状況等を分析し、Q&Aの充実を図る。 ・東京都防災X（旧Twitter）などのツールを積極的に活用し、情報発信を推進する。	・東京都防災ホームページの多言語翻訳の取扱いの向上を推進する。 ・アクセス集中に強い、東京都防災ホームページの運用環境を確保する。 ・対話型情報提供ツール（チャットボット）を活用して、より効果的な情報発信をするため、利用状況等を分析し、Q&Aの充実を図る。 ・東京都防災X（旧Twitter）などのツールを積極的に活用し、情報発信を推進する。	・東京都防災ホームページの多言語翻訳の取扱いの向上を推進する。 ・アクセス集中に強い、東京都防災ホームページの運用環境を確保する。 ・対話型情報提供ツール（チャットボット）を活用して、より効果的な情報発信をするため、利用状況等を分析し、Q&Aの充実を図る。 ・東京都防災X（旧Twitter）などのツールを積極的に活用し、情報発信を推進する。
防災教育の充実	防災ノートや各種冊子等の配布や各種訓練、講習等を通じて、防災教育の充実を図る。	・発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童、生徒が「自助」「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、防災デジタル教材の運用 ・防災教育を一層推進するための取組を実施 ・防災リーダーとして活躍できる人材を育成する防災土壌養成講座の実施 ・都立高校等では、体験的、実践的な訓練を通して、自然災害から身を守り、被災しても乗り切れる能力や他者や地域の安全を支える能力を身に付けることを目的に、全都立高等学校及び中等教育学校の後期課程において、地域と連携した防災訓練や避難所設置、運営訓練を実施 ・全都立高等学校及び中等教育学校後期課程で防災活動支援隊を編成し、自治体防災課と連携して避難所設置計画を立案 ・上級救命講習などの技能講習受講を推進 ・都立特別支援学校では、地域・関係機関等と連携し、防災学習や災害備蓄品利用訓練を実施	・発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童、生徒が「自助」「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、防災デジタル教材の運用 ・防災教育を一層推進するための取組を実施 ・防災リーダーとして活躍できる人材を育成する防災土壌養成講座の実施 ・都立高校等では、体験的、実践的な訓練を通して、自然災害から身を守り、被災しても乗り切れる能力や他者や地域の安全を支える能力を身に付けることを目的に、全都立高等学校及び中等教育学校の後期課程において、地域と連携した防災訓練や避難所設置、運営訓練を実施 ・全都立高等学校及び中等教育学校後期課程で防災活動支援隊を編成し、自治体防災課と連携して避難所設置計画を立案 ・上級救命講習などの技能講習受講を推進 ・都立特別支援学校では、地域・関係機関等と連携し、防災学習や災害備蓄品利用訓練を実施	・発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童、生徒が「自助」「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、防災デジタル教材の運用 ・防災教育を一層推進するための取組を実施 ・防災リーダーとして活躍できる人材を育成する防災土壌養成講座の実施 ・都立高校等では、体験的、実践的な訓練を通して、自然災害から身を守り、被災しても乗り切れる能力や他者や地域の安全を支える能力を身に付けることを目的に、全都立高等学校及び中等教育学校の後期課程において、地域と連携した防災訓練や避難所設置、運営訓練を実施 ・全都立高等学校及び中等教育学校後期課程で防災活動支援隊を編成し、自治体防災課と連携して避難所設置計画を立案 ・上級救命講習などの技能講習受講を推進 ・都立特別支援学校では、地域・関係機関等と連携し、防災学習や災害備蓄品利用訓練を実施
防災教育の充実	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
都民との連携による地域防災力の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
消防技術者講習等の推進	事業所の勤務者を対象に、消防技術試験講習場等において試験及び各種講習などを実施し、消防法令等で義務付けられた資格を取得させることで消防技術者を育成する。 同時に、各講習内容等の充実や防災設備の高度化に対応した施設の整備、機能を適正に維持することで防災教育の向上を図る。	・防火、防災管理講習300回 ・自衛消防技術試験37回 など	・防火、防災管理講習300回 ・自衛消防技術試験37回 など	・防火、防災管理講習300回 ・自衛消防技術試験37回 など
東京消防庁災害時支援ボランティアの育成	災害時の被害の軽減を図るため、震災等の大規模災害が発生した場合に消防署の支援を行う、東京消防庁災害時支援ボランティアの育成を推進している。 同ボランティアは、平時時には、地域の防災リーダーとして、防火防災訓練、応急救護訓練及び総合防災教育等の指導支援など、地域の防災力の向上を図っている。	・リーダー講習、コーディネーター講習、リーダー再講習、コーディネーター再講習の実施 ・管轄区域外の活動に対する特別旅費の支給 ・活動用被服ベストの整備	・リーダー講習、コーディネーター講習、リーダー再講習、コーディネーター再講習の実施 ・管轄区域外の活動に対する特別旅費の支給 ・活動用被服ベストの整備	・リーダー講習、コーディネーター講習、リーダー再講習、コーディネーター再講習の実施 ・管轄区域外の活動に対する特別旅費の支給
マンションの適切な管理の推進	管理組合による自主的かつ適正な維持管理を促進するため、普及啓発を図るとともに、マンションの管理状況を的確に把握し、管理不全の予防、改善を図り、地域における安全性や活力を維持向上する。	・マンションポータルサイト、セミナー等による普及啓発を実施 ・東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づき、マンションの管理状況を把握した上で、管理状況に応じ、地域における安全性や活力を維持向上に関する事項について助言、支援等を実施	・マンションポータルサイト、セミナー等による普及啓発を実施 ・東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づき、マンションの管理状況を把握した上で、管理状況に応じ、地域における安全性や活力を維持向上に関する事項について助言、支援等を実施	・マンションポータルサイト、セナー等による普及啓発を実施 ・東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づき、マンションの管理状況を把握した上で、管理状況に応じ、地域における安全性や活力を維持向上に関する事項について助言、支援等を実施
地域防災力の向上	地域で防災活動に取り組む自主防災組織等の人材育成や活動を支援し、地域における災害対応力を向上させる。	・東京防災学習セミナー ・防災ウーマンセミナー ・防災コーディネーター研修 ・マンション防災学習セミナー	・東京防災学習セミナー ・防災ウーマンセミナー ・防災コーディネーター研修 ・マンション防災学習セミナー	・東京防災学習セミナー ・防災ウーマンセミナー ・防災コーディネーター研修 ・東京防災リーダーセミナー
地域の底力発展事業助成	地域の課題を解決するために、地域活動の担い手である町会・自治会が取り組む事業を支援	地域の課題解決のための取組に助成	地域の課題解決のための取組に助成	地域の課題解決のための取組に助成
復興小公園の再生の促進	当時の思想などを踏まえ、防災機能の拡充や地域コミュニティの交流・憩いの場等として復興小公園を再生ことで、あらゆる世代に対する防災意識の啓発につなげるとともに、都市の魅力の更なる向上を図り、人に優しくゆとりある空間を創出していく。	各区が行う復興小公園の再生に係る設計費や施設整備費等を助成する。	各区が行う復興小公園の再生に係る設計費や施設整備費等を助成する。	各区が行う復興小公園の再生に係る設計費や施設整備費等を助成する。
2－2 都民や地域の災害対応力の向上を促進します				
都民との連携による地域防災力の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
各種訓練の充実	・災害等の異常事態に対する即応力の維持、向上のため、異常時総合訓練、自然災害防止訓練、都営/バス事故等を想定した情報伝達訓練等を実施している。 ・東京メトロ等との合同訓練を定期的に実施するほか、連絡通報システムを活用した職員の安否確認訓練を行っている。	・異常時総合訓練（10月頃） ・自然災害対応訓練（6月頃） ・東京メトロとの合同訓練（12月頃）	・異常時総合訓練（10月頃） ・自然災害対応訓練（6月頃） ・東京メトロとの合同訓練（1月頃）	・異常時総合訓練（10月頃） ・自然災害対応訓練（6月頃） ・東京メトロとの合同訓練（1月頃）
事業所防災訓練の充実	事業所に対して、火災、地震、その他の災害が発生した場合に迅速、的確な自衛消防活動が行うことができるよう、消防計画等に基づく各種防災訓練を指導する。	訓練指導用リーフレット35,820部の配布	訓練指導用リーフレット35,820部の配布	訓練指導用リーフレット35,820部の配布
町会・マンション みんなで防災訓練	町会・自治会の住民と共同住宅（マンション等）居住者が、合同防災訓練の開催を通じ、互いに知りあい、共同で活動に取り組み機会を設けることにより、つながりの構築と強化を図る。	町会・自治会と共同住宅による合同防災訓練の実施支援	町会・自治会と共同住宅による合同防災訓練の実施支援	町会・自治会と共同住宅による合同防災訓練の実施支援
地域防災力の向上	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
地域の底力発展事業助成	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
区市町村災害対応力向上支援事業	被害想定で明らかとなった課題に解決に向け、初期消火対策、通信対策、トイレ確保対策に係る区市町村の取組を支援する。	区市町村が実施する防災対策を引き続き支援（令和7年度で事業終了予定）	-	-
一人でも多くの命を救うための救急活動体制の強化	社会情勢の変化に対応するために必要な救急活動体制を強化し、場所や時間的要因、傷病者の背景（安傷形態、特殊疾患、外国籍等）を問わず、誰にでも適正かつ迅速な医療サービスを提供できる体制を継続して整備をする必要がある。また、誰もが自信を持って救援の手を差し伸べられる社会環境を構築すべく、応急手当の普及をしていく。	・救急車の増強 ・増強救急隊に伴う被服の整備 ・救急隊の効率的な運用に伴う通信設備の整備 ・救急隊の効率的な運用に伴う光熱水費等 ・救急救命士処置拡大（ビデオ喉頭鏡）に係る教育 ・映像コミュニケーションを活用した口頭指導体制の整備 ・救急相談センターの充実強化 ・救急受診ガイドのAI化（BPR・先端技術の導入） ・応急手当講習普及業務委託 ・消防隊用救急資器材の整備 ・ビデオ喉頭鏡の増強整備 ・自動式心マッサージ器の整備 ・気道確保器具（再使用可能LTS）の変更 ・新興感染症用備蓄資器材の整備 ・感染症対策資器材の充実強化 ・タクシーチケット券を活用した救急隊の現場交替 ・電話通信員等の健康診断 ・電話通信員等の二次検診 ・電話通信員等のストレスチェック事業 ・救急相談センター電話通信員 ・救急相談センター電話相談員	・救急車の増強 ・増強救急隊に伴う被服の整備 ・救急隊の効率的な運用に伴う通信設備の整備 ・救急隊の効率的な運用に伴う光熱水費等 ・救急救命士処置拡大（ビデオ喉頭鏡）に係る教育 ・映像コミュニケーションを活用した口頭指導体制の整備 ・救急相談センターの充実強化 ・救急受診ガイドのAI化（BPR・先端技術の導入） ・応急手当講習普及業務委託 ・消防隊用救急資器材の整備 ・ビデオ喉頭鏡の増強整備 ・自動式心マッサージ器の整備 ・気道確保器具（再使用可能LTS）の変更 ・新興感染症用備蓄資器材の整備 ・感染症対策資器材の充実強化 ・タクシーチケット券を活用した救急隊の現場交替 ・電話通信員等の健康診断 ・電話通信員等の二次検診 ・電話通信員等のストレスチェック事業 ・救急相談センター電話通信員 ・救急相談センター電話相談員	・救急車の増強 ・増強救急隊に伴う被服の整備 ・救急隊の効率的な運用に伴う通信設備の整備 ・救急隊の効率的な運用に伴う光熱水費等 ・救急救命士処置拡大（ビデオ喉頭鏡）に係る教育 ・映像コミュニケーションを活用した口頭指導体制の整備 ・救急相談センターの充実強化 ・救急受診ガイドのAI化（BPR・先端技術の導入） ・応急手当講習普及業務委託 ・消防隊用救急資器材の整備 ・ビデオ喉頭鏡の増強整備 ・自動式心マッサージ器の整備 ・気道確保器具（再使用可能LTS）の変更 ・新興感染症用備蓄資器材の整備 ・感染症対策資器材の充実強化 ・タクシーチケット券を活用した救急隊の現場交替 ・救急相談センターの広報
一人でも多くの命を救うための救急活動体制の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成	町会・自治会の防災用備蓄倉庫の購入及び修繕にかかる費用を支援し、災害時に共助の力が発揮できるよう備蓄環境の整備を促進	町会・自治会の防災用備蓄倉庫の購入及び修繕にかかる費用を支援	町会・自治会の防災用備蓄倉庫の購入及び修繕にかかる費用を支援	-
商店街防災力向上緊急支援事業	大規模な自然災害に備える緊急対策として、商店街が防災用の備品や消耗品などを購入する際の経費を補助	商店街が防災用の備品や消耗品などを購入する際の経費を補助	-	-
3 出火・延焼の抑制				
3－1 燃えないための初期消火力の強化等を推進・支援します				
消防団活動支援	消防団の認知度を高める消防団員募集広告の掲出や、消防訓練所における救助科等研修の実施、資機材整備に対する財政支援等を実施	・消防団員募集、PR活動への支援 ・多摩、島しょ地域の消防団の火災等対応力を高め、地域防災力を向上させるため、消防団活動支援用ドローンを貸付 ・女性、学生消防団員の加入、定着促進に向けた取組	・消防団員募集、PR活動への支援 ・多摩、島しょ地域の消防団の火災等対応力を高め、地域防災力を向上させるため、消防団活動支援用ドローンを貸付 ・女性、学生消防団員の加入、定着促進に向けた取組	・消防団員募集、PR活動への支援 ・多摩、島しょ地域の消防団の火災等対応力を高め、地域防災力を向上させるため、消防団活動支援用ドローンを貸付 ・女性、学生消防団員の加入、定着促進に向けた取組
特別区消防団の入団促進と災害対応力の充実強化	これまで地域の安全安心を守ってきた消防団を将来にわたって受けつぐため、幅広く入団を促進し、また、あらゆる災害に対応できる活動能力を有し、都民に信頼され、地域防災の要になる必要がある。	・消防団用可搬ポンプ積載車の整備 ・東京消防団災害情報収集・共有システムの整備 ・吸水器（フローティングストレーナー）の整備 ・実戦的な訓練をより効果的に推進するための消防団活動CG動画制作委託 ・消防団員用火服の整備 ・分団本部施設の整備 ・消防団入団促進	・消防団用可搬ポンプ積載車の整備 ・東京消防団災害情報収集・共有システムの整備 ・吸水器（フローティングストレーナー）の整備 ・消防団員用火服の整備 ・分団本部施設の整備 ・消防団入団促進	・消防団用可搬ポンプ積載車の整備 ・東京消防団災害情報収集・共有システムの整備 ・吸水器（フローティングストレーナー）の整備 ・消防団員用火服の整備 ・分団本部施設の整備 ・消防団入団促進

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
危険性に応じた効果的な火災予防業務の推進	建物の高層化、複雑化などの火災予防需要の変化を踏まえ、火災発生の危険性に応じた効果的、効率的に火災予防業務を推進する。	・民間情報を活用した効率的な防火安全指導の推進 ・防火安全対策指導の推進 ・図面審査ソフトウェアの導入（保守） ・消防同意審査システムの運用 ・デジタルプラットフォーム構築に向けた問合せ対応の強化 ・AR訓練機器の導入による初期消火能力等の向上 ・消防関係講習に係るオンライン講習システムの運用保守	・民間情報を活用した効率的な防火安全指導の推進 ※本通免制度は、令和8年3月31日までに新築された家屋又は老朽住宅を売却した土地が対象となる。令和8年度以降の対応については、関係局の動向等を踏まえ、改めて検討する。 ・防火安全対策指導の推進 ・図面審査ソフトウェアの導入（保守） ・消防同意審査システムの運用 ・デジタルプラットフォーム構築に向けた問合せ対応の強化 ・AR訓練機器の導入による初期消火能力等の向上 ・消防関係講習に係るオンライン講習システムの運用保守	・民間情報を活用した効率的な防火安全指導の推進 ・防火安全対策指導の推進 ・図面審査ソフトウェアの導入（保守） ・消防同意審査システムの運用 ・デジタルプラットフォーム構築に向けた問合せ対応の強化 ・AR訓練機器の導入による初期消火能力等の向上 ・消防関係講習に係るオンライン講習システムの運用保守
道路下以外経年防火水槽の再生	道路下以外敷地に設置された経年防火水槽に新たな補強工事を施し、震災時において活用可能な防火水槽として再生させることにより、被害の軽減を図る。	経年防火水槽の再生設計 18基 経年防火水槽の再生工事 30基	経年防火水槽の再生工事 18基	-
消防水利の整備等	震災時の同時多発火災及び市街地大火に対応するため、耐震性を有する防火水槽等の整備を推進するとともに、都、区市町村及び関係機関等と連携し、消防水利の開発・確保を図る。	・防火水槽 3基 ・消防水利開発補助 2件	・防火水槽 3基 ・消防水利開発補助 2件	・防火水槽 3基 ・消防水利開発補助 2件
3－2 火災による延焼を防ぎます				
木密地域不燃化促進税制の実施	不燃化特区制度における特別の支援の一つとして、不燃化のための建替え及び老朽住宅の除却推進を税制面から支援する。 [固定資産税・都市計画税の減免(23区内)]	不燃化特区内に物件を所有する納税者に対する制度の周知	未定 ※本通免制度は、令和8年3月31日までに新築された家屋又は老朽住宅を売却した土地が対象となる。令和8年度以降の対応については、関係局の動向等を踏まえ、改めて検討する。	未定 ※本通免制度は、令和8年3月31日までに新築された家屋又は老朽住宅を売却した土地が対象となる。令和8年度以降の対応については、関係局の動向等を踏まえ、改めて検討する。
不燃化特区制度	震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域のうち、特に重点的、集中的に改善を図るべき地区について、区から提案を受け、都が期間や地域を限定して、老朽木造建築物の建替え、除却への助成や固定資産税等の減免措置など特別の支援を実施する。	・引き続き、従来よりも踏み込んだ取組を行う区に対して、老朽木造建築物の建替え、除却への補助や固定資産税等の減免措置を継続するとともに、建築工事費への補助を区に周知等を回りながら支援を拡大し不燃化を促進 ・これまでの取組で課題となっている建替えが進みにくい街区の改善のため、無接道敷地対策に取り組み区を支援	・引き続き、従来よりも踏み込んだ取組を行う区に対して、老朽木造建築物の建替え、除却への補助や固定資産税等の減免措置を継続するとともに、建築工事費への補助を区に周知等を回りながら支援を拡大し不燃化を促進 ・これまでの取組で課題となっている建替えが進みにくい街区の改善のため、無接道敷地対策に取り組み区を支援	・引き続き、従来よりも踏み込んだ取組を行う区に対して、老朽木造建築物の建替え、除却への補助や固定資産税等の減免措置を継続するとともに、建築工事費への補助を区に周知等を回りながら支援を拡大し不燃化を促進 ・これまでの取組で課題となっている建替えが進みにくい街区の改善のため、無接道敷地対策に取り組み区を支援
整備地域不燃化加速事業	重点整備地域を除く整備地域において、老朽建築物の除却などの取組を支援することで整備地域全体の不燃化の促進を行う。	重点整備地域を除く整備地域において、区が行う下記不燃化の取組を支援することで整備地域全体の不燃化を促進 ・老朽建築物の除却 ・建替え促進（共同建替え及び戸建て建替え） ・事業推進	-	-
沿道一体整備事業	都市計画道路の整備に併せて、民間活力を誘導しつつ地域住民との協同による沿道まちづくりを進め、沿道の効率的な土地利用を促進するとともに、建物共同化などの不燃化により延焼遮断帯を早期形成を図る。	特定整備路線については、「地域と連携した延焼遮断帯形成事業」に同じ	特定整備路線については、「地域と連携した延焼遮断帯形成事業」に同じ	特定整備路線については、「地域と連携した延焼遮断帯形成事業」に同じ
不燃化ポータルサイトの運営	既存の防災都市づくり課のホームページからポータル化することで、都民目録の情報発信を行い、身近であるべき防災都市づくりの情報に対し理解を深めるとともに、子どもへの学びにも資する情報公開を目指す。また、効果的な情報発信を行うことで、防災都市づくり推進計画に位置付ける不燃領域率の目標達成を図るとともに、情報の統一化による業務の効率化を図っていく。	・不燃化ポータルサイトの運営 ・現行推進計画及びカゴロ等のデジタルブック化	・不燃化ポータルサイトの運営 ・防災都市づくり推進計画 基本方針改定に伴うデジタルブック化の作業	・不燃化ポータルサイトの運営
地域と連携した延焼遮断帯形成事業	特定整備路線のうち、商店街やまちづくり協議会が存在する区間、用地買収が困難な区間について、都市計画手法を活用して道路整備を行い、延焼遮断帯を形成する。	全線整備に向け、 ・重点的に人員を配置し、マンパワーをフル活用することにより、関係権利者に対して粘り強く丁寧に説明し合意を形成 ・用地が確保できたところから順次工事着手し、事業効果の見える化 ・相談窓口を活用し、移転先情報の提供、再建プランの提案等を行うことで、権利者の生活再建をきめ細やかに支援	全線整備に向け、 ・重点的に人員を配置し、マンパワーをフル活用することにより、関係権利者に対して粘り強く丁寧に説明し合意を形成 ・用地が確保できたところから順次工事着手し、事業効果の見える化 ・相談窓口を活用し、移転先情報の提供、再建プランの提案等を行うことで、権利者の生活再建をきめ細やかに支援	全線整備に向け、 ・重点的に人員を配置し、マンパワーをフル活用することにより、関係権利者に対して粘り強く丁寧に説明し合意を形成 ・用地が確保できたところから順次工事着手し、事業効果の見える化 ・相談窓口を活用し、移転先情報の提供、再建プランの提案等を行うことで、権利者の生活再建をきめ細やかに支援
木密地域における特定整備路線の整備推進	特定整備路線は、市街地の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路となるなど、地域の防災性向上を図る都施行の都市計画道路であり、28区間・約25kmで整備を進めている。	生活再建支援の拡充、移転先の確保及び工事の一層の推進	生活再建支援の拡充、移転先の確保及び工事の一層の推進	生活再建支援の拡充、移転先の確保及び工事の一層の推進
道路下以外経年防火水槽の再生	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
防災密集地域総合整備事業	木造住宅密集地域において、老朽建築物の除却や建替えを促進するとともに、防災生活道路や公園などの公共施設を整備し、地区の防災性と住環境の向上を図る。 また、地域防災計画等に定められた避難路、避難地等の周辺において、住民の避難の安全性確保と延焼拡大の防止のため、建築物の不燃化建替えを促進し延焼遮断帯を形成する。	・新規地区における木造住宅密集地域整備事業の実施 ・地区計画等策定支援事業について、整備地域以外の防災性の向上に向けた区市の取組を支援するとともに、防災環境向上地区における防災まちづくり計画策定等への助成を行う。 ・整備地域及び防災環境向上地区内の「防災活動拠点」として、防災機能を備えた公園整備に対する都費の支援を拡充	・引き続き、木密事業について、事業実施に向けた誘導・支援を図る。 ・防災環境向上地区における防災まちづくりの検討の優れた事例を他地区へ展開し、周知を図る。 ・整備地域及び防災環境向上地区内の「防災活動拠点」として、防災機能を備えた公園整備に対する支援を図る。	・引き続き、木密事業について、事業実施に向けた誘導・支援を図る。 ・防災環境向上地区における防災まちづくりの検討の優れた事例を他地区へ展開し、周知を図る。 ・整備地域及び防災環境向上地区内の「防災活動拠点」として、防災機能を備えた公園整備に対する支援を図る。
防災密集地域総合整備事業	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
特定整備路線等の整備促進に資する移転先確保事業	特定整備路線等の整備を加速するため、都有地や既存建築物を活用し、権利者等が安心して住める移転先の確保に向けた取組を推進する。	・複合的な取組による移転先確保	・複合的な取組による移転先確保	・複合的な取組による移転先確保
「都市計画公園、緑地の整備方針」に基づく計画的な公園整備を推進、水と緑のネットワーク形成	・2020年7月に「都市計画公園・緑地の整備方針」を改定し、評価基準に避難経路の短縮に資する区域などを加え、2029年度までを計画期間とする優先整備区域（避難場所や防災地点となる公園、緑地は約155ha）を設定する。 ・河川や崖線沿いの都市計画緑地の指定等を検討し、水と緑のネットワークを形成する。	・2020年7月に改定した「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、区市町と連携し都市計画公園・緑地の整備を促進	・2020年7月に改定した「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、区市町と連携し都市計画公園・緑地の整備を促進	・2020年7月に改定した「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、区市町と連携し都市計画公園・緑地の整備を促進

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
風格ある緑ゆたかな都市をつくる都市公園の整備(個性豊かな都立公園の整備)	「都市計画公園、緑地の整備方針」(令和2年7月改定)に基づいて重点公園における優先整備区域を中心に計画的に事業を推進する。	事業認可、用地取得及び公園整備に向けた準備を進める。	事業認可、用地取得及び公園整備に向けた準備を進める。	事業認可、用地取得及び公園整備に向けた準備を進める。
風格ある緑ゆたかな都市をつくる都市公園の整備(用地会計)	「都市計画公園、緑地の整備方針」(令和2年7月改定)に基づいて重点公園における優先整備区域を中心に計画的に事業を推進する。	引き続き都立公園の用地取得を推進していく。	引き続き都立公園の用地取得を推進していく。	引き続き都立公園の用地取得を推進していく。
風格ある緑ゆたかな都市をつくる都市公園の整備(市町村土木補助事業(公園事業))	効果的な緑のネットワーク形成や防災機能向上に向けて、市町村立公園整備の補助事業を行う。	市町村の24公園程度において補助を予定	市町村の20公園程度において補助を予定	市町村の20公園程度において補助を予定
特別緑地保全地区買取等補助制度	屋敷林等の身近な樹林地の保全に有効な特別緑地保全地区の指定を促進するため、自治体が行う土地の買取・整備に対する補助を実施	屋敷林等の身近な樹林地の保全に有効な特別緑地保全地区の指定を促進するため、自治体が行う土地の買取・整備に対する補助を実施	屋敷林等の身近な樹林地の保全に有効な特別緑地保全地区の指定を促進するため、自治体が行う土地の買取・整備に対する補助を実施	屋敷林等の身近な樹林地の保全に有効な特別緑地保全地区の指定を促進するため、自治体が行う土地の買取・整備に対する補助を実施
生産緑地公園補助制度	区市による都市計画公園、緑地内の生産緑地の公園整備における土地の買取等に対して、都費補助による支援を実施	区市による都市計画公園、緑地内の生産緑地の公園整備における土地の買取等に対して、都費補助による支援を実施	区市による都市計画公園、緑地内の生産緑地の公園整備における土地の買取等に対して、都費補助による支援を実施	区市による都市計画公園、緑地内の生産緑地の公園整備における土地の買取等に対して、都費補助による支援を実施
要配慮者(高齢者、障害者等)を住宅火災等から守るための取組の推進	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
出火防止対策に資する調査研究	震災時等における出火防止対策に資するため、家具類の転倒、落下、移動に起因して出火に至る事例など、防火防災に係る調査研究、火災予防に係る調査研究を行う。	・首都直下地震等の大地震における被害の軽減に関する研究を実施 ・その他、関係所属等の要望に応じて実施	・首都直下地震等の大地震における被害の軽減に関する研究を実施 ・その他、関係所属等の要望に応じて実施	・首都直下地震等の大地震における被害の軽減に関する研究を実施 ・その他、関係所属等の要望に応じて実施
消防活動での安全対策等に資する調査研究	科学的、技術的見地から消防活動の安全対策等を支えるため、火災及び消火に係る調査研究、消防装備品等に係る調査研究、救急業務に係る調査研究等を行う。 また、震災時等の長時間かつ困難な消防活動に係る生理学的な調査研究や災害心理の調査研究を行う。	・火災現場等の屋内で安全に活動するための研究を実施 ・その他、関係所属等の要望に応じて実施	・火災現場等の屋内で安全に活動するための研究を実施 ・その他、関係所属等の要望に応じて実施	・火災現場等の屋内で安全に活動するための研究を実施 ・その他、関係所属等の要望に応じて実施
震災による被害の軽減に関する調査研究	震災対策を効果的に推進するため、各種危険度測定の実施による基礎データの収集や効果的な対策の在り方等に関する検討を行う。	・地震被害等に関する調査研究を実施	未定	未定
要配慮者(高齢者、障害者等)を住宅火災等から守るための取組の推進	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
出火防止対策事業	地震発生時の出火防止対策のため、感震ブレーカーの設置を促進	区市町村等と連携した感震ブレーカーの設置支援や出火防止対策に関する普及啓発	区市町村等と連携した感震ブレーカーの設置支援や出火防止対策に関する普及啓発	区市町村等と連携した感震ブレーカーの設置支援や出火防止対策に関する普及啓発

4 安全で迅速な避難の実現

4－1 高齢者や外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる環境や体制を整備します

災害時要配慮者対策の推進	区市町村が行う要配慮者対策の取組への財政支援や、福祉保健、防災担当者向け研修会を実施するとともに、災害福祉広域支援ネットワーク（※関係機関が災害時に連携して、福祉施設や避難所に対する人的支援を円滑に実施するための仕組み）の取組を推進し、要配慮者の支援体制の充実を図る。	・要配慮者対策支援研修会 2回 ・地域福祉推進区市町村包括補助事業による区市町村の要配慮者体制支援 ・災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会及び回上訓練実施 ・災害福祉広域支援ネットワーク本部の機能強化	・要配慮者対策支援研修会 2回 ・地域福祉推進区市町村包括補助事業による区市町村の要配慮者体制支援 ・災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会及び回上訓練実施 ・災害福祉広域支援ネットワーク本部の機能強化	・要配慮者対策支援研修会 2回 ・地域福祉推進区市町村包括補助事業による区市町村の要配慮者体制支援 ・災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会及び回上訓練実施 ・災害福祉広域支援ネットワーク本部の機能強化
福祉避難所・福祉避難スペース整備促進等事業	区市町村における要配慮者の避難先となる福祉避難所・福祉避難スペースの整備促進を支援	・実態調査により区市町村が実施する福祉避難所整備等の好事例を収集 ・区市町村による福祉避難所・福祉避難スペースの整備費等を支援	・実態調査等により事業展開を検討していく	・実態調査等により事業展開を検討していく
要配慮者(高齢者、障害者等)を住宅火災等から守るための取組の推進	要配慮者情報の有効活用や避難行動要支援者、要配慮者に対する地域協力体制づくり、要配慮者自身の防災行動力の向上及び居住環境の安全性を推進する。	・区市町村、地域包括支援センター、介護支援専門員等の関係機関と連携した住まいの防火防災診断の実施 ・要配慮者（特に、東京2025デフリンピックに向けて聴覚障害者）への防火防災情報の発信 ・要配慮者への防火防災情報の発信 ・避難行動要支援者名簿等の活用 ・認定通報事業者制度の運用 ・救急直接通報、住宅火災直接通報の運用 ・緊急ネット通報、119番ファクシミ通報の運用	・区市町村、地域包括支援センター、介護支援専門員等の関係機関と連携した住まいの防火防災診断の実施 ・要配慮者への防火防災情報の発信 ・避難行動要支援者名簿等の活用 ・認定通報事業者制度の運用 ・救急直接通報、住宅火災直接通報の運用 ・緊急ネット通報、119番ファクシミ通報の運用	・区市町村、地域包括支援センター、介護支援専門員等の関係機関と連携した住まいの防火防災診断の実施 ・要配慮者への防火防災情報の発信 ・避難行動要支援者名簿等の活用 ・認定通報事業者制度の運用 ・救急直接通報、住宅火災直接通報の運用 ・緊急ネット通報、119番ファクシミ通報の運用

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
ヘルプカード活用促進事業	関係機関等と連携したヘルプカードに関する学習会、セミナー等の実施、ヘルプカードを活用した防災訓練、普及啓発ポスター、リーフレット等を作成、配布する。	・障害者施策推進区市町村包括補助事業を実施 ・共生社会実現に向けた障害者理解促進事業を実施	・障害者施策推進区市町村包括補助事業を実施 ・共生社会実現に向けた障害者理解促進事業を実施	・障害者施策推進区市町村包括補助事業を実施 ・共生社会実現に向けた障害者理解促進事業を実施
ヘルプマークの推進	交通事業者、区市町村、国・他道府県、民間企業等の理解を得て、多様な主体による一体的な取組を行い、普及啓発を実施する。	・説明会、イベント、広報東京都掲載、障害者週間、関係機関への周知、ノベルティグッズの配布、HP、SNS広告等を各主体で実施 ・障害者施策推進区市町村包括補助事業を実施 ・共生社会実現に向けた障害者理解促進事業を実施 ・共生社会実現に向けた意識啓発推進事業を実施	・説明会、イベント、広報東京都掲載、障害者週間、関係機関への周知、ノベルティグッズの配布、HP、SNS広告等を各主体で実施 ・障害者施策推進区市町村包括補助事業を実施 ・共生社会実現に向けた障害者理解促進事業を実施 ・共生社会実現に向けた意識啓発推進事業を実施	・説明会、イベント、広報東京都掲載、障害者週間、関係機関への周知、ノベルティグッズの配布、HP、SNS広告等を各主体で実施 ・障害者施策推進区市町村包括補助事業を実施 ・共生社会実現に向けた障害者理解促進事業を実施 ・共生社会実現に向けた意識啓発推進事業を実施
観光事業者の災害対応力強化事業	災害時等に、宿泊施設等の観光事業者が外国人旅行者に対して適切な避難誘導等ができるよう、「災害時初動対応マニュアル」の作成、周知を行う。	・マニュアルの周知 ・セミナー、ワークショップの実施	・マニュアルの周知 ・セミナー、ワークショップの実施	・マニュアルの周知 ・セミナー、ワークショップの実施
外国人に対する防災情報提供対策の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
外国人に対する防災情報提供対策の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
官民一体となった災害応急対策の整備	防災活動に参加意欲を有する大学生等のボランティアや外国人観光客に対する語学支援を目的としたボランティアの募集、育成に取り組み、地域版パートナーシップに編入するなど、地域の新たな防災力として活用し、もって官民一体となった災害応急対策を推進する。	宿泊イベント、学生ボランティア研修会の開催及び広報訓練用品の調達	宿泊イベント、学生ボランティア研修会の開催及び広報訓練用品の調達	宿泊イベント、学生ボランティア研修会の開催及び広報訓練用品の調達
都民のいのちを守る公園、緑地の強化、充実	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
区部の避難場所、避難道路の見直し等	避難場所等は、従来から都が震災時に拡大する火災から身を守ることができる公園や緑地などを、東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)に基づき指定しているもので、区部における市街地状況の変化や人口の変動等を考慮し、おおむね5年ごとに見直しを実施 また、安全な避難空間をあらかじめ公表、周知することにより、震災時の円滑な避難に備え、都民の生命、安全を確保	・避難場所等の運用管理 ・指定見直しに向けた作業等の継続実施（新規、拡大候補地などの調査等） ・総務局と連携し、東京都防災アプリの運用保守	・避難場所等の運用管理 ・指定見直しに向けた作業等の継続実施（新規、拡大候補地などの調査等） ・総務局と連携し、東京都防災アプリの運用保守	・避難場所等の運用管理 ・指定見直しに向けた作業等の継続実施（新規、拡大候補地などの調査等） ・総務局と連携し、東京都防災アプリの運用保守
ゼロエミッションビルの拡大（都市づくりにおける対策）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
海上公園の防災機能強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
未来に残す東京の農地プロジェクト	農地を対象に、災害時の避難場所としての活用など、多面的機能を発揮させるため、施設整備及びソフト支援を実施する。	防災兼用農業用井戸設置等	防災兼用農業用井戸設置等	防災兼用農業用井戸設置等
災害時在宅医療提供体制強化事業	災害発生時にも在宅療養患者への医療提供体制を継続して確保できるよう、訪問診療を行う医療機関等の災害対応力強化に向けたセミナーを実施するとともに、関係機関との連携などにより地域全体での在宅医療における災害対応体制の構築に取り組み区市町村を支援する。	・訪問診療を行う医療機関等の災害対応力強化に向けたセミナーの実施 ・モデル区市町村に対する地域BCPの策定支援	・訪問診療を行う医療機関等の災害対応力強化に向けたセミナーの実施 ・モデル区市町村に対する地域BCPの策定支援	・訪問診療を行う医療機関等の災害対応力強化に向けたセミナーの実施 ・モデル区市町村に対する地域BCPの策定支援 ・地域における災害時の在宅医療提供体制構築に向けた手順書の策定
4－2 迅速に避難できるよう、道路などの防災機能の強化を図ります				
市街地整備における無電柱化の推進	土地区画整理事業をはじめとする市街地整備などの機会を捉えて、区市町村道における無電柱化の取組を促進	電線共同溝敷設及び引込埋設管等を着実に設置 区市町村や民間が行う無電柱化を財政的に支援	電線共同溝敷設及び引込埋設管等を着実に設置 区市町村や民間が行う無電柱化を財政的に支援	電線共同溝敷設及び引込埋設管等を着実に設置 区市町村や民間が行う無電柱化を財政的に支援
無電柱化の推進	無電柱化計画及び島しょ地域無電柱化整備計画に基づき、災害時の避難や救急活動、物資輸送等を担い、防災拠点等を結ぶ第一次緊急輸送道路や島しょ地域の被災リスクを大幅に低減させるうえで効果が大きい緊急整備区間を重点的に整備していくとともに、環状七号線内側エリアや災害時の拠点となる施設等を結ぶ都道、島しょ地域の都道においても無電柱化を推進	・都道のうち、第一次緊急輸送道路の地中化率：55% ・「東京都無電柱化計画（改定）」及び「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」等に基づき、更なる無電柱化を推進	・都道のうち、第一次緊急輸送道路の地中化率：60% ・「東京都無電柱化計画（改定）」及び「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」等に基づき、更なる無電柱化を推進	・都道のうち、第一次緊急輸送道路の地中化率：65% ・「東京都無電柱化計画（改定）」及び「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」等に基づき、更なる無電柱化を推進
区市町村無電柱化補助	面的な無電柱化の実現に向け、区市町村道の無電柱化事業に対して、財政的支援、技術的支援を行う。	・「無電柱化チャレンジ支援事業制度」等を活用した区市町村道の無電柱化の促進	・「無電柱化チャレンジ支援事業制度」等を活用した区市町村道の無電柱化の促進	・「無電柱化チャレンジ支援事業制度」等を活用した区市町村道の無電柱化の促進

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
都営住宅移管道路等の無電柱化	都営住宅の建替えを機に、団地内敷地や外周道路における無電柱化を実施することで、災害時に避難経路や緊急車両の通行機能を確保するとともに、避難場所の安全性の向上を図る。	工事	工事	設計・工事
民間開発の機会を捉えた無電柱化の促進	都市再生特別地区や都市開発諸制度を活用した民間開発の機会を捉えて、無電柱化の取組を促進	民間開発の機会を捉えて、無電柱化の取組を促進	民間開発の機会を捉えて、無電柱化の取組を促進	民間開発の機会を捉えて、無電柱化の取組を促進
東京港の防災対策(緊急輸送道路等の無電柱化)	災害発生時における緊急物資の輸送等や国際コンテナ物流の停滞を回避するため、全ての緊急輸送道路をはじめ、東京港の全エリアにおいて無電柱化を推進する。	設計、管路工事等	設計、管路工事等	設計、管路工事等
東京港の防災対策(緊急輸送道路等の無電柱化)	災害発生時における緊急物資の輸送等や国際コンテナ物流の停滞を回避するため、全ての緊急輸送道路をはじめ、東京港の全エリアにおいて無電柱化を推進する。（埋立道路・ふ頭敷地等）	設計、管路工事等	設計、管路工事等	設計、管路工事等
防災生活道路機能維持事業、木密地域私道等無電柱化推進事業	緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動及び避難を可能とする防災生活道路において、道路の閉塞を未然に防止することにより、道路の機能を維持していくために実施 ・木密地域の防災性の向上に向けて、整備地域などにおいて区等による私道等の無電柱化取組を支援	・区による防災生活道路の無電柱化を支援し、木密地域における高い防災性と良好な景観を備えた優良な市街地形成を促進 ・木密地域の防災性の向上に向けて、区等による私道等の無電柱化事業実施の支援	・区による防災生活道路の無電柱化を支援し、木密地域における高い防災性と良好な景観を備えた優良な市街地形成を促進 ・木密地域の防災性の向上に向けて、区等による私道等の無電柱化事業実施の支援	・区による防災生活道路の無電柱化を支援し、木密地域における高い防災性と良好な景観を備えた優良な市街地形成を促進 ・木密地域の防災性の向上に向けて、区等による私道等の無電柱化事業実施の支援
治山施設の安全対策	山間地域住民の生命と財産を守るため、重要な治山施設の安全対策を推進する。	治山施設の機能維持、回復、向上を図るための対策を実施	治山施設の機能維持、回復、向上を図るための対策を実施	治山施設の機能維持、回復、向上を図るための対策を実施
多摩山間部、島しょ部道路の防災性向上	道路巡回に併せて行う日常点検に加え、定期点検調査、特別点検調査、大雨等の際に行う異常時点検等により、斜面の状況を的確に把握し、緊急度の高い箇所から計画的に対策を実施し、道路の安全性を向上。	緊急性の高い斜面から対策を着実に実施	緊急性の高い斜面から対策を着実に実施	緊急性の高い斜面から対策を着実に実施
山岳道路の防災力向上	近年頻発する異常な天然現象に対する道路の防災機能の強化を実施 グラウンドアンカーをはじめとした斜面対策施設の経年劣化対策を実施 3次元点群データの活用による斜面点検の高度化を実施	・対策工事の実施（累計9区間工事着手） ・経年劣化対策工事の実施（累計39箇所着手） ・斜面点検（定期点検）結果の確認	・対策工事の実施（累計10区間工事着手） ・経年劣化対策工事の実施（累計59箇所着手） ・斜面点検の実施（特別点検）	・対策工事の実施（累計11区間工事着手） ・経年劣化対策工事の実施（累計81箇所着手） ・斜面点検の実施（特別点検）
街路樹防災機能の強化	災害発生時、緊急車両や物資の運搬車両及び避難者の通行が、倒木した街路樹に妨げられることのないよう、街路樹防災診断を実施し、その結果に基づいて街路樹の樹勢回復、更新を行う。	過去の倒木被害等を踏まえて、7事務所で都道の街路樹診断・対策を実施する。	過去の倒木被害等を踏まえて、7事務所で都道の街路樹診断・対策を実施する。	過去の倒木被害等を踏まえて、7事務所で都道の街路樹診断・対策を実施する。
沿道一体整備事業	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
地域と連携した延焼遮断帯形成事業	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
まちづくり手法を活用した都市計画道路の整備	沿道整備街路事業などのまちづくり手法を活用して、街路整備を推進	街路事業、沿道まちづくりを推進 2路線(外環の2、環状第4号線)	街路事業、沿道まちづくりを推進 2路線(外環の2、環状第4号線)	街路事業、沿道まちづくりを推進 2路線(外環の2、環状第4号線)
木密地域における特定整備路線の整備推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
大震災発生時の交通管制対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
震災対策	下水道管の制震化は、震災時の下水道機能や交通機能を確保するため、対象施設を重点化して対策を実施している。 下水道機能の確保として、避難所や一時滞在施設などから排水を受け入れる下水道管とマンホールの継手部の耐震化を実施している。 交通機能の確保として、液状化の危険性が高い地域における、緊急輸送道路や緊急車両が通行する無電柱化道路などを対象とし、マンホールの浮上抑制対策を実施している。 水再生センターなどの耐震化は、揚水機能や消毒機能などの最低限の下水道機能に加え、汚泥処理施設などを対象に追加し、対策を実施している。	・下水道機能の確保として、避難所や一時滞在施設などから排水を受け入れる下水道管とマンホールの継手部の耐震化を実施 ・交通機能の確保として、液状化の危険性が高い地域における、緊急輸送道路や緊急車両が通行する無電柱化道路などを対象とし、マンホールの浮上抑制対策を実施 ・水再生センターなどの耐震化は、揚水機能や消毒機能などの最低限の下水道機能に加え、汚泥処理施設などを対象に追加し、対策を実施	・下水道機能の確保として、避難所や一時滞在施設などから排水を受け入れる下水道管とマンホールの継手部の耐震化を実施 ・交通機能の確保として、液状化の危険性が高い地域における、緊急輸送道路や緊急車両が通行する無電柱化道路などを対象とし、マンホールの浮上抑制対策を実施 ・水再生センターなどの耐震化は、揚水機能や消毒機能などの最低限の下水道機能に加え、汚泥処理施設などを対象に追加し、対策を実施	・下水道機能の確保として、避難所や一時滞在施設などから排水を受け入れる下水道管とマンホールの継手部の耐震化を実施 ・交通機能の確保として、液状化の危険性が高い地域における、緊急輸送道路や緊急車両が通行する無電柱化道路などを対象とし、マンホールの浮上抑制対策を実施 ・水再生センターなどの耐震化は、揚水機能や消毒機能などの最低限の下水道機能に加え、汚泥処理施設などを対象に追加し、対策を実施

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
メンテナンスしやすい施設整備による維持管理の効率化	都の管理道路施設について、メンテナンスしやすい施設整備、メンテナンスサイクルの長期化、計画的なメンテナンスの3つの取組を行うことにより、維持管理の効率化を図り、高い管理水準を維持できる体制を構築する。	道路照明のLED化	道路照明のLED化	道路照明のLED化
連続立体交差事業の推進	数多くの踏切を同時に除却することにより、道路ネットワークの形成を促進するとともに、交通渋滞や地域分断を解消し、地域の活性化や防災性の向上を図る。	7路線9か所で整備推進 （区施行路線1路線1か所で事業中） 3路線3か所で事業化推進	7路線9か所で整備推進 （区施行路線1路線1か所で事業中） 3路線3か所で事業化推進	7路線8か所で整備推進 （区施行路線1路線1か所で事業中） 3路線3か所で事業化推進
首都東京の強靱化と国際競争力の強化を図る道路の整備	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
災害に対する地域の防災力を高め都民の生命、財産を守る道路の整備	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
集約型の地域構造への再編の促進	地元自治体による立地適正化計画の策定など、集約型の地域構造への再編に向けた取組を推進	計画策定に要する経費の補助、市街地再開発事業（補助事業の拡充）との連携	計画策定に要する経費の補助、市街地再開発事業（補助事業の拡充）との連携	計画策定に要する経費の補助、市街地再開発事業（補助事業の拡充）との連携
5 各種情報の的確な発信				
5－1 正確な被災状況等の情報収集力を強化します				
初動体制の充実、強化	発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの命を救うことにつながるため、災害対策本部体制の見直しや、自衛隊、警察、消防、海外の救助機関など関係防災機関との迅速かつ円滑な連携体制の構築、災害情報システムや無線通信網などの基盤整備を行い、初動態勢の強化を図る。	・多摩地域の防災拠点の機能強化に向けた取組 ・首都直下地震や大規模風水害等を想定した実践的な訓練を実施し、関係機関との連携や災害対策本部の運営について検証を行い、各種計画やマニュアルへ反映	・多摩地域の防災拠点の機能強化に向けた取組 ・首都直下地震や大規模風水害等を想定した実践的な訓練を実施し、関係機関との連携や災害対策本部の運営について検証を行い、各種計画やマニュアルへ反映	・多摩地域の防災拠点の機能強化に向けた取組 ・首都直下地震や大規模風水害等を想定した実践的な訓練を実施し、関係機関との連携や災害対策本部の運営について検証を行い、各種計画やマニュアルへ反映
あらゆる災害に安全・確実・迅速に対応できる消防活動の能力の向上	社会情勢の変化や職員の年齢構成の若年化、火災件数の減少に伴う経験不足等から、消防隊員全体の指揮能力及び活動能力の低下が危惧されているため、個人及び部隊の消防活動能力の強化が必要である。 また、殉職事故を踏まえた、安全対策や、震災・水災等の大規模災害への対応力強化も継続して実施する必要がある。	・第十消防方面訓練場の整備（工事） ・次期指令管制システムの構築（開発） ・消防隊用熱画像直視器 ・大規模災害等対策用通信施設の整備 ・立体救助訓練ユニットの配置 ・消防本部多摩指揮隊用資器材整備 ・携帯型赤外線分析装置（液体・固体用）の更新 ・高度救助資器材の更新 ・破砕機の整備 ・カー・スロー・センターを活用した救助訓練 ・海の森水上競技場を活用した救助訓練 ・検知・探査型ロボット（四足歩行型）の導入 ・太陽光パネル遮光カーの増強 ・耐熱性化学防護服の配備 ・道路トンネル火災・EV車両火災対応資器材の整備 ・呼吸保護用マスク及び吸引缶の増強 ・震災消防対策システムの改修 ・地震被害予測システムの機能向上 ・消防本部多摩指揮隊の発隊に伴う通信設備の整備 ・車両吊り下げ架台の増強 ・水橋付きポンプ車（電動）の更新 ・救急車への車線逸脱警報装置の追加導入	・第十消防方面訓練場の整備（工事） ・次期指令管制システムの構築（開発） ・消防隊用熱画像直視器 ・立体救助訓練ユニットの配置 ・消防本部多摩指揮隊用資器材整備 ・携帯型赤外線分析装置（液体・固体用）の更新 ・高度救助資器材の更新 ・破砕機の整備 ・カー・スロー・センターを活用した救助訓練 ・海の森水上競技場を活用した救助訓練 ・検知・探査型ロボット（四足歩行型）の導入 ・震災消防対策システムの改修 ・地震被害予測システムの機能向上 ・大型化学車（穿孔型） ・航空救助訓練施設使用料 ・航空機用部品管理業務委託（PBL） ・C R M訓練委託研修 ・震災時等におけるドローンを活用した活動体制 ・消火用ドローンの研究開発	・第十消防方面訓練場の整備（工事） ・次期指令管制システムの構築（開発） ・消防隊用熱画像直視器 ・立体救助訓練ユニットの配置 ・消防本部多摩指揮隊用資器材整備 ・携帯型赤外線分析装置（液体・固体用）の更新 ・高度救助資器材の更新 ・破砕機の整備 ・カー・スロー・センターを活用した救助訓練 ・海の森水上競技場を活用した救助訓練 ・検知・探査型ロボット（四足歩行型）の導入 ・地震被害予測システムの機能向上 ・航空救助訓練施設使用料 ・航空機用部品管理業務委託（PBL） ・消防ヘリコプターの更新 ・震災時等におけるドローンを活用した活動体制 ・消火用ドローンの研究開発
防災意識の啓発及びX(旧Twitter)TwittErなど新たな通信手段による情報発信	都民の防災意識の向上と防災知識の普及のため、平常時からの防災に関する知識や災害時の情報について、広報媒体を活用した広報活動の充実を図るとともに、発災時の混乱を避けるため、新たな情報提供ツールを活用し、情報発信の多様化を図っていく。	震災対策用広報誌を作成、配布	震災対策用広報誌を作成、配布	震災対策用広報誌を作成、配布
緊急地震速報の活用	都庁舎に緊急地震速報システムを導入し、エレベーターなどの自動制御による閉止込み防止や来庁者への自動放送による安全確保など、効果的に活用する。	緊急地震速報システムの効果的な活用	緊急地震速報システムの効果的な活用	緊急地震速報システムの効果的な活用
災害に備えた通信手段の強化	災害時に電話、ファクシミリ等の通信手段が大きく低下することが想定されることから、外郭団体や協力機関との情報連絡において、業務用MCA無線、災害時優先携帯電話を配備することにより、重層的な連絡体制を構築する。	継続して実施する。	継続して実施する。	継続して実施する。

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
災害に備えた通信手段の強化	災害発生時に備え、被留置者用非常食の整備及び衛星携帯電話導入により災害発生時の即応体制を確立する。	賞味期限切れの被留置者用非常食の交換及び衛星携帯電話の維持・配備	賞味期限切れの被留置者用非常食の交換及び衛星携帯電話の維持・配備	賞味期限切れの被留置者用非常食の交換及び衛星携帯電話の維持・配備
医療救護に関する情報連絡体制の整備と広域的な調整機能の強化	区市町村、東京消防庁、東京都医師会、東京都歯科医師会等関係機関との連携により、被害状況等を一元的に収集し、被災者や関係者に伝達する体制を確立する。また、東京消防庁行政無線の整備、広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用により、発災直後からの医療救護活動に関する情報連絡体制を確保する。	広域災害救急医療情報システム(EMIS)の維持管理	広域災害救急医療情報システム(EMIS)の維持管理	未定
通信指令システム機器更新	震災、事件発生時における初動警察活動を的確に行うため、通信指令システム機器の充実強化を図る。	継続運用	継続運用	継続運用
画像伝送システムの整備	各種災害の被災現場から災害警備本部にリアルタイムで映像を送信し、情報収集、集約機能の充実強化を図る。	機器リース費	機器リース費	機器リース費
指揮所等の整備	総合指揮所、多摩前進指揮所及び東京都庁監視庁連絡室にある各種情報収集システムを整備、拡充することにより、被災状況、部隊活動等を総合的に把握するほか情報の共有化を図り、迅速かつ的確な情報収集、集約及び部隊指揮、救出活動等の効果的な災害警備活動を確立する。	各種システムリース費	各種システムリース費	各種システムリース費
災害情報受信システムの整備	気象庁から提供される地震、警報、注意報等の各種災害関連情報を災害対策課、災害関連警備指揮所及び各警察署で直接受信し、現場での災害警備活動に早期に反映することで、災害対応の初動体制を強化する。	機器リース費	機器リース費	機器リース費
安否、被害確認システムの整備	災害発生時における職員等の安否確認、参集途上の職員からの被害状況などの各種情報を収集、伝達することにより、効果的な職員参集とより詳細な被害実態把握に資するシステムを整備し、初動態勢の強化を図る。	業者委託料	業者委託料	業者委託料
消防情報通信体制の整備	各消防本部、管下消防署及び関係防災機関との情報連絡並びにホームページ等による都民への情報伝達を担う情報通信システムを整備する。構築に際しては、災害時の業務継続、データ保護に配慮したシステムとするほか、専用回線の利用、通信系統の多ルート化等により、震災時においても信頼性の高い情報通信体制を整備し、災害対応力の強化を図る。	・共通系デジタル無線装置等の基地局装置の据付 ・新旧共通系デジタル無線設備の切替 ・消防電話ネットワークの更新の詳細設計 ・早期支援情報収集装置（高所カメラ）の維持管理	・旧共通系デジタル無線装置等について廃廃 ・活動系デジタル無線装置更新に向けた基本設計 ・直流電源装置の製造 ・消防電話ネットワークの更新 ・早期支援情報収集装置（高所カメラ）の維持管理	・活動系デジタル無線装置更新に向けた実施設計 ・直流電源装置の据付 ・早期支援情報収集装置（高所カメラ）の維持管理
地震被害判読システム用ヘリコプターテレビカメラ装置の整備	大震災発生時の初期段階において、監視庁、東京消防庁ヘリコプターから送信された映像を受信して被害状況を早期に把握するとともに、被害判読システムを通して被災地域の特定や被害規模の把握を迅速に行う。今後、災害対応能力向上のため、更にシステム機能の強化を図る。	継続使用	継続使用	継続使用
初動体制の充実、強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
初動体制の充実、強化	発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの命を救うことにつながるため、災害対策本部体制の見直しや、自衛隊、警察、消防、海外の救助機関など関係防災機関との迅速かつ円滑な連携体制	①関係機関との連携 ・多摩地域の防災拠点の機能強化に向けた検討	①関係機関との連携 ・多摩地域の防災拠点の機能強化に向けた検討	①関係機関との連携 ・多摩地域の防災拠点の機能強化に向けた検討
防災意識の啓発及びX（旧Twitter）など新たな通信手段による情報発信	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
東京データプラットフォーム協議会運営	「スマート東京」の実現に向けて、官民のデータ流通を促し、社会課題の解決を目指す東京データプラットフォーム（TDPF）を構築する。	官民の様々なデータが流通するプラットフォームとして、多様な主体がつながるコミュニティを形成し、データ活用事例を創出することで、防災分野の課題解決につなげる。	官民の様々なデータが流通するプラットフォームとして、多様な主体がつながるコミュニティを形成し、データ活用事例を創出することで、防災分野の課題解決につなげる。	官民の様々なデータが流通するプラットフォームとして、多様な主体がつながるコミュニティを形成し、データ活用事例を創出することで、防災分野の課題解決につなげる。
「つながる東京」Wi-Fiアクセスポイントの整備	避難所等に指定された都の重要施設へWi-Fiアクセスポイントを整備するとともに、TOKYO FREE Wi-Fiや都有施設等のWi-Fiを順次、世界共通の認証基盤へ統一する。	・都有施設へのWi-Fiアクセスポイントの整備 ・既存Wi-FiのOpenRoaming化 ・区市町村整備補助事業及び伴走型支援 ・民間アセットを活用したOpenRoaming対応Wi-Fi整備	・区市町村整備補助事業及び伴走型支援 ・民間アセットを活用したOpenRoaming対応Wi-Fi整備	・民間アセットを活用したOpenRoaming対応Wi-Fi整備
衛星通信活用	山間部及び島しょ地域並びに海上船舶など、通信困難が解消されない地域を対象に、衛星通信を活用し、通信困難地域解消や通信障害時等の通信環境不安を解消する。	・山間部等での災害時での活用等を検討するため、帯域確保かつ閉域網接続による低軌道衛星通信サービスを活用し実証を実施	-	-

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
携帯電話基地局強靱化支援事業	災害発生時における携帯電話基地局の停波を回避するため、通信事業者に対して、基地局強靱化（①衛星通信アンテナの設置、②非常用電源の長時間化）を図るための整備に対し、財政支援を行う。	基地局強靱化に向けた整備補助事業	基地局強靱化に向けた整備補助事業	基地局強靱化に向けた整備補助事業
初動体制の充実、強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
総合計画に関する調査 （都市の3Dデジタルマップ化に向けた基礎調査）	新たな社会におけるデジタルタインの実現を支える最先端の地理情報基盤として、官民が保有する各種データを連携させることで「都市の3Dデジタルマップ」を構築し、都民のQOL向上を目指す。	3D都市モデル作成等	3D都市モデル作成等	3D都市モデル作成等
ドローン操縦者の養成等を通じた情報収集体制の整備	発災直後の迅速な支援に向けて、被害状況等を円滑に把握できるよう、操縦者の養成等を通じて、発災時の情報収集体制の整備を推進する。	・ドローン操縦者の養成等 ・ドローン操縦士回転翼3級の取得に向けた講習の受講	・ドローン操縦者の養成等 ・ドローン操縦士回転翼3級の取得に向けた講習の受講	・ドローン操縦者の養成等 ・ドローン操縦士回転翼3級の取得に向けた講習の受講
5-2 発災時の情報不足による混乱を防ぎます				
ふ頭内における緊急放送設備の導入(補助制度の創設)	関係区を対象としたふ頭内への緊急放送設備に係る補助制度の活用により、緊急情報の聴取困難エリアの解消を図る。	-	-	-
要配慮者(高齢者、障害者等)を住宅火災等から守るための取組の推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
消防DXの推進によるスマート消防の実現	行政手続のオンライン化の遅れが社会的な問題になっていることから、中長期的な視点に立ち、社会へ適合していくためには、消防DXの推進によりスマート消防を実現する。	・消防アプリの運用 ・H P の運用委託 ・総合情報処理システムの更新（中長期計画） ・リモートワーク環境の整備 ・Web会議システムの整備 ・タブレット端末の整備 ・地図基盤の整備 ・行政手続デジタル化に伴う次期電子申請システムの整備等 ・募集広報活動支援携帯端末装置の整備 ・消防行政ネットワーク回線増強 ・消防行政のデジタル化に向けた職員の育成 ・庁外ワークツール（閲覧用） ・消防学校教育システムの構築支援（消防学校教育クラウドの構築） ・若年層に向けたSNS広告を活用した広報 ・シンガポール国際災害対応会議及び危機管理展示会 ・消防業務改善支援業務委託 ・TAIMSの更改に伴う個人ID付与	・消防アプリの運用 ・H P の運用委託 ・総合情報処理システムの更新（中長期計画） ・リモートワーク環境の整備 ・Web会議システムの整備 ・タブレット端末の整備 ・地図基盤の整備 ・行政手続デジタル化に伴う次期電子申請システムの整備等 ・募集広報活動支援携帯端末装置の整備 ・消防行政ネットワーク回線増強 ・消防行政のデジタル化に向けた職員の育成 ・庁外ワークツール（閲覧用） ・若年層に向けたSNS広告を活用した広報 ・消防業務改善支援業務委託 ・TAIMSの更改に伴う個人ID付与	・消防アプリの運用 ・H P の運用委託 ・総合情報処理システムの更新（中長期計画） ・リモートワーク環境の整備 ・Web会議システムの整備 ・地図基盤の整備 ・行政手続デジタル化に伴う次期電子申請システムの整備等 ・募集広報活動支援携帯端末装置の整備 ・消防行政ネットワーク回線増強 ・消防行政のデジタル化に向けた職員の育成 ・庁外ワークツール（閲覧用） ・若年層に向けたSNS広告を活用した広報 ・TAIMSの更改に伴う個人ID付与
あらゆる災害に安全・確実・迅速に対応できる消防活動の能力の向上	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
防災意識の啓発及びX（旧Twitter）など新たな通信手段による情報発信	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
SNS情報、ビックデータの活用、デマ情報対策	SNS情報、ビックデータの活用、デマ情報対策	○情報配信の多様化 ・対話型情報提供ツール（チャットボット）を活用して、より効果的な情報発信をするため、利用状況等を分析し、Q&Aの充実(震災関係情報の充実推進) ・DISICにてSNS分析サービスを活用。被害の状況確認等と合わせたデマ判定により、東京都防災X（旧Twitter）等での注意喚起による二次災害抑止の訓練実施 ・東京都災害情報システム（DIS）に集約される避難所開設情報等の公開可能な情報を、API等で東京都防災アプリ、東京都防災マップ、東京都防災ホームページと共有発信 ・Lアラートを介した避難情報や避難所開設情報等の迅速な配信訓練を実施 ○情報の多言語化 ・東京都防災ホームページや東京都防災アプリ、東京都防災マップ等にて災害情報を多言語で提供 ・東京都防災ホームページではやさしい日本語を含め全16言語で提供を実施 ・東京都防災ホームページの取扱いの確保を実施	○情報配信の多様化 ・対話型情報提供ツール（チャットボット）を活用して、より効果的な情報発信をするため、利用状況等を分析し、Q&Aの充実(震災関係情報の充実推進) ・DISICにてSNS分析サービスを活用。被害の状況確認等と合わせたデマ判定により、東京都防災X（旧Twitter）等での注意喚起による二次災害抑止の訓練実施 ・東京都災害情報システム（DIS）に集約される避難所開設情報等の公開可能な情報を、API等で東京都防災アプリ、東京都防災マップ、東京都防災ホームページと共有発信 ・Lアラートを介した避難情報や避難所開設情報等の迅速な配信訓練を実施 ○情報の多言語化 ・東京都防災ホームページや東京都防災アプリ、東京都防災マップ等にて災害情報を多言語で提供 ・東京都防災ホームページではやさしい日本語を含め全16言語で提供を実施 ・東京都防災ホームページの取扱いの確保を実施	○情報配信の多様化 ・対話型情報提供ツール（チャットボット）を活用して、より効果的な情報発信をするため、利用状況等を分析し、Q&Aの充実(震災関係情報の充実推進) ・複数のSNS分析サービスを併用。被害の状況確認等と合わせたデマ判定により、東京都防災X（旧Twitter）等での注意喚起による二次災害抑止の訓練実施 ・東京都災害情報システム（DIS）に集約される避難所開設情報等の公開可能な情報を、API等で東京都防災アプリ、東京都防災マップ、東京都防災ホームページと共有発信 ・Lアラートを介した避難情報や避難所開設情報等の迅速な配信訓練を実施 ○情報の多言語化 ・東京都防災ホームページや東京都防災アプリ、東京都防災マップ等にて災害情報を多言語で提供 ・東京都防災ホームページではやさしい日本語を含め全16言語で提供を実施 ・東京都防災ホームページの取扱いの確保を実施
ロボット等の更なる活用検討	都営交通や発電事業において、防災への活用も見据えながら、ロボット等の活用を検討する。	調整中	調整中	調整中

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
街のスマート化に向けたスマートボールの活用	先行実施エリアの西新宿に導入したスマートボールを区市町村等と連携しながら都内に展開し、まちのスマート化に活用する。	スマートボールのサインージを活用したアラートの発信等、防災対策にも活用。	スマートボールのサインージを活用したアラートの発信等、防災対策にも活用。	スマートボールのサインージを活用したアラートの発信等、防災対策にも活用。
相談事業	・発災時に災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談等に対応する。 ・電話等により相談に対応し、適切な部署等を案内する。 ・復興対策の本格化に応じて都本部（総務局）が設置する被災者総合相談所に、局内関係部署とともに協力する。	・発災時に災害の規模に応じて設置する被災者臨時相談窓口開設のため、平時から局内他部署等からの応援体制を確立する。	・発災時に災害の規模に応じて設置する被災者臨時相談窓口開設のため、平時から局内他部署等からの応援体制を確立する。	・発災時に災害の規模に応じて設置する被災者臨時相談窓口開設のため、平時から局内他部署等からの応援体制を確立する。
外国人に対する防災情報提供対策の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
情報提供	運転者等に官民が保有する交通規制などの道路交通情報や災害情報等より効果的に提供する。	東京都災害対策本部会議が実施する大規模な震災の発生を想定した東京都回上訓練に合わせ、年1回、JARTIC（日本道路交通情報センター）との合同訓練を実施	東京都災害対策本部会議が実施する大規模な震災の発生を想定した東京都回上訓練に合わせ、年1回、JARTIC（日本道路交通情報センター）との合同訓練を実施	東京都災害対策本部会議が実施する大規模な震災の発生を想定した東京都回上訓練に合わせ、年1回、JARTIC（日本道路交通情報センター）との合同訓練を実施
5－3 外国人等への情報提供手段を強化します				
都政広報	平常時には、多様な媒体を利用し、防災情報の提供を通じて都民の防災力向上を図る。災害発生時には、各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施する。また、写真等による情報の収集及び記録を行う。	・発災時に情報を適切に発信するため、引き続き実施体制を整備していく。 ・ホームページ担当職員だけでなく、災害対策本部体制時に、局内でホームページ業務に携わることが想定される職員を対象に操作研修を毎年行う。	・発災時に情報を適切に発信するため、引き続き実施体制を整備していく。 ・ホームページ担当職員だけでなく、災害対策本部体制時に、局内でホームページ業務に携わることが想定される職員を対象に操作研修を毎年行う。	・発災時に情報を適切に発信するため、引き続き実施体制を整備していく。 ・ホームページ担当職員だけでなく、災害対策本部体制時に、局内でホームページ業務に携わることが想定される職員を対象に操作研修を毎年行う。
発災時の情報発信力の強化	発災時において都民や通勤者、外国人等の都内にいる人々に対して、必要な情報を的確かつ迅速に発信できる体制を構築する。	都立施設等サインージ全体の発信におけるガイドラインを活用することにより、運用体制の強化を図っていく。引き続き、地震、台風等の風水害時においても情報発信を行う体制を整備していく。合わせて新規発信サインージについても実用化を検討する。	都立施設等サインージ全体の発信におけるガイドラインを活用することにより、運用体制の強化を図っていく。引き続き、地震、台風等の風水害時においても情報発信を行う体制を整備していく。合わせて新規発信サインージについても実用化を検討する。	都立施設等サインージ全体の発信におけるガイドラインを活用することにより、運用体制の強化を図っていく。引き続き、地震、台風等の風水害時においても情報発信を行う体制を整備していく。合わせて新規発信サインージについても実用化を検討する。
外国人に対する防災情報提供対策の強化	・外国人に対して、訓練を実施し、防災知識の普及啓発を行う。 ・外国人のための防災訓練として、防災体験ツアー及び、区市町村・国際交流協会職員向け防災研修の実施 ・外国人災害時情報センターの設置・運営	・外国人における防災知識の普及啓発や外国人向け体験型訓練の実施 ・外国人のための防災訓練として、防災体験ツアーを実施（3回） ・区市町村及び国際交流協会職員等に向けた防災基礎研修を実施 ・外国人災害時情報センターの設置・運営訓練実施（回上訓練参加） ・既存普及啓発ツール（やさしい日本語を含む6言語で作成した防災リーフレット等）を活用するとともに、〈公財〉東京都つながり創生財団と連携し、東京都多文化共生ポータルサイトにおける防災情報の充実に取り組むなど、積極的な情報提供を実施 ・災害時に発信が想定される注意喚起等を事前に多言語化し、迅速な情報提供を行う。 ➢外国人防災基礎研修をeラーニング形式にて開催 ➢通訳・翻訳スキルアップ研修（対面／オンライン開催） ➢事例研究を公開講座にて開催	・外国人における防災知識の普及啓発や外国人向け体験型訓練の実施 ・外国人のための防災訓練として、防災体験ツアーを実施（3回） ・区市町村及び国際交流協会職員等に向けた防災基礎研修を実施 ・外国人災害時情報センターの設置・運営訓練実施（回上訓練参加） ・既存普及啓発ツール（やさしい日本語を含む6言語で作成した防災リーフレット等）を活用するとともに、〈公財〉東京都つながり創生財団と連携し、東京都多文化共生ポータルサイトにおける防災情報の充実に取り組むなど、積極的な情報提供を実施 ・災害時に発信が想定される注意喚起等を事前に多言語化し、迅速な情報提供を行う。 ➢外国人防災基礎研修をeラーニング形式にて開催 ➢通訳・翻訳スキルアップ研修（対面／オンライン開催） ➢事例研究を公開講座にて開催	・外国人における防災知識の普及啓発や外国人向け体験型訓練の実施 ・外国人のための防災訓練として、防災体験ツアーを実施（3回） ・区市町村及び国際交流協会職員等に向けた防災基礎研修を実施 ・外国人災害時情報センターの設置・運営訓練実施（回上訓練参加） ・既存普及啓発ツール（やさしい日本語を含む6言語で作成した防災リーフレット等）を活用するとともに、〈公財〉東京都つながり創生財団と連携し、東京都多文化共生ポータルサイトにおける防災情報の充実に取り組むなど、積極的な情報提供を実施 ・災害時に発信が想定される注意喚起等を事前に多言語化し、迅速な情報提供を行う。 ➢外国人防災基礎研修をeラーニング形式にて開催 ➢通訳・翻訳スキルアップ研修（対面／オンライン開催） ➢事例研究を公開講座にて開催
外国人に対する防災情報提供対策の強化	外国人に対して、訓練を実施し、防災知識の普及啓発を行う。また災害時の通訳、翻訳にあたる防災（語学）ボランティアの登録を行い、スキルアップのための研修を実施する。 東京都防災（語学）ボランティアシステムを運用する。	「防災（語学）ボランティア派遣マッチングシステム」を運用し、区市や語ボラが実際にシステムを活用した派遣マッチングの訓練を行うなど、語ボラの派遣等業務の効率化、迅速化を図る。	「防災（語学）ボランティア派遣マッチングシステム」を運用し、区市や語ボラが実際にシステムを活用した派遣マッチングの訓練を行うなど、語ボラの派遣等業務の効率化、迅速化を図る。	「防災（語学）ボランティア派遣マッチングシステム」を運用し、区市や語ボラが実際にシステムを活用した派遣マッチングの訓練を行うなど、語ボラの派遣等業務の効率化、迅速化を図る。
外国人に対する防災情報提供対策の強化	外国人のためのヘルパカード及び防災リーフレットの作成・周知	・外国人のためのヘルパカード及び防災リーフレットの作成・周知	・外国人のためのヘルパカード及び防災リーフレットの作成・周知	・外国人のためのヘルパカード及び防災リーフレットの作成・周知
在京大使館等との防災に関する連携の強化	在京大使館等に対する防災連絡会を実施し、都の防災施設視察、施策説明及び通信訓練を通じて、都の防災施策に対する理解を促進するとともに、相互の情報連絡体制を強化する。	【防災連絡会】 ・防災施策説明会(2回) ・都防災関連施設視察(1回) ・通信訓練(事前に日時指定せず1回) いずれも、在京大使館等の防災責任者を対象とする。	【防災連絡会】 ・防災施策説明会(2回) ・都防災関連施設視察(1回) ・通信訓練(事前に日時指定せず1回) いずれも、在京大使館等の防災責任者を対象とする。	【防災連絡会】 ・防災施策説明会(2回) ・都防災関連施設視察(1回) ・通信訓練(事前に日時指定せず1回) いずれも、在京大使館等の防災責任者を対象とする。
発災時の情報発信力の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
発災時の情報発信力の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
デジタルサインージを活用した観光情報ネットワーク事業	観光室内機能の向上のため、デジタルサインージを都内各所に設置し、外国人観光客等に向けた情報発信を強化する。	災害時の情報発信ツールとして、総務局総合防災部が発信する情報基盤「アラート（災害情報共有システム）」の維持を行う。	災害時の情報発信ツールとして、総務局総合防災部が発信する情報基盤「アラート（災害情報共有システム）」の維持を行う。	災害時の情報発信ツールとして、総務局総合防災部が発信する情報基盤「アラート（災害情報共有システム）」の維持を行う。
ウェブサイトによる情報発信	国内外から旅行者を東京へ誘致するために東京の魅力を世界に発信するとともに、訪都旅行者へ観光情報を提供するため、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」の運営等を行う。	前回プランにおいて構築した、発災時に画面上部ヘリック掲載する仕組みを継続して運用（東京都防災ホームページへ誘導）	前回プランにおいて構築した、発災時に画面上部ヘリック掲載する仕組みを継続して運用（東京都防災ホームページへ誘導）	前回プランにおいて構築した、発災時に画面上部ヘリック掲載する仕組みを継続して運用（東京都防災ホームページへ誘導）

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
観光案内所の運営	東京を訪れる国内外からの旅行者の多様なニーズに対応し、安心、快適に観光が楽しめるよう、きめ細やかな情報提供を行う。	東京観光情報センターにおける情報提供の充実	東京観光情報センターにおける情報提供の充実	東京観光情報センターにおける情報提供の充実
街のスマート化に向けたスマートボールの活用	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
災害発生時の外国人への情報提供の充実	【駅構内にコンシェルジュを配置】 外国人観光客等の鉄道に不慣れなお客様のため、外国語で対応できるコンシェルジュを配置しており、災害時における外国語での対応が可能である。	調整中	調整中	調整中
災害発生時の外国人への情報提供の充実	【防災ハンドブックの配布】 駅のホームや車内で災害が発生した際に役立つ情報を掲載したリーフレットを発行し各駅で配布するほか、交通局HPでも公開している。平成29年3月からは英語版も発行しており、同年5月1日より交通局ウェブサイト（英語版）のQRコードも貼付している。	引き続き、「防災ハンドブック」（日本語版、英語版）を各駅で配布するとともに、交通局HPにおいても公開し、お客様の防災に関する意識の向上を図る。合わせて、駅構内LCDモニターにて紹介し、防災ハンドブックの周知を図る。	引き続き、「防災ハンドブック」（日本語版、英語版）を各駅で配布するとともに、交通局HPにおいても公開し、お客様の防災に関する意識の向上を図る。合わせて、駅構内LCDモニターにて紹介し、防災ハンドブックの周知を図る。	引き続き、「防災ハンドブック」（日本語版、英語版）を各駅で配布するとともに、交通局HPにおいても公開し、お客様の防災に関する意識の向上を図る。合わせて、駅構内LCDモニターにて紹介し、防災ハンドブックの周知を図る。
観光事業者の災害対応力強化事業	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）

6 帰宅困難者による混乱防止

6－1 一斉帰宅抑制や帰宅困難者同士の助け合いについて社会の理解を深めす

帰宅困難者対策	東京都帰宅困難者対策条例に基づき、一斉帰宅抑制や3日分の備蓄の確保などの普及啓発を進めていく。また、都民、事業者による「助け合い」の取組を後押ししていく。 企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難者への対応として、一時滞在施設を確保する。 混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの充実をを図る。 徒歩帰宅が困難な要配慮者を優先的に搬送するため、バスや船舶などの代替輸送手段を確保する。	・帰宅困難者対策の普及啓発のため、都防災ホームページやポスター、ハンドブック、デジタルサイネージ、WEB広告など様々な媒体を通じて、情報を発信 ・各企業において平時や発災時の防災対策を推進する事業所防災リーダーの取組を支援し、災害への対応の実効性を向上 ・区市町村と連携した団体や事業者等への働きかけ等により、一時滞在施設の確保を推進 ・民間一時滞在施設における帰宅困難者用備蓄品やスマートフォン等充電環境の整備などに対する支援を実施 ・帰宅困難者対策オペレーションシステムについて、全体作戦図（COP）機能の開発を進め、都内の混雑状況や災害発生状況の把握などの機能を実際の災害や訓練で活用	・帰宅困難者対策の普及啓発のため、都防災ホームページやポスター、ハンドブック、デジタルサイネージ、WEB広告など様々な媒体を通じて、情報を発信 ・各企業において平時や発災時の防災対策を推進する事業所防災リーダーの取組を支援し、災害への対応の実効性を向上 ・区市町村と連携した団体や事業者等への働きかけ等により、一時滞在施設の確保を推進 ・民間一時滞在施設における帰宅困難者用備蓄品やスマートフォン等充電環境の整備などに対する支援を実施 ・帰宅困難者対策オペレーションシステムについて、全体作戦図（COP）機能の開発を進め、都内の混雑状況や災害発生状況の把握などの機能を実際の災害や訓練で活用	・帰宅困難者対策の普及啓発のため、都防災ホームページやポスター、ハンドブック、デジタルサイネージ、WEB広告など様々な媒体を通じて、情報を発信 ・各企業において平時や発災時の防災対策を推進する事業所防災リーダーの取組を支援し、災害への対応の実効性を向上 ・区市町村と連携した団体や事業者等への働きかけ等により、一時滞在施設の確保を推進 ・民間一時滞在施設における帰宅困難者用備蓄品やスマートフォン等充電環境の整備などに対する支援を実施 ・帰宅困難者対策オペレーションシステムについて、全体作戦図（COP）機能の開発を進め、都内の混雑状況や災害発生状況の把握などの機能を実際の災害や訓練で活用
帰宅困難者対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
事業所における帰宅困難者対策の推進	帰宅困難者対策を盛り込んだ事業所防災計画の作成を促進するための防災指導書を作成し、帰宅困難者対策の周知推進を図る。	事業所防災計画の周知及び作成促進のため、防災指導書「職場の地震対策」を作成	事業所防災計画の周知及び作成促進のため、防災指導書「職場の地震対策」を作成	事業所防災計画の周知及び作成促進のため、防災指導書「職場の地震対策」を作成

6－2 帰宅困難者の滞在環境を整備します

帰宅困難者対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
防災備蓄倉庫に対する税制上の支援の実施	都内の自治体と帰宅困難者受入協定を締結する一時滞在施設の確保を税制面から支援する。 [固定資産税、都市計画税、事業所税の減免(23区内)]	関係局と連携し、対象となる事業者に対し、積極的に制度周知	関係局と連携し、対象となる事業者に対し、積極的に制度周知	関係局と連携し、対象となる事業者に対し、積極的に制度周知
都市開発誘導制度等を活用した都市づくり	都市開発の機会を捉え、防災都市づくりを推進するため、都市開発誘導制度(※)を適用する新規の建築物に対して防災備蓄倉庫、自家発電設備を確保するとともに、一時滞在施設の整備を誘導 ※良好な市街地環境の形成に貢献する都市開発に対して、容積率などを緩和する制度、総合設計、高度利用地区、再開発等促進区を定める地区計画、特定街区の4制度の総称	民間開発の機会を捉えて、防災備蓄倉庫、自家発電設備、一時滞在施設の整備を誘導	民間開発の機会を捉えて、防災備蓄倉庫、自家発電設備、一時滞在施設の整備を誘導	民間開発の機会を捉えて、防災備蓄倉庫、自家発電設備、一時滞在施設の整備を誘導
ゼロエミッションビルの拡大（都市エネルギー施策の推進）	オフィスビルや中小事業所等への分散型電源の普及のほか、開発地域を中心に、地域の再エネを含めたエネルギーの面的利用やエネルギーマネジメントが進む仕組みを構築し、エネルギーと地域の再エネの効率的な利用を進める。	引き続き、防災力の向上に向け、災害時にも活用可能な自立分散型電源の導入を促進 ・コージェネレーションシステム導入支援事業 ・マイクログリッド形成推進事業 ・東京都災害時業務継続施設整備事業	引き続き、防災力の向上に向け、災害時にも活用可能な自立分散型電源の導入を促進 ・コージェネレーションシステム導入支援事業 ・マイクログリッド形成推進事業 ・東京都災害時業務継続施設整備事業	また、引き続き、防災力の向上に向け、災害時にも活用可能な自立分散型電源の導入を促進 ・コージェネレーションシステム導入支援事業 ・マイクログリッド形成推進事業 ・東京都災害時業務継続施設整備事業
再生可能エネルギーの基幹エネルギー化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
水素エネルギーの普及拡大	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
ゼロエミッションモビリティの推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
6－3 帰宅困難者の安全確保等を図ります				
帰宅困難者対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
ゼロエミッションモビリティの推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
地下鉄構内での帰宅困難者の一時受入れ体制の充実	地下鉄各駅において、お客様に一時的に駅改札外のコンコースなどで待機していただくために必要な物資を備蓄	各駅に設置した備蓄品の内、更新期限を迎える物品の入替えを行う。	各駅に設置した備蓄品の内、更新期限を迎える物品の入替えを行う。	各駅に設置した備蓄品の内、更新期限を迎える物品の入替えを行う。
帰宅困難者対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
震災対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
6－4 スムーズな帰宅を支援します				
帰宅困難者対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
帰宅困難者対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
7 安全・安心に生活できる環境の向上				
7－1 避難所となる施設の安全性を確保します				
私立幼稚園、高等学校、特別支援学校施設の耐震化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
医療施設の耐震化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
防災上重要な建築物の耐震化推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
都立建築物の耐震化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
社会福祉施設等の耐震化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
保育施設の新構造部材耐震対策支援事業	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
私立学校施設の新構造部材の耐震対策工事補助	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
公立学校施設防災機能強化支援事業	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
浄水施設の耐震化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
配水池の耐震化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
配水管の耐震継手化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
震災対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
災害時における高圧ガス施設等の安全性の確保	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
公立学校屋内体育施設空調設置支援事業	児童、生徒にとって安全な教育環境を確保するとともに、災害時における避難所としての機能を向上させるため、空調設備の整備を実施する区市町村を支援する。	・公立学校屋内体育施設に、国庫補助対象施設整備により空調設置を行う区市町村に対する財政支援 ・リース契約による空調整備事業も対象として実施 ・積極的な活用の働きかけ	・公立学校屋内体育施設に、国庫補助対象施設整備により空調設置を行う区市町村に対する財政支援 ・リース契約による空調整備事業も対象として実施 ・積極的な活用の働きかけ	・公立学校屋内体育施設に、国庫補助対象施設整備により空調設置を行う区市町村に対する財政支援 ・リース契約による空調整備事業も対象として実施 ・積極的な活用の働きかけ
都立高校の環境改善（空調）	都立高校の体育館や武道場等は、年間を通じて体育の授業や運動部活動、学校行事等に活用されている。また、災害発生時には地域の住民の避難所ともなることから、夏季における熱中症対策として、冷房設備の整備を行う。	引き続き、武道場等への空調設備の導入を実施	引き続き、武道場等への空調設備の導入を実施	引き続き、武道場等への空調設備の導入を実施
乳児用液体ミルク等備蓄物資	乳児用液体ミルクについて、災害時の救援物資としての活用を推進するための普及啓発を行い、都民の理解を促進する。また、非常災害時に備え、乳児用液体ミルクの備蓄を行うとともに、民間事業者と締結した調達協定に基づき、乳児用液体ミルクを緊急に調達できる体制を整備する。	継続して実施する。	継続して実施する。	継続して実施する。
より多くの避難先確保	発災時におけるより多くの避難先の確保に向けて、都立施設や国の施設等の活用を図るとともに、宿泊団体と締結した協定等に基づき、区市町村を支援	発災時におけるより多くの避難先の確保に向けて、都立施設や国の施設等の活用を図るとともに、宿泊団体と締結した協定等に基づき、区市町村を支援	発災時におけるより多くの避難先の確保に向けて、都立施設や国の施設等の活用を図るとともに、宿泊団体と締結した協定等に基づき、区市町村を支援	発災時におけるより多くの避難先の確保に向けて、都立施設や国の施設等の活用を図るとともに、宿泊団体と締結した協定等に基づき、区市町村を支援

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
ゼロエミッションビルの拡大（都市エネルギー施策の推進）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
再生可能エネルギーの基幹エネルギー化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
ゼロエミッションビルの拡大（家庭における対策）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
ゼロエミッションモビリティの推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
水素エネルギーの普及拡大	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
7-2 避難者の安心を確保します				
地域防災力の向上	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
都民との連携による地域防災力の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
被災地派遣時における男女共同参画の視点からの活動実施	発災時において、女性ニーズへのきめ細かい対応や、女性の防災人材育成の視点を踏まえ、職員派遣を実施する。	引き続き、被災地派遣時に、女性ニーズへのきめ細かい対応や、女性の防災人材育成の視点を踏まえ、派遣する女性職員を一定割合確保するとともに、円滑に活動するための支援等に取り組む。	引き続き、被災地派遣時に、女性ニーズへのきめ細かい対応や、女性の防災人材育成の視点を踏まえ、派遣する女性職員を一定割合確保するとともに、円滑に活動するための支援等に取り組む。	引き続き、被災地派遣時に、女性ニーズへのきめ細かい対応や、女性の防災人材育成の視点を踏まえ、派遣する女性職員を一定割合確保するとともに、円滑に活動するための支援等に取り組む。
男女平等参画の視点からの防災、復興	各区市町村の地域防災計画等について、男女平等参画の視点的確認を行う。	・区市町村の男女平等参画センター等との連携及びネットワーク体制の強化 ・区市町村の地域防災計画及び避難所運営マニュアルの内容確認等を実施 ・区市町村との連絡会議などの機会を捉え、地域防災計画等の改正に当たり、男女平等参画の視点を取り入れるよう働きかけ ・災害時における相談支援、情報提供等の実施体制の整備	・区市町村の男女平等参画センター等との連携及びネットワーク体制の強化 ・区市町村の地域防災計画及び避難所運営マニュアルの内容確認等を実施 ・区市町村との連絡会議などの機会を捉え、地域防災計画等の改正に当たり、男女平等参画の視点を取り入れるよう働きかけ ・災害時における相談支援、情報提供等の実施体制の整備	・区市町村の男女平等参画センター等との連携及びネットワーク体制の強化 ・区市町村の地域防災計画及び避難所運営マニュアルの内容確認等を実施 ・区市町村との連絡会議などの機会を捉え、地域防災計画等の改正に当たり、男女平等参画の視点を取り入れるよう働きかけ ・災害時における相談支援、情報提供等の実施体制の整備
安全・安心な避難所管理運営体制の確立	避難所の住民リーダー等を対象に、各区市町村や各避難所の実情を踏まえた避難所運営力向上を支援することにより、安全安心で快適な避難所運営体制を構築	避難所運営等に係るセミナー・コンサルティング業の実施	避難所運営等に係るセミナー・コンサルティング事業の実施	避難所運営等に係るセミナー・コンサルティング事業の実施
災害時要配慮者対策の推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
安全・安心な避難所管理運営体制の確立	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
リモート健康相談等	避難所において、区市町村が実施する要配慮者等の健康相談に対する都保健所の支援をリモートでも行うなど、通信機器を導入し、区市町村に対する支援を強化	避難所において、区市町村が実施する要配慮者等の健康相談に対する都保健所の支援をリモートでも行うなど、通信機器を導入し、区市町村に対する支援を強化	避難所において、区市町村が実施する要配慮者等の健康相談に対する都保健所の支援をリモートでも行うなど、通信機器を導入し、区市町村に対する支援を強化	避難所において、区市町村が実施する要配慮者等の健康相談に対する都保健所の支援をリモートでも行うなど、通信機器を導入し、区市町村に対する支援を強化
災害時こころのケア体制整備事業	大規模災害時等によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者や災害ストレスを受けた被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援等が発災直後から中長期まで円滑かつ迅速に行われるよう、東京DPATの登録機関の確保、研修や会議などにより東京都災害時こころのケア体制を整備し、災害等発生時における支援体制の強化を図る。	・東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議の実施 ・東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）体制整備 ・都防災訓練、二次保健医療圏災害医療回上訓練等への東京DPATの参加 ・東京DPATの養成研修の内容充実、フォローアップ研修、ファシリテーター研修の実施	・東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議の実施 ・東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）体制整備 ・都防災訓練、二次保健医療圏災害医療回上訓練等への東京DPATの参加 ・東京DPATの養成研修の内容充実、フォローアップ研修、ファシリテーター研修の実施	・東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議の実施 ・東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）体制整備 ・都防災訓練、二次保健医療圏災害医療回上訓練等への東京DPATの参加 ・東京DPATの養成研修の内容充実、フォローアップ研修、ファシリテーター研修の実施

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
区市町村災害対応力向上支援事業	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
トイレ環境向上策の策定	生活に不可欠なトイレを震災時に確保するため、被害想定等を踏まえた計画を策定し、区市町村等との連携のもと、災害トイレ空白エリアを解消する。	・トイレの確保・管理に関する計画及び指針の策定	・トイレの確保・管理に関する計画及び指針の策定	
安全・安心な避難所管理運営体制の確立	（再掲）	（再掲）	（再掲）	
食品の安全確保	震災時の食中毒発生等を防止するため、東京都、区及び市で編成する食品衛生指導班による炊飯所等の衛生管理指導や避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導を行う。	継続して実施する。	継続して実施する。	継続して実施する。
避難所における飲料水の安全確保 （検水体制の整備）	貯水槽貯留水等を避難所において飲用とする際、安全な飲み水を確保するため、消毒薬の配布及び残留塩素の確認等を行う。 市町村からの要請に応じ、「環境衛生指導班」を編成し、飲み水の安全確認や消毒方法の指導を行う。	・計画に基づく消毒薬量の備蓄 ・計画に基づく消毒薬検査機材の配備	・計画に基づく消毒薬量の備蓄 ・計画に基づく消毒薬検査機材の配備	・計画に基づく消毒薬量の備蓄 ・計画に基づく消毒薬検査機材の配備
避難住民等の生活衛生の確保支援	保健所等の環境衛生監視員により「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲料水の衛生、衛生的な室内環境の保持、こみ保管場所等の適正管理等に関する助言、指導を市町村に対して行う。環境衛生指導班は、市町村部（保健所設置市を除く。）で業務を行うほか、特別区及び保健所設置市からの要請に応じて派遣対応を行う。	・環境測定用機材の保守、点検	・環境測定用機材の保守、点検	・環境測定用機材の保守、点検
避難所における動物の適正な飼養	災害発生時の飼い主責任等について普及啓発を行うとともに、動物の同行避難を盛り込んだ各区市町村の地域防災計画策定への助言を行う。	・災害発生時の飼い主責任等について講習会などの機会を通じて普及啓発を実施 ・総合防災訓練の実施、区市町村の訓練への参加、協力等の支援 ・動物の同行避難を盛り込んだ各区市町村の地域防災計画策定への助言と同行避難が災害時に円滑に実施されるよう区市町村の取組を支援	・災害発生時の飼い主責任等について講習会などの機会を通じて普及啓発を実施 ・総合防災訓練の実施、区市町村の訓練への参加、協力等の支援 ・動物の同行避難を盛り込んだ各区市町村の地域防災計画策定への助言と同行避難が災害時に円滑に実施されるよう区市町村の取組を支援	・災害発生時の飼い主責任等について講習会などの機会を通じて普及啓発を実施 ・総合防災訓練の実施、区市町村の訓練への参加、協力等の支援 ・動物の同行避難を盛り込んだ各区市町村の地域防災計画策定への助言と同行避難が災害時に円滑に実施されるよう区市町村の取組を支援
保健所活動体制の整備	保健所は、保健衛生活動の総合的な調整を行うなど、保健衛生に関する地域の災害対策の拠点としての役割が求められており、効果的な活動を実施することができるよう、職員に対して必要な研修、訓練等を行う。	・災害対策研修、マニュアルに基づく訓練、災害時対応の携行品の更新、災害時における支援の受入体制の検討、整備等を適宜実施	・災害対策研修、マニュアルに基づく訓練、災害時対応の携行品の更新、災害時における支援の受入体制の検討、整備等を適宜実施	・災害対策研修、マニュアルに基づく訓練、災害時対応の携行品の更新、災害時における支援の受入体制の検討、整備等を適宜実施
在宅難病患者等の救護及び支援の充実	医療依存度の高い重症難病患者や透析医療を受けている患者等にとっては災害によるライフラインの停止や医療の中断は危機的な状況を招く。普及啓発活動や災害時連絡体制の維持等により、災害時の在宅難病患者等の救護体制や支援の充実に回る。	・区市町村への支援継続 ・マニュアルに沿った体制の構築と必要に応じた改訂の検証 等	・区市町村への支援継続 ・マニュアルに沿った体制の構築と必要に応じた改訂の検証 等	・区市町村への支援継続 ・マニュアルに沿った体制の構築と必要に応じた改訂の検証 等
避難者対策の推進	区市町村と連携した避難所管理運営訓練を実施し、避難体制の構築を図る。避難者が安全・安心にストレスな避難生活を過ごせるよう「東京都避難所運営指針」を確定する。在宅避難や自主避難等の状況に応じた多様な避難行動の推進に向けて、区市町村の取組を支援していく。	・区市町村と連携した避難所管理運営訓練の実施 ・避難所の生活環境の向上に向けた取組や、在宅避難や自主避難等の多様な避難行動の推進に向けた対策を支援	・区市町村と連携した避難所管理運営訓練の実施 ・避難所の生活環境の向上に向けた取組や、在宅避難や自主避難等の多様な避難行動の推進に向けた対策を支援	・区市町村と連携した避難所管理運営訓練の実施 ・避難所の生活環境の向上に向けた取組や、在宅避難や自主避難等の多様な避難行動の推進に向けた対策を支援
避難所の環境整備	避難の所の生活環境向上に向け、簡易ベッドや間仕切り・テント等や、入浴機会の確保のための災害用温水シャワー、ベト同行避難の推進に資する資機材等の導入に係る区市町村向けの支援を実施	区市町村が実施する避難所の環境整備を引き続き支援	区市町村が実施する避難所の環境整備を引き続き支援	区市町村が実施する避難所の環境整備を引き続き支援
災害時におけるボランティア活動支援機能の強化	災害時にボランティア活動を円滑に行うために、災害ボランティア活動の中核的な役割を担う「災害ボランティアコーディネーター」の養成や東京都災害ボランティアセンター設置訓練等を実施する。	・発災時における東京都災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営に向けた体制づくり ・大規模災害時に活動できる災害ボランティアコーディネーターの確保 ・多様な主体とのネットワークを構築 ・災害ボランティア・NPO等の受入環境に係る調査実施	・発災時における東京都災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営に向けた体制づくり ・大規模災害時に活動できる災害ボランティアコーディネーターの確保 ・多様な主体とのネットワークを構築 ・災害ボランティア・NPO等の受入環境の検討	・発災時における東京都災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営に向けた体制づくり ・大規模災害時に活動できる災害ボランティアコーディネーターの確保 ・多様な主体とのネットワークを構築 ・災害ボランティア・NPO等の受入環境の検討
8 発災後の生活に不可欠な水や備蓄品の確保と輸送				
8－1 生活に欠かせない飲料水を確保します				
浄水施設の耐震化	着水井から配水池までの連続性を考慮し、浄水処理の系統ごとに、効果的に耐震補強を推進する。 浄水施設の耐震化にあたっては、施設的能力低下などを伴うことから、送配水ネットワークを活用し、他の浄水場からのバックアップを行うとともに、施設の補修工事等を同時期に行うなど、安定給水に支障がないよう実施する。	各施設の耐震補強を推進 施工：朝霞浄水場、三國浄水場、金町浄水場、三郷浄水場	各施設の耐震補強を推進 施工：金町浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場	各施設の耐震補強を推進 施工：三郷浄水場、朝霞浄水場
配水池の耐震化	給水所が停止しないよう1池ずつ実施することや、施設的能力低下を伴う補修工事等を同時期に行うなど、安定給水に支障がないよう実施する。	各施設の耐震補強を推進 施工・調査・設計：水元給水所・金町浄水場・大蔵給水所・本郷給水所等	各施設の耐震補強を推進 施工・調査・設計：水元給水所・金町浄水場・大蔵給水所・本郷給水所等	各施設の耐震補強を推進 施工・調査・設計：水元給水所・本郷給水所等
配水管の耐震継手法	震災時の断水被害の効果的な軽減に向けた管路の耐震継手法については、優先順位を明確化し、計画的な管路の取替を実施する。	・取替優先地域の解消 ・取替困難管の更新	・取替優先地域の解消 ・取替困難管の更新	・取替優先地域の解消

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
導水施設の二重化	災害や事故時だけでなく、更新等の工事の際にもバックアップ機能を十分に確保するため、停止することができない導水施設を二重化	・東村山境線（仮称）、上流部浄水場（仮称）関連導水管及び第二朝霞引入水路（仮称）、第二三園導水管（仮称）の整備を推進	・東村山境線（仮称）、上流部浄水場（仮称）関連導水管及び第二朝霞引入水路（仮称）、第二三園導水管（仮称）の整備を推進	・上流部浄水場（仮称）関連導水管及び第二朝霞引入水路（仮称）、第二三園導水管（仮称）の整備を推進
大規模浄水場の更新	大規模浄水場の更新に当たっては、更新に伴い低下する施設能力相当の浄水場をあらかじめ整備した上で、更新に着手	・境浄水場の再構築及び上流部浄水場（仮称）整備の推進（東村山浄水場の更新代替）	・境浄水場の再構築及び上流部浄水場（仮称）整備の推進（東村山浄水場の更新代替）	・境浄水場の再構築及び上流部浄水場（仮称）整備の推進（東村山浄水場の更新代替）
送水管のネットワーク化	他系統からのバックアップ機能を確保するため、広域的な送水管ネットワークを構築するとともに、給水所への送水の二系統化を推進	・境浄水場関連送水管、新城南幹線（仮称）、新青山線（仮称）及び上流部浄水場（仮称）関連送水管の整備を推進	・境浄水場関連送水管、新城南幹線（仮称）、新青山線（仮称）及び上流部浄水場（仮称）関連送水管の整備を推進	・境浄水場関連送水管、新城南幹線（仮称）、新青山線（仮称）及び上流部浄水場（仮称）関連送水管の整備を推進
自家発電設備の新設・増強	大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても給水を確認できるよう、浄水場や給水所などに自家発電設備を整備。 高度浄水処理に必要な電力は常用発電設備により確保し、取水、送配水などに必要な電力は非常用発電設備により確保。 可能な限り24時間運転できる燃料の確保を目指す。	整備完了 7 施設	整備完了 3 施設	整備完了 3 施設
応急給水槽維持管理等	応急給水槽の老朽化に伴う更新及び整備を行うとともに、応急給水用資器材の更新や給水設備の整備改良、緊急遮断弁の遠隔操作化を行うことにより、震災時における応急給水を円滑かつ確実にするための施設等と機能維持を推進	・震災時に備え、応急給水槽を良好な状態に維持する。 ・給水拠点等に整備されている応急給水栓を軽量かつ組立が容易で錆に強いステンレスの給水栓に計画的に交換を行う。 ・区市町が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資器材を整備する。	・震災時に備え、応急給水槽を良好な状態に維持する。 ・給水拠点等に整備されている応急給水栓を軽量かつ組立が容易で錆に強いステンレスの給水栓に計画的に交換を行う。 ・区市町が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資器材を整備する。	・震災時に備え、応急給水槽を良好な状態に維持する。 ・給水拠点等に整備されている応急給水栓を軽量かつ組立が容易で錆に強いステンレスの給水栓に計画的に交換を行う。 ・区市町が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資器材を整備する。
訓練実施や資器材貸与等	地域で応急給水を円滑に行えるよう、給水拠点や消火栓等を活用した資器材の配備や訓練支援を継続して実施。 緊急給水車を活用して病院等への応急給水を迅速に行うとともに、区市町と連携し、応急給水槽を良好な状態に維持。	給水拠点や消火栓等を活用した応急給水体制の構築に向けた訓練実施	給水拠点や消火栓等を活用した応急給水体制の構築に向けた訓練実施	給水拠点や消火栓等を活用した応急給水体制の構築に向けた訓練実施
HPCにおける地図情報での情報提供	震災時、断水、通水地域の情報をホームページ上に視覚的な地図情報として提供。災害時給水ステーションの開閉状況を迅速に情報提供。	震災時、断水、通水地域の情報をホームページ上に視覚的な地図情報として提供できるよう、訓練を実施	震災時、断水、通水地域の情報をホームページ上に視覚的な地図情報として提供できるよう、訓練を実施	震災時、断水、通水地域の情報をホームページ上に視覚的な地図情報として提供できるよう、訓練を実施
ドローンを活用した災害時の水道水源林被害状況調査	ドローンを活用し、地震や豪雨などの災害時における水道水源林の被害状況を迅速に把握する	現地確認が容易でない箇所について、地震や豪雨などの災害が発生した場合、必要に応じて、現場調査及び崩壊地の測量委託などでドローンを活用	現地確認が容易でない箇所について、地震や豪雨などの災害が発生した場合、必要に応じて、現場調査及び崩壊地の測量委託などでドローンを活用	現地確認が容易でない箇所について、地震や豪雨などの災害が発生した場合、必要に応じて現場調査及び崩壊地の測量委託などでドローンを活用
重要施設における給水状況の早期把握	配水小管スマートメータ（水圧計）、避難所等その他重要施設（約800箇所）へ令和8年度までに設置	・避難所等その他重要施設へ配水小管スマートメータ（水圧計）を順次設置 ・配水小管スマートメータ（水圧計）の運用・維持管理	・避難所等その他重要施設へ配水小管スマートメータ（水圧計）を順次設置 ・配水小管スマートメータ（水圧計）の運用・維持管理	・避難所等その他重要施設へ配水小管スマートメータ（水圧計）を順次設置 ・配水小管スマートメータ（水圧計）の運用・維持管理
8－2 避難者に必要な物資を備蓄、輸送します				
備蓄及び物資調達体制の整備	・高齢者などの要配慮者及び女性の視点にも配慮した生活必需品の備蓄を行うため、都の備蓄体制の充実強化を行う。 ・食料や飲料水、生理用品やおむつに加え、防災資機材などについて円滑な調達が可能となるよう、民間事業者との協定に基づく調達体制を強化する。 ・備蓄物資や他自治体等からの支援物資を迅速に避難所に届けられるよう、国や区市町村、関係団体等と連携し、訓練や検証を積み重ねることで物資の輸送体制を更に強化する。 ・島しょ地域での災害時に備え、備蓄物資の推進を図るとともに輸送体制を強化する。	・避難所での生活環境の改善や感染症対策に有効な簡易ベッドや屋内テントを都としても平時から備蓄する。 ・都が備蓄している災害救助用食料のうち、賞味期限が到来する食料について、賞味期限前に有効活用を図るため、公益性のある活動を行う団体等への寄附により活用を図る。 ・震災時において、避難所を運営する区市町村からの物資調達の要請に対応できるよう、都と各種団体等で物資の調達等に関する協定を締結する。 ・継続的に関係機関との協議や訓練等を実施することで、東京都多摩広域防災食庫を含めた、物資の調達、輸送体制等を検証、強化する。 ・区市町村との情報連絡会等を通じ、円滑な物資供給に向け連携強化を図る。 ・地域内輸送拠点における円滑な物資輸送を実現するため、拠点運営にかかる資機材購入等に対する補助事業や運営マニュアルの策定支援等を通じて、物資輸送体制を強化する。 ・「島しょ地域における食料の確保に向けた取組を実施する。 ・新たな全体計画をもとに、直営倉庫における備蓄物資の適正配置に関する検討および配置換え等を行う。	・避難所での生活環境の改善や感染症対策に有効な簡易ベッドや屋内テントを都としても平時から備蓄する。 ・都が備蓄している災害救助用食料のうち、賞味期限が到来する食料について、賞味期限前に有効活用を図るため、公益性のある活動を行う団体等への寄附により活用を図る。 ・震災時において、避難所を運営する区市町村からの物資調達の要請に対応できるよう、都と各種団体等で物資の調達等に関する協定を締結する。 ・継続的に関係機関との協議や訓練等を実施することで、東京都多摩広域防災食庫を含めた、物資の調達、輸送体制等を検証、強化する。 ・区市町村との情報連絡会等を通じ、円滑な物資供給に向け連携強化を図る。 ・地域内輸送拠点における円滑な物資輸送を実現するため、拠点運営にかかる資機材購入等に対する補助事業や運営マニュアルの策定支援等を通じて、物資輸送体制を強化する。 ・「島しょ地域における食料の確保に向けた取組を実施する。 ・新たな全体計画をもとに、直営倉庫における備蓄物資の適正配置に関する検討および配置換え等を行う。	・避難所での生活環境の改善や感染症対策に有効な簡易ベッドや屋内テントを都としても平時から備蓄する。 ・都が備蓄している災害救助用食料のうち、賞味期限が到来する食料について、賞味期限前に有効活用を図るため、公益性のある活動を行う団体等への寄附により活用を図る。 ・震災時において、避難所を運営する区市町村からの物資調達の要請に対応できるよう、都と各種団体等で物資の調達等に関する協定を締結する。 ・継続的に関係機関との協議や訓練等を実施することで、東京都多摩広域防災食庫を含めた、物資の調達、輸送体制等を検証、強化する。 ・区市町村との情報連絡会等を通じ、円滑な物資供給に向け連携強化を図る。 ・地域内輸送拠点における円滑な物資輸送を実現するため、拠点運営にかかる資機材購入等に対する補助事業や運営マニュアルの策定支援等を通じて、物資輸送体制を強化する。 ・「島しょ地域における食料の確保に関する担当者会議」などを通じ、島しょ地域での災害に備え、備蓄計画策定、備蓄推進の機かけを実施する。
食料、生活必需品の備蓄	区市町村と連携した震災後3日分の食料、生活必需品の備蓄体制を構築する。	・区市町村の備蓄状況を確認し、都が保管するために必要な備蓄量を検証。震災後3日分の食料(島しょ部は1週間分)を都と区市町村が連携して確保する。 ・区市町村に対し地域内備蓄の充実に向けた機かけを実施していく。 ・要配慮者向けの食料の確保に向けた取組を実施する。 ・新たな全体計画をもとに、直営倉庫における備蓄物資の適正配置に関する検討および配置換え等を行う。	・区市町村の備蓄状況を確認し、都が保管するために必要な備蓄量を検証。震災後3日分の食料(島しょ部は1週間分)を都と区市町村が連携して確保する。 ・区市町村に対し地域内備蓄の充実に向けた機かけを実施していく。 ・要配慮者向けの食料の確保に向けた取組を実施する。 ・新たな全体計画をもとに、直営倉庫における備蓄物資の適正配置に関する検討および配置換え等を行う。	・区市町村の備蓄状況を確認し、都が保管するために必要な備蓄量を検証。震災後3日分の食料(島しょ部は1週間分)を都と区市町村が連携して確保する。 ・区市町村に対し地域内備蓄の充実に向けた機かけを実施していく。 ・要配慮者向けの食料の確保に向けた取組を実施する。 ・新たな全体計画をもとに、直営倉庫における備蓄物資の適正配置に関する検討および配置換え等を行う。
災害時の食料確保	広域的な見地から、区市町村の不足分を補充するため、区市町村と連携して震災後3日目までの非常用食料を備蓄などにより確保する。さらに、震災後4日目以降は米穀、副食品、生鮮食品品等と関係事業者等から調達する。	引き続き、協定を更新	引き続き、協定を更新	引き続き、協定を更新
備蓄倉庫の再編整備	物資の搬出効率の向上を図るため、備蓄倉庫の再編整備と物資の保管体制の改善による備蓄体制の強化に向けた取組を実施する。	・備蓄倉庫の計画的な設備更新等を行う。 ・板橋倉庫（仮称）の建設工事及び運用開始に向けた調整を行う。 ・麻布十番駅地下倉庫を活用した避難施設整備のモデル事業を実施する。	・備蓄倉庫の計画的な設備更新等を行う。 ・麻布十番駅地下倉庫を活用した避難施設整備のモデル事業を実施する。	・備蓄倉庫の計画的な設備更新等を行う。 ・麻布十番駅地下倉庫を活用した避難施設整備のモデル事業を実施する。

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
空き家利活用等区市町村支援事業	区市町村が取り組む基本的な空き家対策の事業（基本型）、地域特性に応じて空き家対策計画等に位置付け実施する事業(企画提案型) に対して財政支援を行う。(821-S2同一事業)	基本型及び企画提案型において、空き家の改修や除却を支援	基本型及び企画提案型において、空き家の改修や除却を支援	基本型及び企画提案型において、空き家の改修や除却を支援
備蓄及び物資調達体制の整備	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
効率的な物資輸送システムの構築	都と物資輸送車両との双方間の情報伝達を可能とするシステムの構築等を通じて、効率的な物資輸送体制を整備する。	次期災害対応オペレーション関連システムとの連携に向けた調査検討および関係各署との調整を行う。	次期災害対応オペレーション関連システムとの連携に向けた調査検討および関係各署との調整を行う。	次期災害対応オペレーション関連システムとの連携に向けた調査検討および関係各署との調整を行う。
区市町村災害対応能力向上支援事業	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
8－3 家庭における備蓄や電源の確保を推進します				
都民の備蓄推進プロジェクト	各家庭が、家族構成などを踏まえた食料、生活必需品等の備蓄を継続的に行えるよう「都民の備蓄推進プロジェクト」を推進する。	・イベントへの出展 ・普及啓発冊子の作成 ・備蓄普及啓発動画の広報 ・「東京備蓄ナビ」の利用促進に向け、ユーザーの意見等の反映やオープンソースの活用により、改善の取組と普及啓発を実施	・イベントへの出展 ・普及啓発冊子の作成 ・備蓄普及啓発動画の広報 ・「東京備蓄ナビ」の利用促進に向け、ユーザーの意見等の反映やオープンソースの活用により、改善の取組と普及啓発を実施	・イベントへの出展 ・普及啓発冊子の作成 ・備蓄普及啓発動画の広報 ・「東京備蓄ナビ」の利用促進に向け、ユーザーの意見等の反映やオープンソースの活用により、改善の取組と普及啓発を実施
燃料確保対策	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
ゼロエミッションビルの拡大（家庭における対策）	蓄電池等の導入のほか、家庭のエネルギー消費量削減に資する住宅の断熱性能の確保や高効率家電の普及等を進める。 このような省エネ、再生エネルギーの利用及びエネルギーマネジメントの推進により、防災や暮らし対策など適応策の観点も踏まえたゼロエミ住宅の標準化を目指す。	・東京ゼロエミ住宅及び建築物環境報告書制度の推進に向けた総合対策事業 ・災害にも強く(健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 ・集合住宅における再生エネルギー導入促進事業 ・家庭のエネルギー消費動向実態調査（予定） ・賃貸住宅の断熱・再生エネ集中促進事業 ・区市町村との連携による環境政策加速化事業 ・わが家の環境局長事業 ・地産地消型再生エネ・蓄エネ設備導入促進事業 ・地中熱利用の普及促進 ・都有施設の再生エネ100％化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業 ・マイクログリッド形成推進事業 ・島しょ地域における再生エネ導入促進事業 ・太陽エネルギー利用拡大 ・再生電力の利用を促す仕組み ・再生エネ導入量等調査 ・エネルギー環境計画書制度の運用 ・とちよう電力プラン ・小売電気事業者による再生エネ電源先行拡大事業 ・都市型太陽電池による創電・蓄電の強化推進事業 ・家庭へのH T Tアクション促進事業 ・住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業 ・区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業	・東京ゼロエミ住宅及び建築物環境報告書制度の推進に向けた総合対策事業 ・災害にも強く(健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 ・集合住宅における再生エネルギー導入促進事業 ・家庭のエネルギー消費動向実態調査（予定） ・賃貸住宅の断熱再生エネ集中促進事業 ・区市町村との連携による環境政策加速化事業	・東京ゼロエミ住宅及び建築物環境報告書制度の推進に向けた総合対策事業
再生可能エネルギーの基幹エネルギー化	太陽光パネル等の再生設備の設置や蓄電池の導入等により、地域の再生エネの効果的な地産地消や再生エネの利用拡大を進めていく。 これにより、地域のエネルギー資源であるとともに、脱炭素社会構築の重要な鍵である再生エネの基幹エネルギー化を目指す。	・地産地消型再生エネ・蓄エネ設備導入促進事業 ・地中熱利用の普及促進 ・都有施設の再生エネ100％化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業 ・マイクログリッド形成推進事業 ・島しょ地域における再生エネ導入促進事業 ・太陽エネルギー利用拡大 ・再生電力の利用を促す仕組み ・再生エネ導入量等調査 ・エネルギー環境計画書制度の運用 ・とちよう電力プラン ・小売電気事業者による再生エネ電源先行拡大事業 ・都市型太陽電池による創電・蓄電の強化推進事業 ・家庭へのH T Tアクション促進事業 ・住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業 ・区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業	・地産地消型再生エネ・蓄エネ設備導入促進事業 ・地中熱利用の普及促進 ・都有施設の再生エネ100％化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業 ・マイクログリッド形成推進事業 ・島しょ地域における再生エネ導入促進事業 ・太陽エネルギー利用拡大 ・再生電力の利用を促す仕組み ・エネルギー環境計画書制度の運用 ・とちよう電力プラン ・小売電気事業者による再生エネ電源先行拡大事業 ・家庭へのH T Tアクション促進事業 ・住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業 ・区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業	・地産地消型再生エネ・蓄エネ設備導入促進事業 ・地中熱利用の普及促進 ・都有施設の再生エネ100％化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業 ・マイクログリッド形成推進事業 ・島しょ地域における再生エネ導入促進事業 ・再生電力の利用を促す仕組み ・エネルギー環境計画書制度の運用 ・小売電気事業者による再生エネ電源先行拡大事業 ・住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業
水素エネルギーの普及拡大	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
ゼロエミッションモビリティの推進	災害時の電源確保や蓄電・給電機能を活用した家庭や地域のエネルギーマネジメントの高度化にも資する、ゼロエミッション車（EV・PHEV・FCV）の普及に向け、充電器等のインフラ整備やZEV導入への支援、V2Hや外部給電器の導入促進等を進めていく。	防災力の向上に向け、災害時の非常用電源としても利用可能なZEV、外部給電器等の普及を促進 ・ZEV普及促進事業 ・充電設備普及促進事業	防災力の向上に向け、災害時の非常用電源としても利用可能なZEV、外部給電器等の普及を促進 ・ZEV普及促進事業 ・充電設備普及促進事業	防災力の向上に向け、災害時の非常用電源としても利用可能なZEV、外部給電器等の普及を促進 ・ZEV普及促進事業 ・充電設備普及促進事業
ゼロエミッションビルの拡大（都市づくりにおける対策）	建築物環境計画書制度に基づき、環境性能の高い建築物が評価される市場が形成されるよう誘導 【制度概要】 ○建築物環境計画書の提出義務 対象：延べ面積2,000㎡以上の新築、増築又は改築をしようとする建築主（特定建築主） ○再生可能エネルギーの利用に係る措置の検討義務	・建築物環境計画書制度（旧・現行制度）の運用 ・建築物環境計画書制度強化等の検討 ・建築物環境計画書制度（新制度）の運用 ・建築物環境報告書制度（新制度）の導入・運用	・建築物環境計画書制度（旧・現行制度）の運用 ・建築物環境計画書制度強化等の検討 ・建築物環境計画書制度（新制度）の運用 ・建築物環境報告書制度（新制度）の導入・運用	・建築物環境計画書制度（旧・現行制度）の運用 ・建築物環境計画書制度強化等の検討 ・建築物環境計画書制度（新制度）の運用 ・建築物環境報告書制度（新制度）の導入・運用
9 公助による救出救助活動等の展開				
9－1 救出救助活動等に必要となる道路の閉塞を防ぎます				

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断等を義務付けるとともに、助成制度を拡充 また、九都県市での連携した取組や学識経験者による検討委員会にて更なる促進策を検討するなど、耐震化を促進	○緊急輸送道路に接する道路幅員の1/2相当の高さかつ旧耐震建築物に助成を実施 ○Is値0.3未満の建築物は、助成率、上限額を1.5倍及び建替・除却にも拡充 ○更なる促進策として以下の施策を展開 ・段階的改修の2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の1s値を0.3以上とすることを条件に、耐震改修の一部を実施する場合に要する費用について助成を実施 ・占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額の加算を実施 ・耐震化推進条例に基づく建物所有者への指導、指示を実施 ・耐震改修事例や耐震改修費用の情報提供 など ・東京都は、運用に必要な資金を預託することを条件に、民間の建物所有者に対して耐震診断費用（耐震診断が義務付けられる特定緊急輸送道路沿道建築物のみ）、耐震改修費用の一部を低利で融資する金融機関の公募を実施 ・東京都は提携金融機関を通じて、民間建物所有者が行う耐震診断、耐震改修に係る資金の借入を支援 （融資を受ける建物要件） ・緊急輸送道路沿道で震災時に道路閉塞を起こす恐れのある延床面積10,000㎡以下の建築物の耐震改修 ・2012年度より、耐震診断が義務化されている特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断（低利融資機関の融資条件） ・融資限度額 3億円 ・融資期間 10年以内 ・融資利率 預託金により通常より低利	○緊急輸送道路に接する道路幅員の1/2相当の高さかつ旧耐震建築物に助成を実施 ○Is値0.3未満の建築物は、助成率、上限額を1.5倍及び建替・除却にも拡充 ○更なる促進策として以下の施策を展開 ・段階的改修の2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の1s値を0.3以上とすることを条件に、耐震改修の一部を実施する場合に要する費用について助成を実施 ・占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額の加算を実施 ・耐震化推進条例に基づく建物所有者への指導、指示を実施 ・耐震改修事例や耐震改修費用の情報提供 など ・東京都は、運用に必要な資金を預託することを条件に、民間の建物所有者に対して耐震診断費用（耐震診断が義務付けられる特定緊急輸送道路沿道建築物のみ）、耐震改修費用の一部を低利で融資する金融機関の公募を実施 ・東京都は提携金融機関を通じて、民間建物所有者が行う耐震診断、耐震改修に係る資金の借入を支援 （融資を受ける建物要件） ・緊急輸送道路沿道で震災時に道路閉塞を起こす恐れのある延床面積10,000㎡以下の建築物の耐震改修 ・2012年度より、耐震診断が義務化されている特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断（低利融資機関の融資条件） ・融資限度額 3億円 ・融資期間 10年以内 ・融資利率 預託金により通常より低利	○緊急輸送道路に接する道路幅員の1/2相当の高さかつ旧耐震建築物に助成を実施 ○Is値0.3未満の建築物は、助成率、上限額を1.5倍及び建替・除却にも拡充 ○更なる促進策として以下の施策を展開 ・段階的改修の2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の1s値を0.3以上とすることを条件に、耐震改修の一部を実施する場合に要する費用について助成を実施 ・占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額の加算を実施 ・耐震化推進条例に基づく建物所有者への指導、指示を実施 ・耐震改修事例や耐震改修費用の情報提供 など ・東京都は、運用に必要な資金を預託することを条件に、民間の建物所有者に対して耐震診断費用（耐震診断が義務付けられる特定緊急輸送道路沿道建築物のみ）、耐震改修費用の一部を低利で融資する金融機関の公募を実施 ・東京都は提携金融機関を通じて、民間建物所有者が行う耐震診断、耐震改修に係る資金の借入を支援 （融資を受ける建物要件） ・緊急輸送道路沿道で震災時に道路閉塞を起こす恐れのある延床面積10,000㎡以下の建築物の耐震改修 ・2012年度より、耐震診断が義務化されている特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断（低利融資機関の融資条件） ・融資限度額 3億円 ・融資期間 10年以内 ・融資利率 預託金により通常より低利
建築物の耐震化資金融資制度	提携の実施金融機関が、緊急輸送道路沿道の民間建物所有者に対して低利の融資を行えるよう預託し、実施金融機関は、耐震診断、改修を行う建物所有者に対し、資金を低利で融資			
耐震工法、事例の情報提供	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
建築物の耐震化総合相談窓口	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
木造住宅耐震診断事務所登録等の実施	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
市街地整備における無電柱化の推進	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
無電柱化の推進	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
区市町村無電柱化補助	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
都営住宅移管道路等の無電柱化	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
民間開発の機会を捉えた無電柱化の促進	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
東京港の防災対策(緊急輸送道路等の無電柱化)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
東京港の防災対策(緊急輸送道路等の無電柱化)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
震災対策	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
9－2 陸上の緊急輸送ルートを確認します				
道路防災ステーションの整備の推進	発災後の道路障害物除去作業等を円滑に行うため、陸橋等の高架下に資機材置場(道路防災ステーション)を整備する。	区部の全建設事務所に各1か所以上の整備が完了し、運用している	区部の全建設事務所に各1か所以上の整備が完了し、運用している	区部の全建設事務所に各1か所以上の整備が完了し、運用している
応急復旧体制の強化に資する重機類情報提供サービスの導入	道路啓開などの応急復旧に必要な重機類の所在を日常的に把握し、災害発生時に必要な箇所に、迅速に重機類を手配できるよう、各工事現場の受注者に重機類の情報をシステム登録することを義務付け、重機類情報提供サービスで管理する。	引き続き、同サービスにより臨海部での重機類の情報を把握	引き続き、同サービスにより臨海部での重機類の情報を把握	引き続き、同サービスにより臨海部での重機類の情報を把握
大震災発生時の交通管制対策	停電により信号機が滅灯すると交通に与える影響が大きいため、信号機用非常用電源設備を設置するとともに緊急交通路等の交通状況を確認するための幹線道路情報収集カメラを整備する。	自動起動式発動発電機の整備 0箇所 自動起動式発動発電機の更新 22箇所 電池内蔵型信号機更新 20箇所 幹線道路情報収集カメラの整備 0箇所	自動起動式発動発電機の整備 5箇所 自動起動式発動発電機の更新 49箇所 電池内蔵型信号機更新 75箇所 幹線道路情報収集カメラの整備 0箇所	自動起動式発動発電機の整備 5箇所 自動起動式発動発電機の更新 49箇所 電池内蔵型信号機更新 75箇所 幹線道路情報収集カメラの整備 0箇所
震災時交通規制用装備資器材等の整備	大震災発生時は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制（第一次交通規制）を実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を確保（第二次交通規制）することから、そのための資器材等を整備する。	・交通規制用資器材を収納した簡易倉庫を設置予定	・交通規制用装備資器材を収納した簡易倉庫を設置予定	・交通規制用装備資器材を収納した簡易倉庫を設置予定
ドローンの整備	上空から迅速かつ広範囲に被害状況並びに道路及び交通状況を把握できる無人航空機（ドローン）を交通部に配備（令和5年度2機予定）し、効果的に活用するとともに今後の運用方法についても調査研究を推進していく。	・交通機動隊に編制された「災害対応部隊」が使用するため、ドローン3機の予算要求を実施。	・ドローンの活用方法の調査研究を踏まえ、検討	・ドローンの活用方法の調査研究を踏まえ、検討
大震災発生時の交通対策に関する広報の充実	大震災発生時の交通規制計画を都民に広く周知するため、チラシの作成、配布に加えて、視覚効果が高く分かりやすいDVDを作成、配布して広報の推進を図る。	・チラシの作成、配布 ・イベント参加等による広報	・チラシの作成、配布 ・イベント参加等による広報	・チラシの作成、配布 ・イベント参加等による広報
交通情報板の整備	大震災発生時にドライバーに対して交通規制の内容を周知するとともに、車両利用の抑制を図るため、交通情報板を主要幹線道路に整備(更新)する。	長期整備計画に基づき、更新予定	長期整備計画に基づき、更新予定	長期整備計画に基づき、更新予定
道路啓開用資器材等の整備	災害における緊急交通路等の確保のため、道路障害物除去活動に必要な災害用車両及び災害用資器材の整備・充実を図る。	災害における道路啓開車両の配備	災害における道路啓開車両の配備	－
重機運転技能の向上	各種災害による被災者の救護、緊急交通路の確保など迅速、的確な災害応急対策活動に大きな力を発揮するフォークリフトをはじめとした重機の運転技能向上を図る。	重機技能講習	重機技能講習	重機技能講習
関係機関との連携 (監視庁と警備業協会との災害時支援協定)	監視庁と一般社団法人東京警備業協会との間において締結した災害支援協定に基づき、都内において大規模災害が発生した際に監視力を補充するため警備員の支援を受け、緊急交通路の確保等に関する交通誘導等を効果的に実施するための訓練を実施する。	・災害時支援協定に基づき、警備員が自主参集訓練、災害時における実践的訓練を実施 ・東京都総合防災訓練に警備員を参加させ、会場での誘導警戒訓練を実施	・災害時支援協定に基づき、警備員が自主参集訓練、災害時における実践的訓練を実施 ・東京都総合防災訓練に警備員を参加させ、会場での誘導警戒訓練を実施	・災害時支援協定に基づき、警備員が自主参集訓練、災害時における実践的訓練を実施 ・東京都総合防災訓練に警備員を参加させ、会場での誘導警戒訓練を実施
国や関係機関と連携した道路啓開計画の策定	国等の計画と連携して、全ての応急対策活動に必要な緊急輸送ルートを確認する。	国などの関係機関との情報伝達訓練を介して、更なる効果的な情報伝達を検証する。 道路管理者等と連携し、発災時における道路状況の情報収集力の拡充を図る。	国などの関係機関との情報伝達訓練を介して、更なる効果的な情報伝達を検証する。 道路管理者等と連携し、発災時における道路状況の情報収集力の拡充を図る。	国などの関係機関との情報伝達訓練を介して、更なる効果的な情報伝達を検証する。 道路管理者等と連携し、発災時における道路状況の情報収集力の拡充を図る。
9－3 道路以外のルートも最大限確保します				
ヘリコプター緊急離発着場の整備 (救急災害医療用ヘリコプター緊急離発着場整備費補助)	医療施設におけるヘリコプター緊急離発着場等の施設整備を促進し、災害時において緊急度、優先度の高い重症患者への災害時における医療体制の確保を図る。	継続実施	継続実施	継続実施
災害時利用に向けた防災船着場の整備	発災時の水上ルートへの活用向け、防災船着場等の整備を進める。	防災船着場等の整備推進	防災船着場等の整備推進	防災船着場等の整備推進

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
東京港防災船着場整備事業	平成27年度に策定した「東京港防災船着場整備計画」に基づき、防災船着場の着実な整備、管理や運用を図ることにより、災害時に機能する水上輸送体制を構築する。	新規防災船着場及び付帯施設の整備	新規防災船着場及び付帯施設の整備	新規防災船着場及び付帯施設の整備
東京港の防災対策(耐震強化岸壁の整備)	大規模地震発生時における被災者の避難や緊急救援物資輸送、首都圏の経済活動停滯を回避するため、耐震強化岸壁を整備する。	品川エコーロードS3バースの工事等を実施	品川エコーロードS3バースの工事等を実施	10号地その2エコーロードV1・V2バースの工事等を実施
東京港における防災対策の強化(港湾BCP)	港湾BCPを策定し、官民協働体制を構築した上、災害時における安全確保及び物流機能の早期復旧などに向けた対策を行う。	図上訓練等により災害発生時の行動手順を再確認	前年度の図上訓練結果の検証等により災害発生時の行動手順を再確認	図上訓練等により災害発生時の行動手順を再確認
その他港湾施設の強靱化	東京港において、岸壁や海岸保全施設だけでなくその他港湾施設についても、耐震化や補強の強靱化を行い、施設機能を確保する。 その他港湾施設として、橋梁、埋立護岸の整備を推進する。	工事等	工事等	工事等
海上公園等の護岸の改修にあわせた耐震化	海上公園等の護岸の強靱化（老朽化護岸の改良による耐震性向上）により、都民の安全・安心を確保。護岸の耐震改良にあわせ、グリーンインフラを創出することにより、水辺環境のグリーン化・生物共生化を図る。	調査・設計	調査・設計	調査・設計・工事着手
東京港内における地震動の調査研究	東京港内埋立地盤における地震波形の長期継続観測を実施することで、港湾施設の安全性向上に寄与する。	東京港内埋立地盤における地震波形の長期継続観測を実施することで、港湾施設の安全性向上に寄与	東京港内埋立地盤における地震波形の長期継続観測を実施することで、港湾施設の安全性向上に寄与	東京港内埋立地盤における地震波形の長期継続観測を実施することで、港湾施設の安全性向上に寄与
防災船による災害対応力の強化	【防災船の建造】 震災時の迅速な航路確保や水上輸送に活用	設計、建造	建造	建造
9－4 関係機関が救出救助活動を展開できる拠点を確保します				
都民のいのちを守る公園、緑地の強化、充実	・避難者の安全確保や救援部隊の活動支援のため、停電時でも公園管理所が機能発揮するよう、避難場所や救出、救助の活動拠点となる都立公園等に非常用発電設備を整備するなど、防災機能の更なる強化を図るとともに、関係機関と連携した訓練を更に充実させる。 ・震災時のみならず、水害時にも対応できるよう、公園に隣接する市街地とのつながりを考慮して、広場の高台化（A.P.＋6m）と避難動線の確保を図る。	・工事1公園着手予定（防災公園整備） ・用地取得、設計、工事（高台化整備） ・3 画図で基本計画策定、3画図で基本・実施設計（都立画図の防災整備） ・令和5年の東京都地域防災計画修正により明らかになった新たな震災リスクから都民の命とくらしを確実に守るため、更なる防災機能の強化充実を進めるべく、新たな防災公園等整備新規計画を策定(防災公園等の更なる防災機能の強化) ・関係機関と連携した訓練の充実	・用地取得、設計、工事（高台化整備） ・3画図で基本・実施設計、3画図で工事着手（都立画図の防災整備） ・防災公園等整備新規計画に基づき、基本・実施設計(防災公園等の更なる防災機能の強化) ・関係機関と連携した訓練の充実	・用地取得、設計、工事（高台化整備） ・3画図で工事着手（都立画図の防災整備） ・防災公園等整備新規計画に基づき、基本・実施設計、工事(防災公園等の更なる防災機能の強化) ・関係機関と連携した訓練の充実
海上公園の防災機能強化	大規模救出活動拠点や災害時臨時離着陸場候補地等、災害時に最低限必要な臨時のヘリポート、車両動線の確保などを整備する。 また、通常時から利用者への情報提供や災害への注意喚起を行うため、海抜表示板を設置する。	調査検討	設計	設計
防災機能を有する既存施設の維持管理、更新(白鷺東防災拠点)	白鷺東防災拠点の都営住宅棟及び権利変換住宅棟等の防災施設を管理し、非常災害及び非常時火災における防災施設の円滑な機能の確保を図る。	防災施設の維持管理、更新	防災施設の維持管理、更新	防災施設の維持管理、更新
海の森公園等の海上公園の整備	震災時の救出、救助活動や復旧活動、避難誘導などの応急対策活動を円滑に行うため、オープンスペースを確保する。	設計、工事	設計、工事	設計、工事
ゼロエミッションビルの拡大（都市づくりにおける対策）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
9－5 様々な事態に対応できる災害対応力を強化します				
災害重機の拡充と技能向上	発災時に運用できる重機を確保するため、重機を保有する民間事業者との災害時協力協定を推進するほか、民間事業者の重機操作員(オペレーター)が指導員として各種訓練において職員の指導に当たり、重機運転技能の向上を図る体制を構築する。	重機オペレーター登録制度の整備 重機車両借入費用の整備 大型特殊免許取得委託	重機オペレーター登録制度の整備 重機車両借入費用の整備 大型特殊免許取得委託	重機オペレーター登録制度の整備 重機車両借入費用の整備 大型特殊免許取得委託
あらゆる災害に安全・確実・迅速に対応できる消防活動の能力の向上	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
誘導標識車の整備	大型サイナカーが運用できない被災地域で交通規制の広報を効果的に実施するため、ガソリンだけでなく電気でも稼働できるプラグインハイブリッド自動車をベースにした誘導標識車を整備していく。	・誘導標識車を12台計画	・誘導標識車を18台計画	・誘導標識車を18台計画

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
大規模災害対策等資器材の充実	大規模震災時には、様々な災害が複合的に発生することが考えられ、被害軽減のため火災や救助に加え、NBC災害等の特殊災害への対応強化を図るため、大規模震災対策資器材を充実させる。 ※ NBC災害：東京消防庁では、核(Nuclear)、生物剤(Biological)、化学剤(Chemical)による意図的災害(テロ)など、放射性同位元素、感染症の病原体、毒物、劇物、高圧ガス取扱施設における火災、漏えいなどの意図的でない災害を総称してNBC災害としている。	・消防隊用可搬ポンプ、テント等の更新 ・衛星携帯電話の維持管理 ・山間地災害対策用衛星携帯電話の更新 ・携帯無線機アンテナの整備（無線係：1,986,600）	・消防隊用可搬ポンプ、テント等の更新 ・衛星携帯電話の維持管理 ・山間地災害対策用衛星携帯電話の更新	・消防隊用可搬ポンプ、テント等の更新 ・衛星携帯電話の維持管理 ・山間地災害対策用衛星携帯電話の更新
救助活動体制の充実強化	今後、いつ発生するかわからない首都直下地震等に備え、救助器具の増強整備、新たな救助訓練等の実施を通して、震災時の迅速な救助体制の充実を図る。	・震災用資器材を配置 ・エレベーター閉じ込め事故指導者研修を実施 ・孤立が想定される地区における救助訓練を実施	・震災用資器材を配置 ・エレベーター閉じ込め事故指導者研修を実施 ・孤立が想定される地区における救助訓練を実施	・震災用資器材を配置 ・エレベーター閉じ込め事故指導者研修を実施 ・孤立が想定される地区における救助訓練を実施
多目的ロボットの整備	無線操縦式のロボットで、建物倒壊現場等の危険な現場で救助隊員が危険を冒すことなく、迅速な捜索活動が可能	-	-	-
無人航空機各種システムの整備	災害現場で撮影したドローン映像を「監視庁総合指揮所」等に送信・表示することができ、迅速な部隊指揮が可能	ドローン画像転送システム整備	ドローン画像転送システム整備	ドローン画像転送システム整備
レスキューレーダーの更新	電磁波を用いて、建物などの下敷きになっている要救助者を捜索することが可能	-	-	-
パワードスーツの整備	重量物の運搬等、体の動きをサポートするもので、土砂災害現場等で迅速かつ効果的な活動が可能	-	-	-
充電式電動運搬車の整備	災害現場で充電式電源運搬車を使用することで、救助隊員の負担軽減となり、迅速な救助活動に反映することが可能	-	-	-
無線機用スロートマイクの整備	災害現場でスロートマイクを使用することで、雑音の影響を受けることなく、救助隊員の無線通話ができ、迅速な報告により、救助活動に反映することが可能	-	-	-
小型エアーマットの整備	高所に取り残された要救助者を救出する際に移動が容易なエアーマットを活用することで、要救助者の安全を確保	-	-	-
熱源探知機能付き暗視ゴーグルの整備	熱源探知機能（サーマルモード）と暗視機能（ナイトビジョン）が1つになったゴーグルを活用することで夜間や悪天候、暗所の現場において要救助者を迅速に捜索することが可能	熱源探知機能付き暗視ゴーグルの整備	-	-
レスキューラフの整備	都市部での水害発生時に、水深が浅い場所においても安定して航行ができ、円滑に救助活動を実施することが可能	-	-	-
サーフェイスドライスーツの整備	サーフェイスドライスーツを活用し、安全で迅速な水面での救助活動が可能	-	-	-
自動膨張式浮力体の整備	水害により孤立した要救助者や河川等に流された要救助者を迅速に救助することが可能	-	-	-
寝袋の整備	昼夜を問わずに活動する救助隊員の休息を確保	寝袋の整備	寝袋の整備	寝袋の整備

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
火山灰、土砂対策資器材の整備	噴火や土砂災害発生時に活動する隊員を火山灰や粉塵から防護し、迅速な撤去が可能	火山灰、土砂災害対策資器材の整備	火山灰、土砂災害対策資器材の整備	火山灰、土砂災害対策資器材の整備
動力式小型運搬機の整備	シャベルとダンプの二つの機能を搭載しており、操縦資格も不要なため災害時に幅広い活躍が期待できる	動力式小型運搬機の整備	動力式小型運搬機の整備	動力式小型運搬機の整備
島部における早期被害把握システムに関する整備	自律航行ドローンを災害発生時の早期被害把握に活用すべく、導入に向けた調査を行う	島部における早期被害把握システムに関する調査	-	-
AIを活用した技術導入(AI画像解析)	ドローン等の空撮映像に、AIを活用したシステムを導入し、被災者、車、災害位置等を自動検知し、合成地図の生成及び重畳機能との連携により、救助活動の高度化を図る	・画像分割解析機能の追加 ・衛星等を活用した通信環境の確立 ・AI学習、運用	AI学習、運用	AI学習、運用
外部給電器の整備	災害等により停電した際、ZEVから電力を取り出すことで可搬型の電源供給源となるもので、ZEVが配置されている警察署に配備	外部給電器（5年リース） 97台	外部給電器（5年リース） 97台	外部給電器（5年リース） 97台
災害情報収集用二輪車の整備	大災害等発生時における災害被害確認活動及び緊急交通路等の確保のため、新たに特殊技能に関するオフロードバイク部隊を設置し体制の強化を図る。	・災害情報収集用二輪車 4台	・災害情報収集用二輪車 4台	・災害情報収集用二輪車 4台
災害救助服用防寒機能付き雨衣の整備	災害救助服用の防寒衣及び雨衣の整備がなされていないことから、今後雨天時や氷点下での活動に有効	防寒機能付き雨衣の整備	防寒機能付き雨衣の整備	防寒機能付き雨衣の整備
災害用高度先行車の更新	軽四輪車両にオフロードタイヤやルーフキャリア等を装備し、被災地での走破性を向上させるなど、災害時に幅広い活躍が期待できる	多目的災害用車 5台	多目的災害用車 5台	-
災害用給電給水車の更新	土砂災害現場などで汚れた資機材や隊員の手足等を洗う活動用水、更に給電を目的とした大型発電機を搭載し、災害時幅広い活躍が期待できる	災害用給水車 1台	災害用給水車 1台	-
東京都石油コンビナート等防災本部の運営	・石油コンビナート等災害防止法に基づき、都においては、東京国際空港地区が特別防災区域として指定されていることから、東京都石油コンビナート等防災本部を設置し、石油コンビナート等防災計画及び災害想定を策定 ・防災計画に基づき、災害対策の実施態勢を構築し、防災訓練等を実施	・東京都石油コンビナート等防災本部が策定した石油コンビナート等防災計画に基づき、防災対策を推進 ・東京都石油コンビナート等防災本部会議等の開催 ・石油コンビナート災害を想定した訓練の実施	・東京都石油コンビナート等防災本部が策定した石油コンビナート等防災計画に基づき、防災対策を推進 ・東京都石油コンビナート等防災本部会議等の開催 ・石油コンビナート災害を想定した訓練の実施	・東京都石油コンビナート等防災本部が策定した石油コンビナート等防災計画に基づき、防災対策を推進 ・東京都石油コンビナート等防災本部会議等の開催 ・石油コンビナート災害を想定した訓練の実施
消防車両等の整備	東日本大震災における被害状況及び活動状況を踏まえ、消防車両等を計画的に整備、更新し、震災時に同時多発する火災、救助、救急事象等への即応態勢を強化する。	・あらゆる災害に備え、消防車両の適正な更新を継続する。 ・車種や必要性に応じて消防車両の四駆化を進める。	・あらゆる災害に備え、消防車両の適正な更新を継続する。 ・車種や必要性に応じて消防車両の四駆化を進める。	・あらゆる災害に備え、消防車両の適正な更新を継続する。 ・車種や必要性に応じて消防車両の四駆化を進める。
大規模危険物施設等に対する安全対策の充実	石油コンビナート等特別防災区域である東京国際空港地区における自衛防災組織及び消防隊による災害対応能力を向上させる。	・耐熱服の両腕に装着する輻射熱表示シートの計画的な更新 ・自衛防災組織の災害対応能力向上のための訓練指導を実施	・耐熱服の両腕に装着する輻射熱表示シートの計画的な更新 ・自衛防災組織の災害対応能力向上のための訓練指導を実施	・耐熱服の両腕に装着する輻射熱表示シートの計画的な更新 ・自衛防災組織の災害対応能力向上のための訓練指導を実施
9－6 都民の命を守る医療機能を強化します				
医療施設の基礎整備 (救命救急センター運営費等補助)	災害拠点病院等が、災害時に多数傷病者を確実に受け入れることができるように、体制整備を行う。	運営費補助 18施設	運営費補助 18施設	運営費補助 18施設
医療施設の基礎整備 (救命救急センター施設設備補助)	災害拠点病院等が、災害時に多数傷病者を確実に受け入れることができるように、施設整備を行う。	・施設整備0施設 ・設備整備16施設	・施設整備0施設 ・設備整備16施設	・施設整備0施設 ・設備整備16施設

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
医療施設の基盤整備 (災害拠点病院事業（応急用資器材整備・運営協力金）)	災害拠点病院等が、災害時に多数傷病者を確実に受け入れることができるように、施設整備を行う。	・運営協力金84施設 ・医療資器材更新84施設	・運営協力金 ・医療資器材更新	・運営協力金 ・医療資器材更新
医療施設の基盤整備 (災害拠点病院等施設整備補助)	災害拠点病院等が、災害時に多数傷病者を確実に受け入れることができるように、施設整備を行う。	・備蓄倉庫0施設 ・自家発電0施設 ・受水槽1施設 ・給水設備2施設 ・燃料タンク0施設 ・医療用設備移設0施設 ・NBC設備37施設	継続実施	継続実施
医療施設の基盤整備 (災害拠点病院事業（医療対策拠点の整備）)	災害拠点病院等が、災害時に多数傷病者を確実に受け入れることができるように、施設整備を行う。	継続実施	継続実施	継続実施
医療施設の基盤整備 (災害拠点強化緊急促進事業)	災害拠点病院等が、災害時に多数傷病者を確実に受け入れることができるように、体制整備を行う。	継続実施	継続実施	継続実施
医療施設の基盤整備 (災害拠点連携病院整備事業)	災害拠点病院等が、災害時に多数傷病者を確実に受け入れることができるように、体制整備を行う。	継続実施	継続実施	継続実施
医薬品、医療資器材の整備	災害時における負傷者等に対する医療体制を確保するため、医薬品、医療資器材の備蓄整備を行い、円滑に供給できる体制の確保を図る。	継続実施	継続実施	継続実施
血液製剤の確保	大地震が発生した場合、多くの負傷者が発生し、適切な医療を行うために血液の確保が必要となる。 東京都では、日本赤十字社等と連携して血液製剤を確保し供給を行う。	協定の維持	協定の維持	協定の維持
災害時の医薬品等供給体制の整備	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
医療施設の基盤整備支援（BCP策定支援）	「医療機関の事業継続計画（BCP）策定ガイドライン」を作成し、災害拠点病院のみならず全ての病院に周知してBCPの策定を促進している。	継続実施	継続実施	継続実施
災害時精神科医療体制整備事業	精神科病院が被災により、入院機能を停止した場合、早急に入院患者の転院が必要になる。当該入院患者の一時受入及び精神症状の安定化を図るために、都の現状を踏まえ、災害拠点精神科病院及び都独自の災害拠点精神科連携病院を整備する。	災害拠点精神科病院等の災害時医療体制整備 運営協力金の支払（全27施設） 災害時精神科医療園上訓練・災害時精神科医療研修	災害拠点精神科病院等の災害時医療体制整備 運営協力金の支払（全27施設） 災害時精神科医療園上訓練・災害時精神科医療研修	災害拠点精神科病院等の災害時医療体制整備 運営協力金の支払（全27施設） 災害時精神科医療園上訓練・災害時精神科医療研修
災害拠点精神科病院等自家発電設備等整備強化事業	災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院が行う自家発電設備等の新設、増設、更新等に要する工事費用を支援することにより、発災時に診療を継続するための電力等の確保を推進する。	下記の施設整備補助を行う。 ・自家発電設備揺れ対策（破損防止対策） ・備蓄倉庫の新設等 ・自家発電の新設等 ・燃料タンクの新設等 ・受水槽の新設等 ・給水設備の新設等 ・電源接続盤の新設等	下記の施設整備補助を行う。 ・自家発電設備揺れ対策（破損防止対策） ・備蓄倉庫の新設等 ・自家発電の新設等 ・燃料タンクの新設等 ・受水槽の新設等 ・給水設備の新設等 ・電源接続盤の新設等	下記の施設整備補助を行う。 ・自家発電設備揺れ対策（破損防止対策） ・備蓄倉庫の新設等 ・自家発電の新設等 ・燃料タンクの新設等 ・受水槽の新設等 ・給水設備の新設等 ・電源接続盤の新設等
医療施設の基盤整備 (災害拠点病院等自家発電設備整備等強化事業)	災害拠点病院及び災害拠点連携病院等が災害時の傷病者を確実に受け入れることができるよう、施設整備などを行う	継続実施	継続実施	継続実施
停電時の病院機能維持対策	近年、多様化する災害におけるブラックアウト発生等の長期的な停電を踏まえ、大型の自家発電設備の導入が困難な災害拠点連携病院に対し、移動電源車による電源を確保し、大規模かつ長時間の停電発生時における病院機能を維持する。	継続実施	継続実施	継続実施
薬局災害対応力向上事業	災害時には、薬局の早期復旧が必要であるため、薬局の災害対応力向上のための研修を実施する。	地域の災害薬事コーディネーター等を育成するための研修を実施	地域の災害薬事コーディネーター等を育成するための研修を実施	地域の災害薬事コーディネーター等を育成するための研修を実施

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
医療機関の防災能力の向上 （災害時訓練）	災害拠点病院をはじめ、都内の医療機関における災害時の円滑な患者受入等を回るため、平時から消防訓練、避難訓練のみならず、災害時の情報連絡体制の確保や、被災地域からの傷病者、他県からの医療スタッフ等の受入れ等を想定した各病院主催の防災訓練の実施を促進する。	・総合防災訓練1回 ・図上訓練4回 ・DMAT関東ブロック訓練1回 ・島しょ訓練1回	継続実施	継続実施
初動医療体制の確立 （災害医療協議会等）	区市町村、東京消防庁、東京都医師会、東京都歯科医師会等関係機関との連携により、被害状況を一元的に収集し、被災者や関係者に伝達する体制を確立する。また、東京都防災行政無線の整備、広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用により、発災直後からの医療救護活動に関する情報連絡体制を確保する。	・災害医療協議会等8回 ・地域災害医療連携会議12回	継続実施	継続実施
初動医療体制の確立 （東京DMATの編成）	東京DMAT(災害医療派遣チーム)は、災害発生直後からおおむね72時間後までの間に災害発生現場等、医療の空白地帯に出場して、多数傷病者に対して救命処置を実施する。	継続実施	継続実施	継続実施
初動医療体制の確立 （災害時医療救護活動研修）	災害時、医療救護班等の医療従事者には限られた医療資源の中で専門知識、技能に基づく迅速かつ確実な対応が要求される。医療救護活動の実効性を確保するため、各種マニュアル整備と各種研修を実施する。	継続実施	継続実施	継続実施
初動医療体制の確立 （災害時訓練）	災害により発生した傷病者や救護にあたる医療従事者等を迅速かつ円滑に搬送するため、関係機関の緊急車両、ヘリコプター、航空機、船舶等を使用した搬送体制を確立する。	継続実施	継続実施	継続実施
初動医療体制の確立 （SCUにおける体制の強化）	大規模地震に備えるため、広域搬送に関する訓練を実施し、広域医療搬送体制の充実を図る。	継続実施	継続実施	継続実施
初動医療体制の確立 （情報体制の強化）	広域災害救急医療情報システム（EMIS）研修を実施するとともに、災害拠点病院以外の病院にも広域災害救急医療情報システム（EMIS）を導入するなど、災害時の情報連絡体制の強化を図る。	継続実施	継続実施	継続実施
一人でも多くの命を救うための救急活動体制の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
初動医療体制の確立 （医療対策拠点等通信設備強化事業）	災害時における通信手段を確実に確保するため通信手段の更なる多重化を図るとともに、災害時においても大容量のデータ通信が可能となるよう、衛星通信設備を配備する。	・衛星通信設備の配備	継続実施	継続実施
9－7 災害の教訓を踏まえ検証を繰り返すことで、都の防災体制を強化し、対策を拡充していきます				
初動体制の充実、強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
都政のBCPの推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
区市町村庁舎の非常用電源の設置等支援	非常用電源設備の設置等に対する補助により、大規模災害発生時における区市町村の災害対策本部機能の充実強化を推進	・非常用電源の設置等補助	・非常用電源の設置等補助	・非常用電源の設置等補助
市町村との連携強化	市町村下水道に対する災害時の支援を充実	・協定等に基づく訓練の実施 ・訓練に基づき課題を抽出し支援体制の強化を図る ・受援計画策定	・協定等に基づく訓練の実施 ・訓練に基づき課題を抽出し支援体制の強化を図る	・協定等に基づく訓練の実施 ・訓練に基づき課題を抽出し支援体制の強化を図る
各局等業務システムのクラウド化推進	行政サービスの更なる向上と業務システムの導入及び運用にかかる業務の効率化とコストの低減に向けて、クラウドインフラの導入を行い、業務システムのクラウド転換を推進	・クラウドインフラ(クラウドサービス) 開発・運用費 ・クラウドインフラ(ネットワークサービス) 開発費・運用費	・クラウドインフラ(クラウドサービス) 開発・運用費 ・クラウドインフラ(ネットワークサービス) 運用費	・クラウドインフラ(クラウドサービス) 運用費 ・クラウドインフラ(ネットワークサービス) 運用費
総合防災訓練の実施等	様々な災害を想定した、実践的な実動訓練、図上訓練を実施し、防災体制の強化	・総合防災訓練の実施（多摩、島しょ） ・帰宅困難者対策訓練の実施 ・区市町村に連携した図上訓練の実施	・総合防災訓練の実施（区部、島しょ） ・帰宅困難者対策訓練の実施 ・区市町村と連携した図上訓練の実施	・総合防災訓練の実施（多摩、島しょ） ・帰宅困難者対策訓練の実施 ・区市町村と連携した図上訓練の実施

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
10 迅速な復旧・復興による早期生活再建				
10－1 緊急時の輸送ルートを整備、確保します				
外環に係わるまちづりに関する調査	東京外かく環状道路の東名から湾岸道路間の具体化及び、関越道～東名高連間の事業にあたり平成21年4月に地元と取りまとめた「対応の方針」の確実な履行	引き続き、東名から湾岸間は計画の具体化に向けて取り組むとともに、関越道から東名間については「対応の方針」の確実な履行に努めていく。	引き続き、東名から湾岸間は計画の具体化に向けて取り組むとともに、関越道から東名間については「対応の方針」の確実な履行に努めていく。	引き続き、東名から湾岸間は計画の具体化に向けて取り組むとともに、関越道から東名間については「対応の方針」の確実な履行に努めていく。
施設計画に関する調査(東京の都市計画道路網の検討調査)	平成28年3月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針」において示された、見直し候補路線、計画内容再検討路線、新たな都市計画道路について、方向性の検討や都市計画手続等	・計画内容再検討路線の調査検討 ・新たな都市計画道路の調査検討 ・優先整備路線等の都市計画道路の検討 等を実施	・計画内容再検討路線の調査検討 ・新たな都市計画道路の調査検討 ・優先整備路線等の都市計画道路の検討 等を実施	・計画内容再検討路線の調査検討 ・新たな都市計画道路の調査検討 ・優先整備路線等の都市計画道路の検討 等を実施
首都圏三環状道路の整備促進	今後発生が懸念される首都直下地震などにおいて、リダンダンシーの確保を強化し、首都の中核機能を守るためにも、首都圏三環状道路の整備を促進する。	・首都圏三環状道路の整備促進 ・東京外かく環状道路（関越～東名）については、都は、事業の実施に当たっては、安全を最優先に工事を進め、コスト縮減を図りながら、早期に開通することを国など事業者に求めるとともに、都も受託している用地取得を推進するなど、積極的に支援する。	・首都圏三環状道路の整備促進 ・東京外かく環状道路（関越～東名）については、都は、事業の実施に当たっては、安全を最優先に工事を進め、コスト縮減を図りながら、早期に開通することを国など事業者に求めるとともに、都も受託している用地取得を推進するなど、積極的に支援する。 ―	・首都圏三環状道路の整備促進 ・東京外かく環状道路（関越～東名）については、都は、事業の実施に当たっては、安全を最優先に工事を進め、コスト縮減を図りながら、早期に開通することを国など事業者に求めるとともに、都も受託している用地取得を推進するなど、積極的に支援する。
首都東京の強靱化と国際競争力の強化を図る道路の整備	震災時の迅速な救援、救助活動や緊急物資輸送を支え、市街地の延焼を防止する延焼遮断帯等の機能を持つ幹線道路ネットワークの整備を推進する。	・幹線道路の整備：5か所事業化、3か所開通、8か所完成 ・区部放射・環状道路、多摩南北・東西道路の整備：1か所開通、4か所完成 ・立川広域防災基地へのアクセス性の強化：整備推進 ・東京湾臨海部基幹的広域防災拠点へのアクセス性の強化：事業推進 ・都府県における道路・橋梁の整備：2か所開通 ・三環状関連の幹線道路の整備：2か所事業化、1か所完成 ・南多摩尾根幹線、町田3・3・5 0号小山宮下線の整備：整備推進 ・その他骨格幹線道路の整備：2か所開通	・幹線道路の整備：5か所事業化、2か所開通、3か所完成 ・区部放射・環状道路、多摩南北・東西道路の整備：1か所開通、2か所完成 ・立川広域防災基地へのアクセス性の強化：整備推進 ・東京湾臨海部基幹的広域防災拠点へのアクセス性の強化：事業推進 ・都府県における道路・橋梁の整備：整備推進 ・三環状関連の幹線道路の整備：整備推進 ・南多摩尾根幹線、町田3・3・5 0号小山宮下線の整備：整備推進 ・その他骨格幹線道路の整備：1か所事業化	・幹線道路の整備：3か所事業化、3か所開通、5か所完成 ・区部放射・環状道路、多摩南北・東西道路の整備：1か所開通、1か所完成 ・立川広域防災基地へのアクセス性の強化：整備推進 ・東京湾臨海部基幹的広域防災拠点へのアクセス性の強化：事業推進 ・都府県における道路・橋梁の整備：整備推進 ・三環状関連の幹線道路の整備：整備推進 ・南多摩尾根幹線、町田3・3・5 0号小山宮下線の整備：整備推進 ・その他骨格幹線道路の整備：1か所開通、1か所完成
災害に対する地域の防災力を高め都民の生命、財産を守る道路の整備	震災時の迅速な救援、救助活動や緊急物資輸送を支え、地域の防災力を高める道路ネットワークの整備を推進する。	・緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え：整備推進 ・災害時の代替ルート等となる道路整備：整備推進 ・緊急輸送道路の拡幅整備：整備推進	・緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え：3か所事業化 ・災害時の代替ルート等となる道路整備：1.3km完成 ・緊急輸送道路の拡幅整備：整備推進	・緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え：6か所事業化 ・災害時の代替ルート等となる道路整備：整備推進 ・緊急輸送道路の拡幅整備：整備推進
災害時利用に向けた防災船着場の整備	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
効率的な物資輸送システムの構築	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
東京港防災船着場整備事業	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
10－2 物資の調達及び輸送体制を強化します				
「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」の円滑な推進	東京都生活協同組合連合会との間で締結している「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」の実効性を更に高め、災害時の連携を具体的に定める。	・年1回の連絡会議で応急生活物資の調達と安定供給に関する情報共有と課題の把握を実施 ・総合防災訓練やMCA無線機の通信訓練の実施 ・緊急通行車両届出に関する手続の実施	・年1回の連絡会議で応急生活物資の調達と安定供給に関する情報共有と課題の把握を実施 ・総合防災訓練やMCA無線機の通信訓練の実施 ・緊急通行車両届出に関する手続の実施	・年1回の連絡会議で応急生活物資の調達と安定供給に関する情報共有と課題の把握を実施 ・総合防災訓練やMCA無線機の通信訓練の実施 ・緊急通行車両届出に関する手続の実施
輸送体制の整備と強化	大規模な災害が発生した場合に、避難者に迅速かつ円滑に物資を届けるために、民間事業者との協定締結、運営マニュアルの作成、訓練の実施により、備蓄倉庫や広域輸送基地での民間のノウハウを活用した効率的な運営体制を構築する。	・災害備蓄倉庫等での訓練を実施し、区市町村や協定事業者と協力しながら、迅速かつ円滑に搬出、運搬が出来るよう、体制を構築する。	・災害備蓄倉庫等での訓練を実施し、区市町村や協定事業者と協力しながら、迅速かつ円滑に搬出、運搬が出来るよう、体制を構築する。	・災害備蓄倉庫等での訓練を実施し、区市町村や協定事業者と協力しながら、迅速かつ円滑に搬出、運搬が出来るよう、体制を構築する。
他府県市及び市場関係業者との連携強化	生鮮食料品の確保及び市場機能の早期回復を図るため、他府県市との間で、災害時における相互応援協定を締結 生鮮食料品の調達を円滑に行うため、市場関係業者との間で、生鮮食料品の調達に関する協定を締結 災害に対し、的確に対応する体制を構築するため、協定内容を適宜検証するとともに、市場関係業者と連携し、首都直下地震等を想定した訓練を実施	・協定内容の確認及び検証を継続して実施 ・実効性の高い実践的な訓練を実施し、その結果を踏まえて、マニュアルを適宜見直すなど、災害時に機動的に対応できる体制を整備	・協定内容の確認及び検証を継続して実施 ・実効性の高い実践的な訓練を実施し、その結果を踏まえて、マニュアルを適宜見直すなど、災害時に機動的に対応できる体制を整備	・協定内容の確認及び検証を継続して実施 ・実効性の高い実践的な訓練を実施し、その結果を踏まえて、マニュアルを適宜見直すなど、災害時に機動的に対応できる体制を整備
市場事業の継続性確保	開設者である中央卸売市場の「災害対策マニュアル（中央卸売市場BCP）」を見直すとともに、市場関係業者のBCP策定を推進することで、市場事業の継続性を確保	・都と市場業者が連携し、定期的に訓練を実施するとともに、中央卸売市場BCPの見直しを随時行っていく ・市場関係業者に対し、「災害対策マニュアル（中央卸売市場BCP）」などの必要な情報を提供することで、BCP策定の重要性を周知し、災害対策に関する気運を醸成していく	・都と市場業者が連携し、定期的に訓練を実施するとともに、中央卸売市場BCPの見直しを随時行っていく ・市場関係業者に対し、「災害対策マニュアル（中央卸売市場BCP）」などの必要な情報を提供することで、BCP策定の重要性を周知し、災害対策に関する気運を醸成していく	・都と市場業者が連携し、定期的に訓練を実施するとともに、中央卸売市場BCPの見直しを随時行っていく ・市場関係業者に対し、「災害対策マニュアル（中央卸売市場BCP）」などの必要な情報を提供することで、BCP策定の重要性を周知し、災害対策に関する気運を醸成していく

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
備蓄倉庫の再編整備	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
備蓄及び物資調達体制の整備	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
燃料確保対策	【区部、多摩地域における災害拠点病院等の燃料】 国及び石油通運等が石油備蓄法に基づき実施する災害時石油供給連携計画へ都が積極的に参画し燃料を確保 【区部、多摩地域における緊急通行車両用等の燃料】 ・給油所を運営する事業者と直接、協定、燃料の購入契約及び燃料の保管委託契約を締結し燃料を確保 ・災害時のオペレーションを確実に機能させるため、燃料を備蓄する給油所(指定給油所)に対して定期的な研修、訓練を実施 【島しょ部における燃料】 応急復旧に従事する車両の燃料を島内の給油所であらかじめ確保するため、大島町、三宅村、八丈町においてランニングストック方式による燃料備蓄を実施	・国、自治体、石油業界の連携体制を強化し、大規模災害時においても継続的に燃料供給を行うため、国、石油団体等との連絡協議会を設置 ・各局で協定を締結し緊急通行車両の指定を受けた車両分の燃料を備蓄するとともに、発災時のオペレーションに関する研修、訓練を継続 ・大島町、三宅村、八丈町での燃料備蓄を継続し、島しょ部の災害時燃料供給体制を強化 ・大規模災害時における給油所の混乱を抑制するため、日常備蓄の一環として車両の燃料を満タンしてお(満タン運動)の啓発を実施 ・移動式燃料給油機や緊急用(バッテリー式)可搬式ポンプを活用し、発災時の災害対応力を向上 ・指定SSIに対して、非常用発電設備の点検等補助や耐震診断補助を実施し、今後の発災時の燃料供給体制を強化	・国、自治体、石油業界の連携体制を強化し、大規模災害時においても継続的に燃料供給を行うため、国、石油団体等との連絡協議会を設置 ・各局で協定を締結し緊急通行車両の指定を受けた車両分の燃料を備蓄するとともに、発災時のオペレーションに関する研修、訓練を継続 ・大島町、三宅村、八丈町での燃料備蓄を継続し、島しょ部の災害時燃料供給体制を強化 ・大規模災害時における給油所の混乱を抑制するため、日常備蓄の一環として車両の燃料を満タンしてお(満タン運動)の啓発を実施 ・移動式燃料給油機や緊急用(バッテリー式)可搬式ポンプを活用し、発災時の災害対応力を向上 ・指定SSIに対して、非常用発電設備の点検等補助や耐震診断補助を実施し、今後の発災時の燃料供給体制を強化	・国、自治体、石油業界の連携体制を強化し、大規模災害時においても継続的に燃料供給を行うため、国、石油団体等との連絡協議会を設置 ・各局で協定を締結し緊急通行車両の指定を受けた車両分の燃料を備蓄するとともに、発災時のオペレーションに関する研修、訓練を継続 ・大島町、三宅村、八丈町での燃料備蓄を継続し、島しょ部の災害時燃料供給体制を強化 ・大規模災害時における給油所の混乱を抑制するため、日常備蓄の一環として車両の燃料を満タンしてお(満タン運動)の啓発を実施 ・移動式燃料給油機や緊急用(バッテリー式)可搬式ポンプを活用し、発災時の災害対応力を向上 ・指定SSIに対して、非常用発電設備の点検等補助や耐震診断補助を実施し、今後の発災時の燃料供給体制を強化
10－3 被災者生活環境の早期の復旧、復興を支援します				
応急危険度判定制度の充実	震災に備え、応急危険度判定を速やかに実施するため、民間の建築技術者等について、東京都防災ボランティアの応急危険度判定員として養成、登録	・引き続き、判定員の養成講習を行い、登録者数を増加 （年2回、判定員養成講習を実施し、約500名の登録） ・行政職員による判定コーディネーター講習を実施 （全区市町村に参加を呼び掛け、実施） ・新たな業務マニュアルに基づき、区市町村や建築関係団体の連絡体制について、訓練等を通じて、体制を強化	・引き続き、判定員の養成講習を行い、登録者数を増加 （年2回、判定員養成講習を実施し、約500名の登録） ・行政職員による判定コーディネーター講習を実施 （全区市町村に参加を呼び掛け、実施） ・新たな業務マニュアルに基づき、区市町村や建築関係団体の連絡体制について、訓練等を通じて、体制を強化	・引き続き、判定員の養成講習を行い、登録者数を増加 （年2回、判定員養成講習を実施し、約500名の登録） ・行政職員による判定コーディネーター講習を実施 （全区市町村に参加を呼び掛け、実施） ・新たな業務マニュアルに基づき、区市町村や建築関係団体の連絡体制について、訓練等を通じて、体制を強化
被災宅地危険度判定士の養成	大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士が、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を判定することにより、住民への情報を提供し、二次災害を軽減、防止	判定士養成講習会開催(年1回)	判定士養成講習会開催(年1回)	判定士養成講習会開催(年1回)
応急危険度判定システム	震災後の二次災害防止を図る都立建築物応急危険度判定業務にて判定調査アプリを導入し業務を効率化	応急危険度判定調査アプリの運用、調査アプリ操作訓練の実施	応急危険度判定調査アプリの運用、調査アプリ操作訓練の実施	応急危険度判定調査アプリの運用、調査アプリ操作訓練の実施
災害時におけるボランティア活動支援機能の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
住家被害認定調査へのデジタル技術導入による罹災証明の迅速化	家屋の被害程度をAI等により判定することで罹災証明書の交付の迅速化を図る。	・「住家被害認定調査等へのデジタル技術導入に係る研究会」の運営 ・住家被害認定支援ツールの運用・改良	・「住家被害認定調査等へのデジタル技術導入に係る研究会」の運営 ・住家被害認定支援ツールの運用・改良	・「住家被害認定調査等へのデジタル技術導入に係る研究会」の運営 ・住家被害認定支援ツールの運用・改良
震災時における罹災証明発行体制の充実強化	早期の罹災証明発行に資するため、震災時の罹災証明発行に係る消防署と区市町村との協定締結等連携体制の強化を図る。 さらに、被災者生活再建支援システムを活用した合同罹災証明発行訓練の実施等により実効性を高めるとともに、震災時の火災調査をより効率的に実施するための震災用火災調査員器材の整備、充実を推進する。	震災用火災調査員器材の更新を実施	震災用火災調査員器材の更新を実施	震災用火災調査員器材の更新を実施
迅速な都市復興に向けた事前の取組の強化	迅速な都市復興に向けた事前の取組の強化として、震災復興マニュアルの検証と区市町村職員に対して復興手順の習熟等を目的とした都市復興訓練を、継続して毎年度実施 また、地域レベルの事前対策に取り組む区市町村の実効的な指針となる「市街地の事前復興の手引」を使用し、区市町村が地域住民と協働で訓練を行うことを支援する「復興まちづくりの実務者養成訓練」を、継続して毎年度実施	・都市復興訓練等を継続実施 ・家屋被害調査訓練を継続実施 ・事前復興シンポジウムの実施	・都市復興訓練等を継続実施 ・家屋被害調査訓練を継続実施 ・事前復興シンポジウムの実施	・都市復興訓練等を継続実施 ・家屋被害調査訓練を継続実施 ・事前復興シンポジウムの実施
地籍調査事業	土地の位置、権利関係の明確化を図るため「国土調査法」に基づき調査を行い、災害後の迅速な復旧、復興、社会資本整備、土地取引の円滑化等のために、土地に関する基礎資料を作成	区市町村への補助事業の実施	区市町村への補助事業の実施	区市町村への補助事業の実施
震災復興体制の基盤整備	災害時の迅速な被災者生活再建支援に向けて、区市町村で導入した被災者生活再建支援システムの研修を実施するなど、都民(被災者)の生活再建を最重視した実効性のある震災復興事業の推進を図る。	・被災者生活再建支援システムの活用に係る区市町村向け研修の実施 ・区市町村と連携した東京都被災者生活再建支援システム利用協議会の円滑な運営 ・被災者生活再建支援業務に関するガイドライン見直しの検討 ・「災害時都民台帳システム」の運用	・被災者生活再建支援システムの活用に係る区市町村向け研修の実施 ・区市町村と連携した東京都被災者生活再建支援システム利用協議会の円滑な運営 ・被災者生活再建支援業務に関するガイドライン見直しの検討 ・「災害時都民台帳システム」の運用	・被災者生活再建支援システムの活用に係る区市町村向け研修の実施 ・区市町村と連携した東京都被災者生活再建支援システム利用協議会の円滑な運営 ・被災者生活再建支援業務に関するガイドライン見直しの検討 ・「災害時都民台帳システム」の運用

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
応急修理の実施	被災時に、災害救助法に基づき、大規模半壊、半壊、準半壊した住宅を応急的に修理し、被害の拡大防止や居住性を維持するため、関係業界団体等との協定締結など連携強化を図るとともに、事務手続を整理し、実施体制の構築を図る。	・協定に基づき、関係業界団体等との連携体制を構築 ・被災住宅の応急修理に関する訓練の実施	・協定に基づき、関係業界団体等との連携体制を構築 ・被災住宅の応急修理に関する訓練の実施	・協定に基づき、関係業界団体等との連携体制を構築 ・被災住宅の応急修理に関する訓練の実施
建設型応急住宅の供与	被災時に、災害救助法に基づき、公有地等に応急仮設住宅を迅速に建設し供与するため、関係業界団体等との協定締結など連携強化を図る。また、建設候補地、配置計画案などを準備するとともに、必要となる人員体制の確保を図る。	・区市町村との連携による建設候補地の調査 ・実務マニュアルのブラッシュアップ	・区市町村との連携による建設候補地の調査 ・実務マニュアルのブラッシュアップ	・区市町村との連携による建設候補地の調査 ・実務マニュアルのブラッシュアップ
賃貸型応急住宅の供与	被災時に、災害救助法に基づき、民間賃貸住宅を借上げ、応急仮設住宅として迅速に供与するため、関係業界団体等との協定締結など連携強化を図るとともに、供与に係る事務手続を整理し、実施体制の構築を図る。	・賃貸型応急住宅供与に関する訓練の実施 ・実務マニュアルのブラッシュアップ	・賃貸型応急住宅供与に関する訓練の実施 ・実務マニュアルのブラッシュアップ	・賃貸型応急住宅供与に関する訓練の実施 ・実務マニュアルのブラッシュアップ
公的住宅の提供	被災時に、都営住宅及び公社住宅等の空き住戸を一時提供型住宅として迅速に供与するため、東京都住宅供給公社との連絡体制を構築し、実施に備える。	・都、公社合同訓練の実施 ・区市町村との連携について検討	・都、公社合同訓練の実施 ・区市町村との連携について検討	・都、公社合同訓練の実施 ・区市町村との連携について検討
東京都災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物対策	都域における各区市町村の災害対応力の向上や災害廃棄物処理計画の改定等に関する演習や情報交換会を開催する。	都内区市町村及び一部事務組合の職員を対象に、災害廃棄物処理計画改定等や災害対応能力向上に向けた情報交換会及び訓練、演習を実施	都内区市町村及び一部事務組合の職員を対象に、災害廃棄物処理計画改定等や災害対応能力向上に向けた情報交換会及び訓練、演習を実施	都内区市町村及び一部事務組合の職員を対象に、災害廃棄物処理計画改定等や災害対応能力向上に向けた情報交換会及び訓練、演習を実施
災害廃棄物合同処理マニュアル策定等支援	区市町村と一部事務組合が合同で災害廃棄物処理するためのマニュアル策定等に取り組み自治体等に対して、伴走型の技術的支援を実施する。 また、災害発生時、各自治体が主体的に迅速・的確な対応ができるよう、公費解体制度や合同処理マニュアル等を深く理解・実践できる専門人材を育成する。	・自治体の合同処理マニュアルの策定等に対して伴走型技術支援を実施 ・自治体等職員に対する育成プログラムを作成・実施	・自治体の合同処理マニュアルの策定等に対して伴走型技術支援を実施 ・自治体等職員に対する育成プログラムを実施・見直し	・自治体の合同処理マニュアルの策定等に対して伴走型技術支援を実施 ・自治体等職員に対する育成プログラムを実施・見直し
災害廃棄物処理支援	令和6年能登半島地震における石川県の復興に向けて、国や県の協力依頼に基づき、東日本大震災等で培った都の経験を活かす。鉄道用コンテナ100基を順次新造し、災害廃棄物の広域処理に円滑かつ迅速に対応するとともに、能登半島地震での活用後は、首都直下型地震をはじめとする国内での災害に備えた広域輸送手段として活用するなど、都の災害対応力を強化する。	・鉄道用コンテナを順次新造し、能登半島地震広域処理支援に活用 ・能登半島地震広域処理支援での活用後は、島しょ部での災害時において、船舶での輸送にも対応するためにコンテナを改造	・R7から引き続き、島しょ部での災害時において、船舶での輸送にも対応するためにコンテナを改造 ・首都直下地震や島しょ部での発災時に速やかに活用できるよう適切に管理・運用	首都直下地震や島しょ部での発災時に速やかに活用できるよう適切に管理・運用
10－4 社会全体のダメージを最小限に抑え、早期の復旧・復興につなげます				
東部低地帯における河川施設の耐震、耐水対策	「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（令和4年度～令和13年度）に基づき、想定し得る最大級の地震が発生した場合においても、各施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止するとともに、地震後に発生する高潮に備えることを目的とし、堤防や水門、排水機場等の耐震、耐水対策を行う。	堤防の耐震対策、水門、排水機場等の耐震、耐水対策を実施	堤防の耐震対策を実施	堤防の耐震対策を実施
低地河川の高潮、地震対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
震災対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
都庁舎の電力供給体制の多元化	電気事業者からの電力供給に加えて、新宿地域冷暖房センターからも電力供給を受け、外部電源を多元化することにより、防災拠点としての機能を向上させる。	新宿地域冷暖房センターから3,000kWの電力供給を受け入れ	新宿地域冷暖房センターから3,000kWの電力供給を受け入れ	新宿地域冷暖房センターから3,000kWの電力供給を受け入れ
鉄道施設安全対策事業	鉄軌道事業者が行う鉄道施設の耐震対策、浸水対策を促進し、国と連携して鉄道利用者の安全性を確保	（耐震対策） ・国の耐震省令等に基づく、高架橋のせん断補強対策等の耐震対策を促進（浸水対策） ・ハザードマップ等に基づき、浸水が想定される地下駅等への浸水対策を促進	（耐震対策） ・国の耐震省令等に基づく、高架橋のせん断補強対策等の耐震対策を促進（浸水対策） ・ハザードマップ等に基づき、浸水が想定される地下駅等への浸水対策を促進	（耐震対策） ・国の耐震省令等に基づく、高架橋のせん断補強対策等の耐震対策を促進（浸水対策） ・ハザードマップ等に基づき、浸水が想定される地下駅等への浸水対策を促進
地下鉄施設の耐震対策の強化	「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえ、施設の安全性をさらに高め、早期の運行再開を図るため、高架部の橋脚及び地下部の柱の耐震補強を進める。	駅等の地下部中柱及び高架部橋脚の耐震対策推進	駅等の地下部中柱及び高架部橋脚の耐震対策推進	駅等の地下部中柱及び高架部橋脚の耐震対策推進

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
浄水施設の耐震化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
配水池の耐震化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
配水管の耐震継手化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
地域危険度測定調査	東京都震災対策条例(東京都条例第202号)第12条に基づき、昭和50年に第1回を公表して以来、おおむね5年ごとに地震に対する地域の危険度を科学的に測定し、公表	・第10回地域危険度測定調査の各危険度の測定方法の検討、基礎データの収集、測定結果の試算	・第10回地域危険度測定調査の各危険度の測定方法の検討、基礎データの収集、各危険度の測定	・第10回地域危険度測定調査の各危険度の測定方法の検討、基礎データの収集、各危険度の測定
高速道路の老朽化対策	高速道路ネットワークとしての機能を維持していく上で老朽化対策は根幹に係わるものであり、国や関係機関と連携して、適切な対応を実施	大規模更新 ・事業推進（高速大幹橋工事完了）	大規模更新 ・事業推進	大規模更新 事業推進（地尻・三軒茶屋出入口付近工事完成）
首都高速晴海線の整備推進	都心と臨海部との連携強化や都市強靱化等に資する首都高速晴海線延伸部の整備推進について、国や関係機関と連携して、事業化に向けた検討・調整を実施	・ルートや道路構造の検討 ・高速道路出入口の計画案を具体化	・都市計画・環境アセス手続着手	・都市計画・環境アセス手続
新交通システム、都市モレール施設の改修	新交通(ゆりかもめ、日暮里・舎人ライナー)及び都市モレール(多摩都市モレール)におけるインフラ施設について、予防保全的な補修、更新を計画的に実施	ゆりかもめ、日暮里・舎人ライナー、多摩都市モレールで大規模修繕計画に基づく設計、工事を実施	ゆりかもめ、日暮里・舎人ライナー、多摩都市モレールで大規模修繕計画に基づく設計、工事を実施	ゆりかもめ、日暮里・舎人ライナー、多摩都市モレールで大規模修繕計画に基づく設計、工事を実施
橋りょうの予防保全型管理の推進	道路法の改正に伴い点検が法定化され、点検結果に基づく計画的な修繕の実施が求められたことから、都が管理する全ての橋りょうに対し、最新の点検結果を反映させた予防保全型管理の体制を構築 歴史的価値の高い著名橋や長大橋などの主要橋りょうについては、長寿命化を推進	累計154橋の長寿命化に着手	累計160橋の長寿命化に着手	累計165橋の長寿命化に着手
トンネルの予防保全型管理の推進	詳細健全度調査の結果を踏まえ、対象施設、優先順位、概略の対策工法及び工程、概算事業費などを含めた、予防保全計画を策定し、損傷や劣化が進行する前に対策を行う、予防保全型管理の取組を推進することで、安全性を向上	点検要領の改定(新技術の検証結果含む)、予防保全型管理の推進	予防保全型管理の推進	予防保全型管理の推進
河川における戦略的な維持管理の推進	【分水路・地下調節池(土木)】 策定した予防保全計画に基づき、予防保全型管理を実施 【地下調節池(設備)】 策定した予防保全計画に基づき予防保全型管理を実施 【堤防・護岸】 策定した予防保全計画に基づき予防保全型管理を実施 【砂防施設】【急傾斜地崩壊対策施設・地すべり防止施設】【海岸保全施設】 策定した予防保全計画に基づき、予防保全型管理を実施	・分水路、地下調節池の予防保全型管理の実施 ・地下調節池設備の予防保全型管理の実施 ・堤防、護岸の予防保全型管理の実施 ・砂防関係施設の予防保全型管理の実施 ・海岸保全施設の予防保全型管理の実施 ・急傾斜地崩壊、地すべり防止施設の予防保全型管理の実施	・分水路、地下調節池の予防保全型管理の実施 ・地下調節池設備の予防保全型管理の実施 ・堤防、護岸の予防保全型管理の実施 ・砂防関係施設の予防保全型管理の実施 ・海岸保全施設の予防保全型管理の実施 ・急傾斜地崩壊、地すべり防止施設の予防保全型管理の実施	・分水路、地下調節池の予防保全型管理の実施 ・地下調節池設備の予防保全型管理の実施 ・堤防、護岸の予防保全型管理の実施 ・砂防関係施設の予防保全型管理の実施 ・海岸保全施設の予防保全型管理の実施 ・急傾斜地崩壊、地すべり防止施設の予防保全型管理の実施
公園施設の長寿命化推進	公園橋等について、継続的に老朽化の進行状況や補修必要箇所の点検調査を実施し、調査結果を基に補修等を行うことで施設の延命化を進め、施設更新による費用、利用者の利便性損失、環境負荷の低減を図る。	公園橋の調査、設計、工事を予定	公園橋の調査、設計、工事を予定	公園橋の調査、設計、工事を予定
予防保全型維持管理の推進	東京港内の全港湾施設等に対して予防保全型維持管理を、計画的に行い施設の健全性を確保するとともに、効果的、経済的な施設管理を実施する。	・「東京港港湾施設等維持管理計画」に基づき、東京港内の港湾施設・海岸保全施設に対して予防保全型維持管理を計画的に推進 ・耐用年数を迎える橋梁・トンネルについて、「東京港橋梁・トンネルの長寿命化計画」に基づく、大規模改修を実施し、施設の更なる延命化を推進	・「東京港港湾施設等維持管理計画」に基づき、東京港内の港湾施設・海岸保全施設に対して予防保全型維持管理を計画的に推進 ・耐用年数を迎える橋梁・トンネルについて、「東京港橋梁・トンネルの長寿命化計画」に基づく、大規模改修を実施し、施設の更なる延命化を推進	・「東京港港湾施設等維持管理計画」に基づき、東京港内の港湾施設・海岸保全施設に対して予防保全型維持管理を計画的に推進 ・耐用年数を迎える橋梁・トンネルについて、「東京港橋梁・トンネルの長寿命化計画」に基づく、大規模改修を実施し、施設の更なる延命化を推進
地下鉄構造物の長寿命化	地下鉄構造物について、予防保全型の管理手法を導入し、浅草線、三田線及び新宿線において本格施工を行う。	順次実施	順次実施	順次実施

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
ICTの活用による維持管理の高度化	情報通信技術(ICT)を活用した道路管理をさらに進化させ、利用者にとって安全で安心な道路を永続的に提供。	計測実施、システムへのデータ整備格納、システム活用	計測実施、システムへのデータ整備格納、システム活用	計測実施、システムへのデータ整備格納、システム活用
AIを活用した管渠劣化判定システムの開発	下水道管の再構築や維持管理に必要な調査の効率化を図るため、ミラー方式テレビカメラにより撮影した下水道管内の映像から、AIを活用して劣化状況を自動で判定するシステムの実用化に向けた研究開発の取組を推進する。	AIを活用した劣化状況を自動で判定するシステムの実用化に向けた研究開発の取組を推進	AIを活用した劣化状況を自動で判定するシステムの実用化に向けた研究開発の取組を推進	AIを活用した劣化状況を自動で判定するシステムの実用化に向けた研究開発の取組を推進
機りよの予防保全型管理の推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
災害義援金キャッシュレス化推進事業	利便性の向上を図るため、銀行振込に加え、キャッシュレスによる受入れに向けた取組を推進	-	-	-
先進の通信技術を活用した道路の防災力強化	ドローンやウェアラブルカメラ等の映像を関係者間で共有し、被災時等の対応を迅速化	道路監視システムの運用拡大 画像認識技術による異常検知（AIモデル）の検知精度の向上、センサー設置拡大	道路監視システムの運用 画像認識技術による異常検知（AIモデル）の運用、センサー運用 ※但し、センサー設置拡大は継続	道路監視システムの運用 画像認識技術による異常検知（AIモデル）の運用、センサー運用 ※但し、センサー設置拡大は継続
東京みなとD Xの推進	東京みなとD Xシステムを構築し、様々な部署・システムに保管されている東京港の港湾・海岸情報を一元化することで、応急復旧を迅速化する。	システム開発・既存システム改修 システム運用・保守	システム運用・保守・データ整備・既存システム改修	システム運用・保守・データ整備・既存システム改修
ゼロエミッションビルの拡大（家庭における対策）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
ゼロエミッションビルの拡大（都市エネルギー施策の推進）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
再生可能エネルギーの基幹エネルギー化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
水素エネルギーの普及拡大	大規模、長期間の貯蔵が可能で、災害時の電源確保にも資する水素エネルギーについて、インフラ整備や車両の導入支援、家庭用燃料電池、水素関連設備等の普及、定着を進めていく。	・水素ステーション設備等導入促進 ・燃料電池自動車・燃料電池バス等の導入促進 ・家庭用燃料電池の普及 ・水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進 ・グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進 ・グリーン水素製造・利用の実機実装等支援	・水素ステーション設備等導入促進 ・燃料電池自動車・燃料電池バス等の導入促進 ・家庭用燃料電池の普及 ・水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進 ・グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進 ・グリーン水素製造・利用の実機実装等支援	・水素ステーション設備等導入促進 ・燃料電池自動車・燃料電池バス等の導入促進 ・家庭用燃料電池の普及 ・水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進 ・グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進 ・グリーン水素製造・利用の実機実装等支援
ゼロエミッションモビリティの推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
災害時における高圧ガス施設等の安全性の確保	震災時における高圧ガス施設の安全性を確保するため、適切な保守管理や防災、減災等の対策に係る危害予防規程の改正等を指導する。 災害時に備えて、避難所へのLPガス供給のための協定締結を支援するとともに、LPガス事故の未然防止対策に関する調査の結果を踏まえ、ガスボンベ流出防止対策事業を実施する。 また、高圧ガス取扱事業所等との連携を強化（防災訓練の充実、緊急収納容器的の配備）するとともに、高圧ガス地域防災事業所間の連携強化を図るための業務用MCA無線機を配備する。	・危害予防規程の改正指導 ・区市町村に対するLPガス供給協定締結支援 ・高圧ガス取扱事業所等との連携(事業所防災訓練の充実、業務用MCA無線機の整備)	・危害予防規程の改正指導 ・区市町村に対するLPガス供給協定締結支援 ・高圧ガス取扱事業所等との連携(事業所防災訓練の充実、業務用MCA無線機の整備)	・危害予防規程の改正指導 ・区市町村に対するLPガス供給協定締結支援 ・高圧ガス取扱事業所等との連携(事業所防災訓練の充実、業務用MCA無線機の整備)

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
震災時の化学物質対策	震災対策マニュアルを作成し事業者へ周知するとともに、条例の化学物質適正管理制度を震災を想定したものにし事業者の震災対策を促進する。 化学物質取扱事業所で発生する震災時の事故に的確に対応できるよう、適正管理化学物質に関する情報を東京消防庁、区市等と共有する。	・「化学物質管理方法書」に震災対策を盛り込むよう、区市と連携した事業者への周知、指導 ・「震災対策マニュアル」の普及促進 ・適正管理物質に係る最新の情報の東京消防庁への提供の継続	・「化学物質管理方法書」に震災対策を盛り込むよう、区市と連携した事業者への周知、指導 ・「震災対策マニュアル」の普及促進 ・適正管理物質に係る最新の情報の東京消防庁への提供の継続	・「化学物質管理方法書」に震災対策を盛り込むよう、区市と連携した事業者への周知、指導 ・「震災対策マニュアル」の普及促進 ・適正管理物質に係る最新の情報の東京消防庁への提供の継続
災害発生時のアスベスト対策	災害時に都と区市町村が連携してアスベスト飛散防止対策に取り組める体制を整備、強化する。 また、民間団体との連携を強化し、官民連携による災害時のアスベスト対策を充実させる。	・区市が災害時のアスベスト飛散防止対策を効率的に実施できるように、アスベスト建物情報等の情報を収集整理し、区市へ提供 ・区市職員向けの災害時のアスベスト飛散防止対策に係る研修の実施 ・災害現場において区市町村が応急対策等を講じることができるよう資機材導入を支援	・区市が災害時のアスベスト飛散防止対策を効率的に実施できるように、アスベスト建物情報等の情報を収集整理し、区市へ提供 ・区市職員向けの災害時のアスベスト飛散防止対策に係る研修の実施 ・災害現場において区市町村が応急対策等を講じることができるよう資機材導入を支援	・区市が災害時のアスベスト飛散防止対策を効率的に実施できるように、アスベスト建物情報等の情報を収集整理し、区市へ提供 ・区市職員向けの災害時のアスベスト飛散防止対策に係る研修の実施 ・災害現場において区市町村が応急対策等を講じることができるよう資機材導入を支援
ポリ塩化ビニル廃棄物識別表示	震災に備え、トランス等PCB廃電気機器が流出し災害廃棄物に混入した場合でも、迅速にPCB廃棄物であることが確認できるよう、都内の事業者が保管、使用しているPCB含有機器を対象にPCB識別ステッカーを貼付する。 また、ステッカーの貼付状況を確認するとともに、保管状況を調査し、PCB廃棄物の適正な保管管理に関する普及啓発を図る。	希望者に対するステッカーの配布を継続	希望者に対するステッカーの配布を継続	希望者に対するステッカーの配布を継続
民間建築物のエレベーターの閉じ込め防止対策	都内のエレベーター所有者等に地震時の閉じ込め防止の必要性について、普及啓発	引き続き進捗を確認するとともに、リーフレットの配布による普及啓発の実施	引き続き進捗を確認するとともに、リーフレットの配布による普及啓発の実施	引き続き進捗を確認するとともに、リーフレットの配布による普及啓発の実施
都内エレベーターの早期復旧	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
BCP策定支援	中小企業のBCP策定に向けた支援を実施する。	BCP普及啓発セミナー、BCP策定支援講座、BCP策定個別コンサルティング、フォローアップセミナー等を実施	BCP普及啓発セミナー、BCP策定支援講座、BCP策定個別コンサルティング、フォローアップセミナー等を実施	BCP普及啓発セミナー、BCP策定支援講座、BCP策定個別コンサルティング、フォローアップセミナー等を実施
中小企業における危機管理対策促進事業	中小企業の自然災害、サイバー攻撃等のリスク対策に伴う設備機器等の導入に必要な経費の一部を助成し、実効性ある事業継続対策を後押しする。	中小企業が行う、BCP実践、サイバーセキュリティ対策、節電対策に必要な設備機器等の導入に必要な経費の一部を助成	中小企業が行う、BCP実践、サイバーセキュリティ対策、節電対策に必要な設備機器等の導入に必要な経費の一部を助成	中小企業が行う、BCP実践、サイバーセキュリティ対策、節電対策に必要な設備機器等の導入に必要な経費の一部を助成
放射線使用施設の安全対策	医療法(昭和23年法律第205号)第25条に基づく立入検査により医療機関に対して震災発生時の対応マニュアルの整備と研修の実施状況の確認など、震災対策の指導を行う。	医療法(昭和23年法律第205号)第25条に基づく立入検査により医療機関に対して震災発生時の対応マニュアルの整備と研修の実施状況の確認など、震災対策の指導を行う。	医療法(昭和23年法律第205号)第25条に基づく立入検査により医療機関に対して震災発生時の対応マニュアルの整備と研修の実施状況の確認など、震災対策の指導を行う。	医療法(昭和23年法律第205号)第25条に基づく立入検査により医療機関に対して震災発生時の対応マニュアルの整備と研修の実施状況の確認など、震災対策の指導を行う。
児童養護施設の防災対策	児童養護施設等において、防災設備の設置や避難訓練、消火訓練が法令に則って行われるよう指導を行うことで、非常災害時の入所児童の安全を図る。	継続して実施する。	継続して実施する。	継続して実施する。
広域火葬体制の整備	大規模災害により、被災区市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該区市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合に、都の調整の下で都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行う体制の整備及び通信訓練を実施する。	・近隣県、都内火葬場等広域火葬に係る協定締結機関との通信訓練の実施	・近隣県、都内火葬場等広域火葬に係る協定締結機関との通信訓練の実施	・近隣県、都内火葬場等広域火葬に係る協定締結機関との通信訓練の実施
都政のBCPの推進	首都直下地震等の発生直後から行うべき応急対策業務や継続すべき通常業務及び業務に必要な人員、資機材等の資源等を定めた「都政のBCP」の持続的改善を図る。	・BCMの実効性向上に向けた取組みを実施	・BCMの実効性向上に向けた取組みを実施	・BCMの実効性向上に向けた取組みを実施
災害時業務継続施設整備事業	災害時における帰宅困難者の安全確保や業務機能、行政機能継続に必要なエネルギーの安定供給の確保に資するエネルギー導管等を整備することにより、都市の防災性向上及び東京の国際競争力強化を促進	4地区（品川駅北周辺地区、八雲洲一丁目北地区、日本橋一丁目中地区、大手町二丁目常盤橋地区）で補助事業を実施 新規地区は調査を踏まえ検討	2地区（八雲洲一丁目北地区、大手町二丁目常盤橋地区）で補助事業を実施 新規地区は調査を踏まえ検討	2地区（八雲洲一丁目北地区、大手町二丁目常盤橋地区）で補助事業を実施 新規地区は調査を踏まえ検討

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
地盤情報システムの運用	地盤情報システムは、各局が実施する地質調査委託による成果や、民間建築等における地盤情報をデータベース化し、都の建設、防災、環境行政等における地盤情報の迅速な提供を目的として構築したシステムである。今後も収集されるボーリングデータを整備、蓄積し、液状化予測や各局事業に活用する。	・地盤情報システムの運用 ・公共地盤データの収集・整備 ・H P「東京の地盤」の運用管理	・地盤情報システムの運用 ・公共地盤データの収集・整備 ・H P「東京の地盤」の運用管理	・地盤情報システムの運用 ・公共地盤データの収集・整備 ・H P「東京の地盤」の運用管理
液状化予測図の更新・公開	液状化予測は、1987年に「東京都低地の液状化予測」を発行。その後、多摩地域や港湾地域を含めた東京都全域での液状化予測図を作成し、2006年よりホームページで公開している。その後、2011年の東北地方太平洋沖地震を契機に2012年に東京都全域の液状化予測図を見直し、更に2022年には液状化予測図作成の自動プログラム化を図りメッシュ表示による液状化予測図を公開した。今後、最新の地盤情報に基づき定期的に液状化予測図を更新・公開する。	・液状化予測図の更新、ホームページ公開 ・民間地盤データの収集・整備 ・H P「東京の液状化予測図」の運用管理	・液状化予測図更新（策）作成 ・プログラム改修 ・民間地盤データの収集・整備 ・H P「東京の液状化予測図」の運用管理	・液状化予測図の更新、ホームページ公開 ・民間地盤データの収集・整備 ・H P「東京の液状化予測図」の運用管理
強震計の設置による横りょう、河川施設の地震動の調査	主要な道路横りょうや東部低地帯における堤防、水門など河川施設と周辺地盤に設置している強震計等の観測で得られた地震波形を利用して地盤と構造物の地震動特性の解析を行う。	・強震観測の継続実施 ・強震記録データの一般公開等	・強震観測の継続実施 ・強震記録データの一般公開等	・強震観測の継続実施 ・強震記録データの一般公開等
市町村との連携強化	市町村が管理する公共下水道の強靱化を図る。	市町村が実施する公共下水道事業に対する財政、技術支援	市町村が実施する公共下水道事業に対する財政、技術支援	市町村が実施する公共下水道事業に対する財政、技術支援
安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業	安全、安心な東京の実現に向け、都内中小企業等の安全、安心をテーマとする製品等の開発や改良を支援するとともに、ユーザーに向けてその導入を促す仕組の構築を支援する。	引き続き、実用化前の安全、安心をテーマとする製品等の選定、実用化への経費助成、普及促進を実施予定	過年度に選定した製品等への継続支援を実施予定	過年度に選定した製品等への継続支援を実施予定
ゼロエミッションビルの拡大（都庁の率先行動）	ゼロエミッション都庁行動計画に基づき、次のとおり取組を推進する。 ○対象施設 ・都の事務事業に使用する施設、敷地外工作物（街路灯及び信号灯等） ○実施内容 ・省エネ・再エネ東京仕様の適用によるゼロエミッション化の推進 ・新築、改築時の太陽光発電設備等の率先的な導入 ・既存施設への太陽光発電設備の設置 ・とちよう電力プランによる再エネ100％電力調達 ・電気のグリーン購入による再エネ割合の高い電力調達 ・照明照度の遵守、空調の適正運用 ・都府施設におけるVPP構築	・ゼロエミッション都庁行動計画 ・都府施設の省エネ・再エネ設備導入・運用改善の推進 ・とちよう電力プラン ・都府施設における太陽光発電設備等設置加速化事業 ・都府施設におけるゼロエミッション化に向けた調査研究 ・都府施設における再生可能エネルギー見える化モデル事業 ・都府施設におけるVPPの構築事業	・ゼロエミッション都庁行動計画 ・都府施設の省エネ・再エネ設備導入・運用改善の推進 ・とちよう電力プラン ・都府施設における太陽光発電設備等設置加速化事業 ・都府施設における再生可能エネルギー見える化モデル事業 ・都府施設におけるVPPの構築事業	・ゼロエミッション都庁行動計画 ・都府施設の省エネ・再エネ設備導入・運用改善の推進 ・とちよう電力プラン ・都府施設における太陽光発電設備等設置加速化事業 ・都府施設における再生可能エネルギー見える化モデル事業 ・都府施設におけるVPPの構築事業
11 島しょ地域で地震・津波から身を守る対策の充実・強化				
11－1 最大クラスの津波からも身を守るよう、ハードとソフト両面の避難対策を実施します				
防災時の情報発信力の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
初動体制の充実、強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
初動体制の充実、強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
離島港湾D X 事業の推進	近年の気候変動に伴う災害の激甚化から、島しょ地域に住む都民の生命、財産を守るため、人工衛星やドローン、ライブカメラ等により速やかに現地状況のデータをインターネット上に集約、関係者にリアルタイムで展開、共有し、災害復旧までの作業を効率化する離島港湾情報プラットフォームを構築する。	システム運用 システム改良等 公開用サイトの情報の追加・更新	システム運用 システム改良等 公開用サイトの情報の追加・更新	システム運用 システム改良等 公開用サイトの情報の追加・更新
津波避難対策の推進	「津波による人的被害ゼロ」を目指して、都における津波避難対策を総合的に推進し、津波防災力を向上	・島しょ連絡会の開催 ・南トラ推進計画等の作成支援 ・島しょ地域における津波避難意識向上に向け、動画をＳＮＳ等で発信するとともに、学校での防災学習やイベント等で活用することによる普及啓発を実施	・島しょ連絡会の開催 ・南トラ推進計画等の作成支援 ・島しょ地域における津波避難意識向上に向け、動画をＳＮＳ等で発信するとともに、学校での防災学習やイベント等で活用することによる普及啓発を実施	・島しょ連絡会の開催 ・南トラ推進計画等の作成支援 ・島しょ地域における津波避難意識向上に向け、動画をＳＮＳ等で発信するとともに、学校での防災学習やイベント等で活用することによる普及啓発を実施

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
総合防災訓練の実施等	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
公立学校施設防災機能強化支援事業	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
災害時要配慮者対策の推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
11－2 備蓄を推進し、電源の確保を促進します				
食料、生活必需品の備蓄	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
備蓄及び物資調達体制の整備	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
都民の備蓄推進プロジェクト	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
燃料確保対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
ゼロエミッションルの拡大（家庭における対策）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
再生可能エネルギーの基幹エネルギー化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
水素エネルギーの普及拡大	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
ゼロエミッションモビリティの推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
区市町村庁舎の非常用電源の設置等支援	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
11－3 支援物資等の輸送体制等を確保します				

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
島しょにおける物資輸送ルートの確保	物資等輸送方針に基づく本土から島しょ部までの輸送ルートの検証等を通じて、発災後の円滑な輸送体制を強化する。	「島しょ地域における備蓄に関する担当者会議」における検討や関係機関との訓練等を通じて、物資の調達、輸送体制等を検証、強化する。	「島しょ地域における備蓄に関する担当者会議」における検討や関係機関との訓練等を通じて、物資の調達、輸送体制等を検証、強化する。	「島しょ地域における備蓄に関する担当者会議」における検討や関係機関との訓練等を通じて、物資の調達、輸送体制等を検証、強化する。
島しょ港湾等の防災対策の推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
国や関係機関と連携した道路啓開計画の策定	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
消防団活動支援	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
ドローン操縦者の養成等を通じた情報収集体制の整備	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）

Ⅱ 風水害対策				
1 風水害への事前の備え				
1－1 風水害リスクについて都民への意識啓発を行います				
マンションの適切な管理の推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
防災教育の充実	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
防災教育の充実	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
東京マイ・タイムラインを活用した普及啓発の展開	VR動画「TOKYO VIRTUAL HAZARD -風水害-」や水害リスクマップを活用して普及啓発を図る。	「東京マイ・タイムライン」の作成に必要な水害リスクマップについて、土砂災害警戒区域等マップの変更等に伴い、情報を更新	「東京マイ・タイムライン」の作成に必要な水害リスクマップについて、土砂災害警戒区域等マップの変更等に伴い、情報を更新	「東京マイ・タイムライン」の作成に必要な水害リスクマップについて、土砂災害警戒区域等マップの変更等に伴い、情報を更新
広域避難体制、行政、地域、住民一人ひとり、各主体における「タイムライン」の充実・強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
BCP策定支援	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
化学物質流出等防止対策	大規模水害時に都内で化学物質流出事故により周辺環境へ被害を及ぼすことがないよう、事業者者に水害対策を周知し、化学物質適正管理制度を水害を想定したものにし事業者の水害対策を促進するとともに、中小事業者である化学物質取扱事業者への財政的、技術的支援を行う。	・「化学物質管理方法書」に水害対策を盛り込むよう、区市と連携した事業者への周知、指導を実施 ・中小事業者である化学物質取扱事業者への技術的支援、自主的取組の促進	・「化学物質管理方法書」に水害対策を盛り込むよう、区市と連携した事業者への周知、指導を実施 ・中小事業者である化学物質取扱事業者への技術的支援、自主的取組の促進	・「化学物質管理方法書」に水害対策を盛り込むよう、区市と連携した事業者への周知、指導を実施 ・中小事業者である化学物質取扱事業者への技術的支援、自主的取組の促進

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
東京都災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
区市町村庁舎の非常用電源の設置等支援	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
適応策の強化	気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供等を行う東京都気候変動適応センターを運営する。	気候変動に関する情報収集・整理・分析 気候変動に関する情報提供・助言・普及啓発	気候変動に関する情報収集・整理・分析 気候変動に関する情報提供・助言・普及啓発	気候変動に関する情報収集・整理・分析 気候変動に関する情報提供・助言・普及啓発
デジタルツイン実現プロジェクトの推進	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）の融合によるデジタルツインの実現に向けた取組を推進する。	庁内の地理空間データ等を局横断的に連携するための「東京都デジタルツイン庁内データ連携基盤」を運用・拡張する。	庁内の地理空間データ等を局横断的に連携するための「東京都デジタルツイン庁内データ連携基盤」を運用・拡張する。	庁内の地理空間データ等を局横断的に連携するための「東京都デジタルツイン庁内データ連携基盤」を運用・拡張する。
1－2 被害を最小化するために、事前の備えを進めます				
豪雨対策の推進（流域対策の推進）	総合的な治水対策として、河川や下水道の整備に加え、雨水の流出を抑制する流域対策など、都市整備局、建設局、下水道局が連携して、ハード、ソフト両面で推進 河川や下水道への雨水の流出を抑制する流域対策として、公共施設において貯留浸透施設の設置をより一層推進するとともに、民間施設における貯留浸透施設の設置を促進するための対策を強化	・新たな政策目標達成に向けての取組を強化 ・民間・個人等の取組を誘導するための戦略的広報の充実	・新たな政策目標達成に向けての取組を強化 ・民間・個人等の取組を誘導するための戦略的広報の充実	・新たな政策目標達成に向けての取組を強化 ・民間・個人等の取組を誘導するための戦略的広報の充実
AI等を活用した水位予測による水門等の操作支援	水位、台風進路、気圧などの様々なビッグデータをAI等により分析し、水位変動を予測する技術を開発することで水門操作員の支援を行システムの調査・設計、開発を実施	運用（システム通年検証）	運用	運用
先進の通信技術を活用した道路の防災力強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
市町村との連携強化 （雨天時浸入水対策）	下水道管内の水位情報やリアルタイムに測定する多機能型マンホール蓋を活用して、測定結果を共有することで市町村による効率的な調査や対策への技術支援、財政支援を実施する。	流域幹線の市町村境など37か所に設置し水位情報を共有などの技術支援と市町村による原因調査や対策への財政支援を実施	流域幹線の市町村境など37か所に設置し水位情報を共有などの技術支援と市町村による原因調査や対策への財政支援を実施	流域幹線の市町村境など37か所に設置し水位情報を共有などの技術支援と市町村による原因調査や対策への財政支援を実施
河川横断管路の地中化	豪雨災害時における給水安定性の向上を目的に、浸水想定区域内において、バックアップ機能が確保されていない河川を横断する水道管の地中化を推進	浸水想定区域内において、バックアップ機能が確保されていない河川を横断する水道管の地中化整備を順次推進	浸水想定区域内において、バックアップ機能が確保されていない河川を横断する水道管の地中化整備を順次推進	浸水想定区域内において、バックアップ機能が確保されていない河川を横断する水道管の地中化整備を順次推進
農しょ地域等における農業のDX推進事業	DXの推進により、ため池や農業用水路取水門の防災機能を向上させる。	かんがい施設の水源であるため池や貯水槽等を遠隔で監視するカメラ及び水位計、遠隔で取水を制御できるストップバルブ等を整備し、災害時等における漏水等の異常事態に速やかに対応するDXを活用した監視体制を構築	かんがい施設の水源であるため池や貯水槽等を遠隔で監視するカメラ及び水位計、遠隔で取水を制御できるストップバルブ等を整備し、災害時等における漏水等の異常事態に速やかに対応するDXを活用した監視体制を構築	かんがい施設の水源であるため池や貯水槽等を遠隔で監視するカメラ及び水位計、遠隔で取水を制御できるストップバルブ等を整備し、災害時等における漏水等の異常事態に速やかに対応するDXを活用した監視体制を構築
2 風水害時の円滑な避難の実現				
2－1 都民への情報提供の充実を図ります				
ふ頭内における緊急放送設備の導入（補助制度の創設）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
要配慮者（高齢者・障害者等）を住宅火災等から守るための取組の推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
消防DXの推進によるスマート消防の実現	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
防災意識の啓発及びTwitterなど新たな通信手段による情報発信	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
街のスマート化に向けたスマートボールの活用	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
発災時の情報発信力の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
SNS情報、ビックデータの活用、デマ情報対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
あらゆる災害に安全・確実・迅速に対応できる消防活動の能力の向上	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
島しょ地域における衛星通信による情報通信基盤の冗長化対策	通信障害時に島民が利用できる通信手段として衛星通信設備を確保し、非常時のスムーズな利用を実現するためフェーズフリーで利用する。	・各島に島民向けStarlinkを設置	・島民向けStarlinkの運用	・島民向けStarlinkの運用
河川における防災情報の発信、充実	河川監視カメラ等観測機器の設置拡大等により、住民の避難につながる河川における水防災情報の発信、充実を図る。 また、水位周知河川等の指定拡大、AIを活用した水位周知河川の氾濫危険情報発表支援により水防災情報の発信強化を図る。 さらに、発生頻度が高い複数の降雨を用いたハザード情報（浸水想定等）の作成及び浸水リスクのある箇所を容易に閲覧できる水害リスク情報システムを構築、運用し、水害リスク情報の発信を強化	・洪水予報河川や水位周知河川の指定拡大 ・AIによる河川監視カメラ映像の自動解析等を活用した氾濫危険情報発表の支援システム構築（R6～7） ・河川監視カメラ等公開数の追加 ・水害リスク情報システムの運用、維持管理 ・ハザード情報の作成・公表	・洪水予報河川や水位周知河川の指定拡大 ・河川監視カメラ等公開数の追加 ・水害リスク情報システムの運用、維持管理 ・ハザード情報の作成・公表	・洪水予報河川や水位周知河川の指定拡大 ・河川監視カメラ等公開数の追加 ・水害リスク情報システムの運用、維持管理 ・ハザード情報の作成・公表
都民への情報提供	お客さま自らが浸水に備えられるよう、東京アメッシュによりきめ細かな降雨情報をリアルタイムで提供する。	引き続き、東京アメッシュによる情報発信を実施	引き続き、東京アメッシュによる情報発信を実施	引き続き、東京アメッシュによる情報発信を実施
高潮防災総合情報システムの構築	平成27年に水防法が改正され、高潮浸水想定区域の指定及び高潮特別警戒水位の設定が規定された。平成30年3月、高潮浸水想定区域図を公表するとともに、令和2年4月に高潮特別警戒水位の設定を行った。水位の設定にあわせて、都民に高潮に対する注意喚起を行うとともに、安全で迅速な避難等に資する情報の発信を強化するため、高潮防災総合情報システムを構築・運用する。	運用状況を踏まえた改修を適宜実施	運用状況を踏まえた改修を適宜実施	運用状況を踏まえた改修を適宜実施
都民への情報提供の充実（小河内ダム放流情報）	・余水吐からの放流開始に当たっては、関係機関への通知や報道機関への発表及び関係自治体等へ情報提供をメール送信 ・ダム地点から羽村堰までの間にて、職員によるパトロールやサイレン放送により、周辺のみなさまに周知 ・ホームページやSNSを用い、都民のみなさまなどへ幅広く情報提供	ダム放流に合わせ適宜実施	ダム放流に合わせ適宜実施	ダム放流に合わせ適宜実施
河川における防災情報の発信・充実	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
相談事業	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
都政広報	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）

2－2 行政間で迅速かつ確実な情報連絡体制を構築します

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
初動体制の充実、強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
初動体制の充実、強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
デジタルツイン水害シミュレーション	行政機関の効果的な災害対応のオペレーションにつなげるため、3D都市モデル等の上で浸水や土砂災害の被害状況をシミュレート	運用・更新	運用・更新	運用・更新
2－3 要配慮者をはじめとする都民が安全に避難できる環境を整備します				
地域防災力の向上	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
都民との連携による地域防災力の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
被災地派遣時における男女共同参画の視点からの活動実施	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
男女平等参画の視点からの防災・復興	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
避難所管理運営マニュアル整備の支援	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
災害時要配慮者対策の推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
避難所管理運営マニュアル整備の支援	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
要配慮者(高齢者、障害者等)を住宅火災等から守るための取組の推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
広域避難体制、行政、地域・住民一人ひとり、各主体における「タイムライン」の充実、強化	大規模水害時における避難（広域避難・垂直避難等）に関する検討を行うとともに、都民が発災時の適切なタイミングで正しい避難行動がとれるよう「東京マイ・タイムライン」等を活用した取組を行う。	・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」のとりまとめや「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」の検討状況等を踏まえ、在宅避難や自主避難、広域避難等の複数の避難行動を組み合わせた分散避難対策を具体的に検討 ・区による広域避難計画策定の支援 ・都内学校への冊子版「東京マイ・タイムライン」の配布やセミナー等の実施 ・アプリ版東京マイ・タイムラインを活用した更なる普及啓発	・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」のとりまとめや「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」の検討状況等を踏まえ、在宅避難や自主避難、広域避難等の複数の避難行動を組み合わせた分散避難対策を具体的に検討 ・区による広域避難計画策定の支援 ・都内学校への冊子版「東京マイ・タイムライン」の配布やセミナー等の実施 ・アプリ版東京マイ・タイムラインを活用した更なる普及啓発	・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」のとりまとめや「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」の検討状況等を踏まえ、在宅避難や自主避難、広域避難等の複数の避難行動を組み合わせた分散避難対策を具体的に検討 ・区による広域避難計画策定の支援 ・都内学校への冊子版「東京マイ・タイムライン」の配布やセミナー等の実施 ・アプリ版東京マイ・タイムラインを活用した更なる普及啓発
豪雨対策の推進(地下街浸水対策の拡充)	大規模地下街の浸水対策計画の充実や情報伝達訓練等を実施	・実際の浸水時に即した避難行動を検証するため、都民が参加する施設間をまいた実働訓練を広く展開 ・各種訓練のフィードバックを浸水対策計画へ反映させるとともに、部会で情報共有 ・地下空間浸水対策ガイドラインの改定検討	・実際の浸水時に即した避難行動を検証するため、都民が参加する施設間をまいた実働訓練を広く展開 ・各種訓練のフィードバックを浸水対策計画へ反映させるとともに、部会で情報共有	・実際の浸水時に即した避難行動を検証するため、都民が参加する施設間をまいた実働訓練を広く展開 ・各種訓練のフィードバックを浸水対策計画へ反映させるとともに、部会で情報共有

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
より多くの避難先確保	区市町村の区域を超える広域避難が必要な大規模水害に備え、令和3年9月に国立オリンピック記念青少年総合センターを初めて広域避難先施設として確保するなど、令和5年度末時点で国・民間施設14団体と協定を締結	都有施設の活用に加え、国・民間施設等を確保	都有施設の活用に加え、国・民間施設等を確保	都有施設の活用に加え、国・民間施設等を確保
大規模水害時における都営住宅等の共用部分、空き住戸の活用	水害のおそれのある地域において、都営住宅等やその周辺の住民が避難場所等に避難する時間的余裕がない場合の緊急避難先として、都営住宅等の共用部分及び空き住戸を一時的に活用する。	・希望する区市町と大規模な水害が発生した際に都営住宅等の共用部分を緊急避難先とする覚書締結 ・希望する区市町と都営住宅等の空き住戸を水害時の緊急避難先として活用する協定締結	・希望する区市町と大規模な水害が発生した際に都営住宅等の共用部分を緊急避難先とする覚書締結 ・希望する区市町と都営住宅等の空き住戸を水害時の緊急避難先として活用する協定締結	・希望する区市町と大規模な水害が発生した際に都営住宅等の共用部分を緊急避難先とする覚書締結 ・希望する区市町と都営住宅等の空き住戸を水害時の緊急避難先として活用する協定締結
都民のいのちを守る公園、緑地の強化、充実	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
首都東京の強靱化と国際競争力の強化を図る道路の整備	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
災害に対する地域の防災力を高め都民の生命、財産を守る道路の整備	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
街路樹防災機能の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
ゼロエミッションビルの拡大（都市エネルギー施策の推進）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
再生可能エネルギーの基幹エネルギー化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
ゼロエミッションビルの拡大（家庭における対策）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
水系エネルギーの普及拡大	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
ゼロエミッションモビリティの推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
3 浸水・土砂災害対策の充実・強化				
3－1 豪雨や高潮による水害の発生、拡大を防ぎます				
豪雨対策の推進（流域対策の推進）	総合的な治水対策として、河川や下水道の整備に加え、雨水の流出を抑制する流域対策など、都市整備局、建設局、下水道局が連携して、ハード、ソフト両面で推進 河川や下水道への雨水の流出を抑制する流域対策として、公共施設において貯留浸透施設の設置をより一層推進するとともに、民間施設における貯留浸透施設の設置を促進するための対策を強化	・新たな政策目標達成に向けての取組を強化 ・民間・個人等の取組を誘導するための戦略的広報の充実	・新たな政策目標達成に向けての取組を強化 ・民間・個人等の取組を誘導するための戦略的広報の充実	・新たな政策目標達成に向けての取組を強化 ・民間・個人等の取組を誘導するための戦略的広報の充実

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
中小河川の豪雨対策	これまでの時間50分に対応した護岸等の整備を着実に進めるとともに、年超過確率1/20の規模の降雨に対応した調節池等の整備を推進する。 気候変動の影響による降雨量の増加や海面上昇、台風の強大化等を考慮した「河川施設のあり方」（令和5年度策定）を踏まえて、対策を推進する。 水害軽減に効果を発揮している河川施設を公開し、その整備目的や効果について、理解を深めたい。水害に対する意識啓発と今後の事業に対する理解と協力を得ていく。 ※年超過確率1/20とは、毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/20（5%）であることを示している。	・護岸整備などの河道整備を着実に推進 ・「石神井川」上流地下調節池」等9調節池、1分水路の整備推進 ・新たな調節池等の事業化に向けた取組を推進 ・地下河川の事業化に向けた取組を推進 ・気候変動に対応した新たな施設整備に向けた取組を推進 ・神田川・環状七号線地下調節池において、インフラツーリズムを実施	・護岸整備などの河道整備を着実に推進 ・「石神井川」上流地下調節池」等8調節池、1分水路の整備推進 ・新たな調節池等の事業化に向けた取組を推進 ・地下河川の事業化に向けた取組を推進 ・気候変動に対応した新たな施設整備に向けた取組を推進 ・神田川・環状七号線地下調節池において、インフラツーリズムを実施	・護岸整備などの河道整備を着実に推進 ・「石神井川」上流地下調節池」等8調節池の整備推進 ・新たな調節池等の事業化に向けた取組を推進 ・地下河川の事業化に向けた取組を推進 ・気候変動に対応した新たな施設整備に向けた取組を推進 ・神田川・環状七号線地下調節池において、インフラツーリズムを実施
雨水対策（流域下水道）	複数市において頻発する浸水被害を軽減するため、広域的な流域下水道雨水幹線を整備する。	空堀川上流域南部地域における流域下水道雨水幹線の整備を推進	空堀川上流域南部地域における流域下水道雨水幹線の整備を推進	空堀川上流域南部地域における流域下水道雨水幹線の整備の推進
浸水対策	早期に内水はん濫による浸水被害を軽減するため、内水はん濫リスクが高い地区を重点化し、幹線や貯留施設などの基幹施設の整備を推進する。	内水はん濫リスクが高い地区を重点地区と選定し、下水道整備を推進	内水はん濫リスクが高い地区を重点地区と選定し、下水道整備を推進	内水はん濫リスクが高い地区を重点地区と選定し、下水道整備を推進
市町村との連携強化	市町村が管理する公共下水道の強靱化を図る。	市町村が実施する公共下水道事業に対する財政、技術支援	市町村が実施する公共下水道事業に対する財政、技術支援	市町村が実施する公共下水道事業に対する財政、技術支援
下水道施設の耐水化	目標を超える降雨や複合災害等により、水害が発生した場合においても揚水機能等の下水道機能を確保するため、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、各施設における最も高い対策高で耐水化を推進する。	高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、各施設における最も高い対策高で耐水化を推進	高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、各施設における最も高い対策高で耐水化を推進	高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、各施設における最も高い対策高で耐水化を推進
河川と下水道の連携検討	河川整備の進捗に合わせて、下水道から河川への吐き口の新設や吐き口断面の拡大などを進めるとにより、下水道から河川への放流量を段階的に増強し、下水道施設の能力を最大限に発揮させていく。	・下水道から河川への放流量を段階的に拡大するための雨水吐口整備等を実施	・下水道から河川への放流量を段階的に拡大するための雨水吐口整備等を実施	・下水道から河川への放流量を段階的に拡大するための雨水吐口整備等を実施
低地河川の高潮、地震対策	【高潮防御施設整備】 高潮や津波などの水害に対処するための防潮堤、護岸及び水門等を整備する。 【江東内部河川整備】 地域の特性に応じ、東側地域の河川においては、平常水位を背後地盤高程度に低下させるとともに河道整備を行い、西側地域の河川においては、耐震護岸を整備する。 【スーパー堤防等の整備】 大地震に対する安全性と水辺環境の向上を図るため、コンクリートの堤防に代わり、盛土により構成された幅の広いスーパー堤防等を整備する。 【気候変動を踏まえた高潮対策の推進】 ・気候変動を踏まえた「河川施設のあり方」（令和5年度策定予定）を踏まえて、対策を推進する。	・防潮堤の整備、江東内部河川の護岸整備、スーパー堤防等の整備を推進 ・スーパー堤防等の整備促進に向け、関係者との調整等を実施 ・河川整備計画の改定等（順次）	・防潮堤の整備、江東内部河川の護岸整備、スーパー堤防等の整備を推進 ・スーパー堤防等の整備促進に向け、関係者との調整等を実施 ・河川整備計画の改定等（順次）	・防潮堤の整備、江東内部河川の護岸整備、スーパー堤防等の整備を推進 ・スーパー堤防等の整備促進に向け、関係者との調整等を実施 ・河川整備計画の改定等（順次）
東部低地帯における河川施設の耐震、耐水対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
災害対策としての高台まちづくりの促進	防災まちづくりを強力に推進するため、令和2年1月、国と共に「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」を立ち上げ、まちづくりの機会を捉えた浸水対策など防災まちづくり施策について検討を推進	【国・都・区】高台まちづくりモデル地区等での検討、事業化推進、モデル地区の追加 （都市基盤としての高台まちづくりの推進、高規格堤防の整備促進 等）	【国・都・区】高台まちづくりモデル地区等での検討、事業化推進、モデル地区の追加 （都市基盤としての高台まちづくりの推進、高規格堤防の整備促進 等）	【国・都・区】高台まちづくりモデル地区等での検討、事業化推進、モデル地区の追加 （都市基盤としての高台まちづくりの推進、高規格堤防の整備促進 等）
東京港の防災対策(緊急輸送道路等の無電柱化)	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
東京港の防災対策(緊急輸送道路等の無電柱化)	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
東京港海岸保全施設建設事業	令和5年3月に策定した「東京港海岸保全施設整備計画（令和4年度～令和13年度）」に基づき、最大級の地震、台風や気候変動に伴う海面水位の上昇に備え、水害から都民の生命・財産、首都東京の中核機能を守るため、早急に対策を推進し、防災力を強化していく。	事業の推進	事業の推進	事業の推進

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
島しょ港湾等の防災対策の推進	近年激甚化する風水害等の備えのため、海岸保全施設の整備、緊急輸送用岸壁等の整備促進及び島しょ部での無電柱化に取り組み、島しょの防災力を向上させる。	海岸保全施設について3海岸で整備推進 緊急輸送用岸壁等について1港完了、1港で整備推進 島しょでの無電柱化について2港2空港完了、5港3空港で整備推進	海岸保全施設について3海岸で整備推進 緊急輸送用岸壁等について1港で整備推進 島しょでの無電柱化について3港1空港完了、3港2空港で整備推進	海岸保全施設について3海岸で整備推進 緊急輸送用岸壁等について1港で整備推進 島しょでの無電柱化について5港2空港で整備推進
島しょ地域の海岸保全施設の整備	今後の気候変動に伴い見直した「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」に基づき、人家・公的施設等のある地域や海岸浸食の著しい地域を重点に海岸事業を推進する。	・計画を踏まえた事業の展開	・計画を踏まえた事業の展開	・計画を踏まえた事業の展開
AI等を活用した水位予測による水門等の操作支援	現状では、高潮に伴う水位予測を職員が天文潮位や水位計の観測値より行っている。過去の降雨量や台風進路等のデータからAIが水位変動を正確に予測し、職員の水門や排水機場の操作を支援する「AI等を活用した水位予測による水門等の操作支援」を導入する。	水門等操作支援システム（仮称）開発（一部運用）	水門等操作支援システム（仮称）運用	水門等操作支援システム（仮称）運用
東京港海岸保全施設遠隔点検討基礎調査	現状では、災害後の点検を人力にて行っている。災害時にドローンによる施設の遠隔点検を実施し、取得した画像データ等をリアルタイムで送信するとともに、緊急復旧など復旧工事の優先順位を速定することで早期復旧に資するツールの構築を目指す。	災害時の操縦飛行による施設点検体制維持・強化	災害時の操縦飛行による施設点検体制維持・強化	災害時の操縦飛行による施設点検体制維持・強化
離島港湾DX事業の推進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
3-2 土砂災害の危険性が高い地域での被害を軽減していきます				
総合的な土砂災害対策の強化	「人命の保護」を最優先に、ソフト、ハード対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を推進する。	・土砂災害警戒区域等の指定区域の見直し ・土砂災害警戒情報発表基準の検証及び、東京都土砂災害危険度情報の改良 ・地区単位ハザードマップ作成支援や出前講座など、住民の防災意識向上に向けた技術的支援の実施 ・砂防、急傾斜地崩壊対策事業の実施 ・3D地形データを活用した優先度検討 ・土砂災害警戒区域内に避難所等が存在する箇所や災害発生箇所、3D地形データを活用した検討結果を踏まえた、優先度が特に高い箇所における砂防施設整備の検討 ・簡易的な土石流対策の検討	・土砂災害警戒区域等の指定区域の見直し ・東京都土砂災害危険度情報の改良 ・地区単位ハザードマップ作成支援や出前講座など、住民の防災意識向上に向けた技術的支援の実施 ・砂防、急傾斜地崩壊対策事業の実施 ・3D地形データを活用した優先度検討 ・土砂災害警戒区域内に避難所等が存在する箇所や災害発生箇所、3D地形データを活用した検討結果を踏まえた、優先度が特に高い箇所における砂防施設整備の検討 ・簡易的な土石流対策の検討	・土砂災害警戒区域等の指定区域の見直し ・地区単位ハザードマップ作成支援や出前講座など、住民の防災意識向上に向けた技術的支援の実施 ・砂防、急傾斜地崩壊対策事業の実施 ・3D地形データを活用した優先度検討 ・土砂災害警戒区域内に避難所等が存在する箇所や災害発生箇所、3D地形データを活用した検討結果を踏まえた、優先度が特に高い箇所における砂防施設整備の検討 ・簡易的な土石流対策の検討
保全地域の安心安全	土砂災害特別警戒区域内に指定された保全地域の都府道のうち、隣接地に人家等があり対策が必要な箇所について、自然環境に配慮した工法により土砂災害対策工事を実施する。	対象箇所について土砂対策工事を着実に進め、都民の生命、財産を守るとともに、貴重な自然地の保全を図っていく。	対象箇所について土砂対策工事を着実に進め、都民の生命、財産を守るとともに、貴重な自然地の保全を図っていく。	対象箇所について土砂対策工事を着実に進め、都民の生命、財産を守るとともに、貴重な自然地の保全を図っていく。
衛星データを活用した不適正盛土の監視	人工衛星による観測データ等の活用により、地形の改変が行われた箇所を抽出し、広範囲において不適正盛土を効率的に把握し、盛土による災害を防止	衛星による不適正盛土検知の運用	衛星による不適正盛土検知の運用	衛星による不適正盛土検知の運用
盛土自動検知機能および盛土情報投稿ツール等を活用した不適正盛土の監視	盛土自動検知機能および盛土情報投稿ツール等を活用し、広範囲において不適正盛土を効率的に把握し、盛土による災害を防止	・盛土自動検知機能の運用に向けた性能向上 ・盛土情報投稿ツールの運用 ・盛土ダッシュボードの運用	・盛土自動検知機能の運用に向けた性能向上 ・盛土情報投稿ツールの運用 ・盛土ダッシュボードの運用	・盛土自動検知機能の運用及び性能向上 ・盛土情報投稿ツールの運用 ・盛土ダッシュボードの運用
所有地モニタリング	スタートアップの提供する情報通信基盤に映像通信システムを組み合わせたシステムを、財務局が所管する土地のうち急傾斜地を擁する場所5か所に設置する、システムから机の傾きを示すデータを常時収集し、土砂崩落等の予兆や異常の早期かつ的確な把握に資する情報を蓄積する。	モニタリングの実施、データの蓄積、モニタリング要素の強化（土壌の含水量等）	モニタリングの実施、データの蓄積、モニタリング要素の強化（土壌の含水量等）	モニタリングの実施、データの蓄積、モニタリング要素の強化（土壌の含水量等）
総合的な土砂災害対策の強化	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
危険箇所における建築物の安全対策の促進	土砂災害特別警戒区域内の土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない既存建築物の安全性を確保	土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の安全対策を促進するため、擁壁設置や外壁の補強等を支援	土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の安全対策を促進するため、擁壁設置や外壁の補強等を支援	土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の安全対策を促進するため、擁壁設置や外壁の補強等を支援

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
集約型の地域構造への再編の促進	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
3－3 救出救助を行う防災機関等や施設の体制を強化します				
豪雨対策の推進(地下街浸水対策の拡充)	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
浸水対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
地下鉄の浸水対策の強化	【ハード対策】 2023年2月に策定した東京都交通局浸水対策施設整備計画に基づき、都市型水害及び荒川氾濫等大規模水害への対策を実施 ・駅出入口への止水板等の整備、通風口への浸水防止機整備等を推進 ・地下部での浸水拡大を防止するため、トンネル内防水ゲートや駅構内防水扉の整備を推進 【ソフト対策】 ・浸水を想定した訓練の実施 ・水防法に基づき「避難確保、浸水防止計画」の策定（平成29年度終了）	【ハード対策】 ＜新たな浸水予想への対応＞ ・R4年度に策定した「東京都交通局浸水対策施設整備計画」に基づき、想定しうる最大規模の降雨に対して駅出入口等への浸水対策を実施 【ソフト対策】 ・地下鉄の駅と接続する建物を保有する民間事業者等との連携の強化、避難誘導訓練等の実施	【ハード対策】 ＜新たな浸水予想への対応＞ ・R4年度に策定した「東京都交通局浸水対策施設整備計画」に基づき、想定しうる最大規模の降雨に対して駅出入口等への浸水対策を実施 【ソフト対策】 ・地下鉄の駅と接続する建物を保有する民間事業者等との連携の強化、避難誘導訓練等の実施	【ハード対策】 ＜新たな浸水予想への対応＞ ・R4年度に策定した「東京都交通局浸水対策施設整備計画」に基づき、想定しうる最大規模の降雨に対して駅出入口等への浸水対策を実施 【ソフト対策】 ・地下鉄の駅と接続する建物を保有する民間事業者等との連携の強化、避難誘導訓練等の実施
鉄道施設安全対策事業	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
中小河川の豪雨対策	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
あらゆる災害に安全・確実・迅速に対応できる消防活動の能力の向上	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
パワードスーツの整備	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
レスキューラフトの整備	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
自動膨張式浮力体の整備	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
火山灰、土砂対策資器材の整備	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
AIを活用した技術導入(AI画像解析)	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
船外機付きゴムボートの整備	大規模水害発生時、被災者への迅速な支援活動を可能とするため、緊急自動車や物資搬送車両の緊急通行路確保に向けた道路確認等の情報収集活動、信号機や標識等の交通安全施設の点検、各種交通対策に必要な人員及び資機材の搬送等を実施する	船外機付きゴムボート1艇	船外機付きゴムボート1艇	-
災害救助服用防寒機能付き雨衣の整備	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
災害用高度先行車の更新	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
災害用給電給水車の更新	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
医療施設の基盤整備 （医療施設浸水対策計画策定支援事業）	浸水想定区域に所在する病院を対象に、設計コンサルタント等を活用した浸水対策（工事）計画の策定支援を実施する。	計画策定支援 11施設	継続実施	継続実施
Ⅲ 火山噴火対策				
1 島しょ地域における火山噴火への備え				
1－1 火山の噴火に備え、ハード、ソフト両面の対策を推進します				
島しょ港湾等の防災対策の推進	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
火山災害対策の推進	火山噴火に伴って発生する土砂災害に対し、被害をできる限り軽減するため、各島の火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき対策を推進する。	・火山噴火監視カメラの設計・整備・順次運用 ・D Xによる火山噴火に起因する土砂災害対策支援システムの検討	・火山噴火監視カメラの設計・整備・順次運用 ・D Xによる火山噴火に起因する土砂災害対策支援システムの検討	・火山噴火監視カメラの設計・整備・順次運用 ・D Xによる火山噴火に起因する土砂災害対策支援システムの構築
火山観測、避難計画策定等	・火山観測 ・6火山（伊豆大島、三宅島、八丈島、青ヶ島、新島、神津島）の避難計画の策定等	・関係機関等の火山防災の知識の向上を目的とした東京都火山防災シンポジウムの実施 ・住民、来島者への適切な普及啓発の検討、実践 ・協議会、避難計画検討部会における避難計画の実効性の検証・見直し ・伊豆大島・三宅島火山ハザードマップの見直し	・関係機関等の火山防災の知識の向上を目的とした東京都火山防災シンポジウムの実施 ・住民、来島者への適切な普及啓発の検討、実践 ・協議会、避難計画検討部会における避難計画の実効性の検証	・関係機関等の火山防災の知識の向上を目的とした東京都火山防災シンポジウムの実施 ・住民、来島者への適切な普及啓発の検討、実践 ・協議会、避難計画検討部会における避難計画の実効性の検証
火山観測、避難計画策定等	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
火山灰、土砂対策資器材の整備	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
2 富士山噴火による降灰への備え				
2－1 大規模噴火降灰に備え、都市機能の維持に向けた対策と平時からの強化を進めます				
災害上システムの機能強化、関係機関等との情報共有網の構築	富士山等火山の大規模噴火時における迅速な除灰を行うため、情報共有態勢の構築を図る。	情報共有のツールとして、都所管の「災害対策オペレーションシステム」の機能拡充を検討	都所管の「災害対策オペレーションシステム」に、国の降灰予報情報の表示に向けた調整	都所管の「災害対策オペレーションシステム」に、国の降灰予報情報を表示
国や区市町村等と連携した道路啓開体制の構築	富士山等火山の大規模噴火時における迅速に道路啓開を行う体制を構築し、都市機能の維持を図る。	関係団体と連携強化に向けた協定の締結に向けた調整	関係団体と連携強化に向けた協定の締結に向けた調整	関係団体と連携強化に向けた協定の締結に向けた調整
降灰時の輸送体制確保に向けた走行実験	緊急車両・貨物車両等の降灰時の走行性能を把握し、降灰時における輸送体制等の課題を洗い出し、実効性のある輸送等の体制整備に繋げていく	緊急車両・貨物車両等の降灰時の走行性能を把握し、輸送体制確保に向けた方針を策定	-	-
富士山噴火時の降灰対策	富士山噴火時の降灰について、都における課題・論点整理を行うとともに、対策の検討を行う。	地域防災計画火山編の修正のとりまとめ 国のガイドラインを踏まえた課題の整理・対策の具体化するとともに、走行実験を踏まえた、輸送体制確保に向けた方針を策定	富士山降灰対策の推進	富士山降灰対策の推進
大規模噴火降灰に係る普及啓発	都民等が降灰による影響を自分事と捉え、平時から富士山噴火に備えた必要な準備を行えるよう、広く情報発信・普及啓発を実施	都民等が降灰による影響を自分事と捉え、平時から富士山噴火に備えた必要な準備を行えるよう、広く情報発信・普及啓発を実施	都民等が降灰による影響を自分事と捉え、平時から富士山噴火に備えた必要な準備を行えるよう、広く情報発信・普及啓発を実施	都民等が降灰による影響を自分事と捉え、平時から富士山噴火に備えた必要な準備を行えるよう、広く情報発信・普及啓発を実施
富士山噴火時の降灰対策	都が管理する道路における迅速な降灰除去について検討・整理し、態勢を構築する	道路啓開態勢の構築	道路啓開態勢の構築	道路啓開態勢の構築

事業名	事業の概要	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
水道施設の降灰対策	沈殿池への直接降灰時に水質基準超過のリスクを有する長沢浄水場について、シート型の覆蓋を実施	-	-	-
富士山等火山の大規模噴火時における降灰対策	洗浄水が確保できない場合でも、下水道管内に堆積した火山灰等を除去するため、堆積した火山灰を除去する技術を開発するとともに、技術開発の結果を踏まえた応急復旧計画を立案し、降灰後も速やかに下水道機能を確保する。	技術開発の結果を踏まえた応急復旧計画の立案	技術開発の結果を踏まえた応急復旧計画の立案	技術開発の結果を踏まえた応急復旧計画の立案
日常生活など都市活動の早期再開に向けた迅速な降灰除去	富士山等火山の大規模噴火時にいて、日常生活など都市活動の早期再開に向けた迅速な降灰除去の体制構築を図る。	都内における仮置場用地確保に向けた調整に着手	都内における仮置場用地確保に向けた調整	都内における仮置場用地確保に向けた調整
都民の意識向上に向けた普及啓発	富士山等火山の大規模噴火の被害を自分事と捉え、必要な備えを促進していくため、都民等の降灰に関する意識の醸成を図る。	動画等を活用し、大規模噴火降灰への備えに関する情報発信・普及啓発を実施	動画等を活用し、大規模噴火降灰への備えに関する情報発信・普及啓発を実施	動画等を活用し、大規模噴火降灰への備えに関する情報発信・普及啓発を実施
災害発生時における各種備蓄等の整備	警察活動の業務継続性を確保するために、①災害用生理用品②来庁者用非常用食糧を新規に備蓄する。	-	-	-
災害対応力の強化（通信器機降灰被害対策用品の整備）	通信器機にカバーを付けて、内部に火山灰が混入するのを防ぐ。	-	-	-
四輪駆動車の更新	地震・風水害等の大規模災害、富士山噴火降灰対策を含む災害時における警察活動を強化する。	少年対策車等 48台	少年対策車等 42台	少年対策車等 54台
災害情報収集用二輪車の整備	大災害等発生時における災害被害確認活動及び緊急交通路等の確保のため、新たに特殊技能に関するオフロードバイク部隊を設置し体制の強化を図る。	災害情報収集用二輪車 4台	災害情報収集用二輪車 4台	災害情報収集用二輪車 4台
警笛付LED誘導灯の整備	富士山噴火に伴う降灰の影響による道路の危険防止のため、交通規制を実施する現場の警察官に対し、降灰下でマスクを着用していても合図ができる警笛付LED誘導灯を整備し、災害への備えを一層強化	・警笛付LED誘導灯の整備	-	-
移動型交通情報提供装置の整備	移動型交通情報提供装置は、災害時や緊急時における交通情報等の情報伝達に使用している。 現行の車両では降灰下での走行が困難となり、災害時の交通情報等の提供ができなくなる恐れがあることから、四輪駆動車で動力源エンジン等に対する高機能フィルター等を装着した移動型交通情報提供装置（サインカー）を配備する。	移動型交通情報提供装置 1台	移動型交通情報提供装置の整備 2台	移動型交通情報提供装置の整備 2台
災害救助服用防寒機能付き雨衣の整備	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
災害用高度先行車の更新	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）
災害用給電給水車の更新	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）

事業名	事業の概要	2025年度（令和 7 年度）	2026年度（令和 8 年度）	2027年度（令和 9 年度）
		主な取組	主な取組	主な取組
地域警察活動用靴カバーの整備	短靴にも対応可能な、火山灰を払い落としやすいナイロン等の素材を使用した靴カバーを、降灰量が多いと想定される多摩地域の警察官に整備する。	多摩地域の各警察署へ 2 分の 1 配備	多摩地域の各警察署の地域警察官数配備完了	-
富士山噴火時の降灰対策	電力復旧後の鉄道等の早期の運行再開を図る	-	-	-
あらゆる災害に安全・確実・迅速に対応できる消防活動の能力の向上	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）